

紫苑

第 18 号

目 次

論文

- 後産までの久しさから臍の緒切りと甑落としへ
—『枕草子』『権記』を手がかりに—…………… 北條 暁子 1
- 平安時代の即位式における「御後」について…………… 佃 美香 25

特別寄稿

- 小さな町の学芸員の仕事…………… 小野 翠 33
- 『平家物語』と『義経記』の比べ読み
—「言語文化」における実施を想定して—…………… 齋賀 万智 37

研究ノート

- 鎌倉時代初期における武藤氏—武藤資頼を中心に—…………… 佐藤 亜美 49
- 安政期の樺太クシュンナイにおける日露雑居の実態…………… 澤井 真帆 65

2021年 3 月

京 都 女 子 大 学
宗 教 ・ 文 化 研 究 所 ゼ ミ ナ ー ル

後産までの久しきから臍の緒切りと甑落としへ

—『枕草子』『権記』を手掛かりに—

北條 暁子

はじめに

日本古来の出産を、古記録や文学作品から具体的に想像する難しさは何処にあるのか。例えば、現代に引き継がれなかった儀礼等にあるのだろうか。たしかに、それらも一つの障壁には違いない。

しかし、それら以上の障壁が二つある。一つは、現代との共通点である。生物としての出産は時代に関わらず同じであり、医学的処置や習慣、儀礼には現代との共通項が見られる。ところが、重なりは大きくとも一部に差異は存する。なまじ同じに見えることが目をくらまし、誤った解釈を惹起してしまいか。例えば、子の分娩後、胎盤等が娩出される「後産」までの時間についての認識は、『枕草子』の頃から現代まで同じなのであろうか。「臍の緒を切る」ことについてはどうであろうか。実は、どちらも何かが変わっているのではなからうか。次いでもう一つの壁は、出産が千差万別であることだ。古来の出産における原則を見出そうとする時、或る具体例が果たして原則通りなのか例

外なのか、見極めの困難な場合がある。こうした障壁を少しずつでも打開するには、史料と文学作品という、性質の異なる二つに資料を求めることが有効ではなからうか。

本稿は「後産」に注目し、壁の打開を試みたい。より具体的には、前半の一章において後産を「待つ時間」を検討し、その検討結果を軸に、後半の二、三章で後産と関連の深い二つの儀礼、「臍の緒を切る」ことと「甑を落とす」こと、つまり、子の分娩以後に行われる二つの行事について検討を進める。

一．後産を待つ久しき

(i) 語の定義——後産、分娩第三期——

最初に、いくつかの語の定義を確認する。

「後産」とは、出産の最終段階で、医学的には「分娩第三期」の後半にあたる。分娩は三期に分けて考えられている。本稿で扱わない第一期、第二期は、『日本大百科全書(ニッポニカ)』「出産」の項の「出産経過」¹⁾に拠れば、そ

れぞれ、規則正しい陣痛から始まる「開口期」、「破水および子宮口全開大後、胎児を娩出するまでの期間」を指す「娩出期」とも言い換えられる。それらに続く分娩第三期は後産期とも呼ばれ、「胎児娩出後胎盤や卵膜などがおりるまでの時間^②」である。つまり、分娩第三期は「胎盤や卵膜などがおりる」ことによつて終了し、分娩自体も完了する。その、「胎盤や卵膜などがおりる」ことこそが「後産」である。『岩波生物学辞典 第5版^③』の「後産 [afterbirth]」の項では、

「こうざん」とも。胎生哺乳類の分娩に際して、胎児にやや遅れて臍帯と胎盤が排出されること、ヒトでは通常、胎児の分娩より十〜三十分後に後産が起こる。」と説明される。

繰り返しになるが、子の分娩直後から始まる分娩第三期は後産と同義ではない。分娩第三期とは、後産を待つ時間と後産とで構成されるのである。

(ii) 後産を待つ思い——『枕草子』「心もとなきもの」——

後産を待つ時間の心もとなさに言及するのは、『枕草子』の「心もとなきもの」の段である。後産を待つ時間については、中ほどに一言言及されるだけであるが、章段全体が「心もとなし」という抽象的概念を物尽くしで具象化して

おり、当該の一文の理解には前後の参照が必要と考えられる。そこで、新編日本古典文学全集18『枕草子^④』の本文に拠つて一五四段全体を引用し、当該の一文をゴシック体で示したい。

心もとなきもの 人のもとにとみの物縫ひにやりて、いまいと苦しうゐ入りて、あなたをまもらへたる心地。子生むべき人の、そのほど過ぐるまでさるけしきもなき。遠き所より思ふ人の文を得て、かたく封じたる続飯などあくるほど、いと心もとなし。物見におそく出でて、事なりにけり、白きしもとなど見つけたるに、近くやり寄するほど、わびしう、下りてもいぬべき心地こそすれ。

知られじと思ふ人のあるに、前なる人に教へて物言はせたる。いつしかと待ち出でたるちこの、五十日、百日などのほどになりたる、行末いと心もとなし。

とみの物縫ふに、なま暗うて針に糸する。されど、それはさるものにて、ありぬべき所をとらへて、人に上げさするに、それもいそげばにやあらむ、とみにもさし入れぬを、「いで、ただなすげそ」と言ふを、「さすがになどてか」と思ひ顔にえさらぬ、にくささへ添ひたり。

何事にもあれ、いそぎて物へ行くべきをりに、まづ

我さるべき所へ行くとして、「ただいまおこせむ」と出てぬる車待つほどこそ、いと心もとなけれ。大路行きけるを、「さななり」とよるこびたれば、ほかざまにいぬる、いとくちをし。まいて物見に出でむとあるに、「事はなりぬらむ」と人の言ひたるを聞くこそわびしけれ。

子生みたる後の事の久しき。物見、寺詣などで、もろともにあるべき人を乗せに行きたるに、車をさし寄せて、とみにも乗らで待たするも、いと心もとなく、うち捨ててもいぬべき心地ぞする。また、とみにて炒炭おこすも、いと久し。

人の歌の返しとくすべきを、えよみ得ぬほども、心もとなし。懸想人などは、さしもいそぐまじけれど、おのづからまた、さるべきをりもあり。まして女も、ただに言ひかはすことは、疾きこそと思ふほどに、あいなくひが事もあるぞかし。

心地のあしく、物のおそろしきをり、夜の明くるほど、いと心もとなし。

この章段には数値的な時間が一切示されない。それは、「心もとなし」という感情を惹起する時間が数値的でないからであろう。わずか数分、数時間が、果てしなく長く感じられる、そういういった心情的、相対的な時間の「長さ」が、

ここに「久し」と表現されている。とは言え、清少納言が「久し」と述べる時に想定した、後産を待つ時間を数値として考察することもまた、読解を深めるであろう。『枕草子』の記された当時、後産が遅れる場合の時間は具体的にどれ程であり得たであろうか。

この点に言及した先行研究に、勝俣隆「『篁物語』に関する若干の考察」がある。『篁物語』の「あしたに、久しく書読ませざりければ」の解釈を正さんとする同論文は、「久し」の語義を明らかにするために、『枕草子』の当該の描写について、

「久しく」には、もつと短時間を表す用法が存在するようである。清少納言の『枕草子』には、「心もとなきもの」の段に次のような描写がある。

子生みたる後の事の久しき。…また、とみにて炒炭おこすも、いと久し。

松尾聡・永井和子氏の訳に依れば、「子を生んだあとのことがなかなかないの。…また、急の入用で、炒炭をおこすのも、とても長い時間がかかる。」乃ち、これは、出産の後、胎盤が出てくる後産がなかなか無い状態や、炒炭をおこすのに時間が懸かることをいう場合に「久し」を使った例である。現代家庭医学大辞典（講談社）に依れば、後産は、「初産婦で十五〜三

十分、経産婦で十〜二十分くらいかかると言われる。これは平均値だろうから、多少の長短はあるにせよ、清少納言が「後の事の久しき」と言った場合も、精々一時間以内のことと推測されよう。まして、炒炭をおこす場合は、幾ら時間が掛かっても数分の話であろう。そういった数分から数十分単位の時間についても、「久し」という単語は使われたのである。

と言及する。数値としては短時間でも「久し」と表現する用例があるという主張は首肯される。しかし、現代の医学書をもとに、『枕草子』の「子生みたる後の事の久しき」を「精々一時間以内のことと推測されよう」と数値的に限定してしまつてよいものであろうか。たしかに、出産、後産という現象は昔も今も変わらない。現代の日本において人々が一般に氣を揉み始める「後産」に関わる時間の感覚は、清少納言や同時代の人々にも共通するであろう。しかし、その「久し」さは、果たして一時間以内に留まるものであつたらうか。もう少し長いこともあつたのではなからうか。(i) 節に確認した『岩波生物学辞典』「後産」の項に「ヒトでは通常……三十分後に後産が起る」とあつたが、出産の臨床像は多彩である。加うるに、現代と当時とは医療の内容も異なる。

ここで、『枕草子』と同時代の古記録『権記』に見出した、

後産の開始が「十〜三十分後」という範囲を逸脱して遅れた事例二例を報告しよう。

【A】『権記』寛弘四(一〇〇七)年十一月二十日条より⁽⁶⁾

卯時誕生^三女児、二時許不^レ胞落、仍結着切^レ之、種々立願^三祈誓、午時許自^三吉平朝臣示送云、如此事七瀬祓有感^二、則光榮朝臣以下七人許送^三消息、以^三申剋^二令^レ祓、送^三消息^二後、未剋平安遂了、(下略)⁽⁷⁾

括弧内に解釈を補いつつ、以下に現代語訳を試みる。

卯の時(午前五時から七時までの間)、女児を誕生した。四時間ほど(も経つたにも関わらず)、胞衣が落ちない。そこで(後産をこれ以上は待たず、)(臍の緒を糸で)しっかりと結びつけ、その結び目(のところ)を切った(つまり、臍の緒を切った)。(後産が無事に早く下りるよう、)様々な祈誓を立願する。午の時(午前十一時から午後一時)頃に、(陰陽博士安倍)吉平朝臣⁽⁸⁾から示し送つて言うには、「こ(後産の遅延)のような事には、七瀬の祓が神仏に感応し(効き目があります)と。そこで、(賀茂)光榮朝臣以下の七人(の陰陽師)のもとに手紙を送り、申の刻(午後三時から五時)に祓を行わせる(べく手配する)。手紙を送つた後、未の刻(午後一時から三時)に、無事に(後産を)遂げ終えた。

この事例において、分娩第三期は最短で見積もつても、

誕生（午前七時直前）から後産完了（午後一時）まで、実に六時間以上である。最長で、誕生が午前五時、後産完了が午後三時直前であったとすれば、十時間近くに及んだ可能性すらある。

この時誕生した行成女こそ、後年、道長が息子長家との婚姻を「雛遊びのやうにて、をかしからん」と認め、また、その早世の惜しまれることになる女子であり、それぞれ『栄花物語』巻十四「あさみどり」、巻十六「もとの雫」に描かれている。『更級日記』にも、行成女の書を手本としていた孝標女姉妹がその夭逝を悼み、猫を行成女の生まれ変わりと信じたことが描かれる。文学の研究において、かくも有名な女子であるため、『権記』の当日条と『栄花物語』に記される享年からこの日誕生したこともすでによく知られている。しかし管見に入る限り、彼女が誕生した際の後産についての検討はこれまでなされていない。

この女子の母である行成室についても、行成女と関連して『栄花物語』に描写される。「あさみどり」によれば、行成の最初の正室源泰清女の妹であるといい、婿である長家が賀茂祭の使に立った様子を見物し、嬉しさに泣きそうな顔をしたこと等が描かれ、「もとの雫」には娘の最期を看取る様子が描かれる。この行成継室は、後産が子の分娩から相当に遅れたこの出産の後も健在であった。産婦も新

生児も無事であった中で、後産が具体的に遅れた時間が明確な事例として注目したい。

次の事例【B】は、同じ行成継室による翌年の双生児出産の事例である。二児ともに誕生から間もなく亡くなっている。後産に【A】以上に長い時間の掛かった様相を確認したい。

【B】権記 寛弘五（一〇〇八）年九月二十五日〜二十八日条

二十五日壬午 此夕、女人有_二惱氣、疑_レ在_二産事_一。仍初夜間許、為_レ向_二迎力_一。慶円僧都、赴_二妙法蓮華寺_一。而聞_二候内之由_一。到_二一条路辺_一、令_二左近府生重隣取_二案内_一。子時螺吹後、僧都被_レ出。同載帰、加持。男児_二誕生_一。胞衣未_二下_一。仍七人陰陽人以_二午時_一令_レ被_二七瀬_一。立_二種々願_一。僧都寅時許被_レ還。種々折願。右宰相中将・修理大夫、被_二過問_一。

二十六日癸未 此夕子剋又誕_二男児_一。胞衣不_二早下_一。然而切取結_二着母氏股_一。

二十七日甲申 此日、新宰相被_二過問_一。春宮権大夫・左宰相中将、被_二過問_一。此夕、始被_レ生児亡。以_二丑剋_一、令_二是高棄_二東河東_一。胞衣出了。女人有_二惱氣_一。

二十八日乙酉 此日、新生児辰剋初沐浴。前式部少輔江為基誦_二孝経_一、弦打・加持僧等在_二之_一。午時許児没。八月子俗忌_レ之。仍過_二今月_一可_レ遂_二産事_一之由、種々折

願。而俄有^三產事。是(・無カ)仏神冥助也。今夜子
剋棄^二兒於乙方東河原也。

四日間に亘る記録から経過を掻い摘んで記すと、次のようである。

二十五日夕に産気付き、子時(午後十一〜午前一時)を知らせる法螺貝の後に僧都を迎えて共に帰宅後、加持。子の時か丑の時(午前一〜三時)に双生児の一人目の男子を産む。胞衣が下りないため、翌日午の時(午前十一〜午後一時)に七瀬の祓を行うよう手配する。翌二十六日の子刻に二人目の男子を産む。胞衣は下りないが、後産を待たずに子を切り取るべく臍の緒を結ぶ。二十七日の夕方に、一人目の新生児が亡くなり、(翌日となる寅刻に持ち越さぬ為か)丑の刻に遺棄葬をさせ、胞衣が下りる(すなわち後産完了。亡き子を家から送り出した後、同時刻に下りたと読める)。二十八日、辰刻(午前七〜九時)に二人目の新生児に初めて沐浴させる儀式を行うも、午時頃に没する。日付の切り替えの時間が古代と現代で異なることは周知のことであるが、混乱を避けるため、現代風の日付を用いて後産までの時間について確認する。一人目の誕生は、二十五日午後十一時以降二十六日午前三時より前であった。二人目の誕生は、二十六日の午後十一時以後、二十七日午前一時より前であった。後産完了は、二十八日深夜一時よ

りは確実に遅く、三時よりは前であった。後産完了までの時間は、一人目の誕生からほぼ九二日近く経過している。二人目の誕生からとして、なおかつ最短で見積もっても、二十七日午前一時以前から二十八日の午前一時以後、すなわち丸一日が経過している。「女人、惱氣有り。」との産後の体調も尤もである。一人生き残った子の産湯の儀に『孝経』を読んだこと、そしてその子さえも亡くなったことを記し留めた行成の心中は察するに余りあるが、妻の無事をも祈る行成にとって、遅れている後産を待つ時間が久しかったことも勿論であろう。

以上、『枕草子』と同時代の日本における後産が、子の誕生から六〜十時間、時には丸一日以上経過した後に完了し、産婦が命を落とすことも無かった例を確認した。

(iii) 後産の遅れについて——後産開始か、後産自体か——

事例【A】【B】からは、後産自体が長かったのではなく、後産を待つ時間が長かったという印象を受ける。仮に、すでに始まった後産が長引いたのならば、詳細に記す行成はそう記したはずである。後産の遅れとは、後産開始の遅れと理解したい。逆に、後産が始まったが長引くと認識されるような状態、つまり、胎盤が一部でも剥離し、娩出されかけた状態で留まる、といった臨床像があり得るのである。

うか。現代日本の医学論文に報告があるか確認したい。

管見に入る限り、後産が開始したが長引き、後産自体に時間が掛かった事例を見出せなかった。⁽¹¹⁾おそらくは、現代ではこうした事例が起り得るような胎盤の状態があれば、後産が始まったも即座に医療が介入するか、もしくは後産開始すら待たず予め介入する為、⁽¹²⁾そうした事例の経過観察はあり得ないのである。よって、以下、あくまでも仮定をもとに想像してみた。

医学的には、「児娩出後三十分以上経過しても胎盤が娩出しない状態を胎盤遺残」と呼ぶそうで、原因、病態はさまざまであるが、「胎盤遺残は子宮の完全な収縮を妨げるので、胎盤の剥離が遅れるほど出血の危険が大きくなる」という。⁽¹³⁾つまり、そもそも後産の完了の遅れは、出血の危険と隣り合わせなのである。その上もし仮に、後産が開始できたのだとすれば、後産陣痛がつき、胎盤が少なくとも一部は剥離し、下り始めていることになる。その状態で、開始した後産が長続くとすれば、胎盤を娩出しきれない状態で長時間が経過していることになる。ここで、『日本大百科全書』「後産期」の項目を見てみよう。

胎児娩出後、胎児の付属物である胎盤、臍帯、卵膜が娩出される（後産）までの時間をいい、分娩第三期ともいう。この時期には、陣痛によって胎盤が子宮壁か

ら剥離し、娩出されてくる。この間は約十分間であり、分娩時の出血はほとんどこの時期に生ずるので、胎盤娩出を早めて出血量を減少させる目的で子宮収縮剤が用いられることが多い。[新井正夫]

「この間は約十分間であり、分娩時の出血はほとんどの時期に生ずる」という後産が、開始してしまつたのに、完了せず続くという事態が起こつたとすれば、相当な出血量となろう。後産完了後に起こる、子宮収縮に伴う「後陣痛」という比較的軽い陣痛は、「胎盤剥離面の血管を圧迫して止血を行う」⁽¹⁴⁾ための生理現象であるという。子宮収縮は止血のためにも不可欠なのである。しかし、胎盤が一部しか剥離せず残つていれば、子宮収縮が不良となり、胎盤剥離面からの出血が充分に抑えられないことが予測される。子宮動脈の血流は妊娠成立とともに増加し、非妊娠時には94・5ml/分であつたものが妊娠末期には342ml/分と三倍以上に増加するといわれている。⁽¹⁵⁾

という血流が充分に止血されないとすると、何が起こるのであるうか。「血液の量は体重のおよそ八%」⁽¹⁶⁾と言われる。仮に体重が五〇kgなら、血液は四kgで、体積も単純に四〇〇ccとしておこう。

一般に健康成人では全血量の半分にあたる約2000cc以上を失うと失血死をきたすといわれている。出血が

少量でも持続しておれば貧血をきたし、大量の出血が急速におこればショック状態となる。⁽¹⁷⁾

という。いま仮に、失血が毎分三四二ccそのままでもなく、半分の毎分一七一ccに収まっているとしよう。それでわずか十二分足らずで二〇〇ccに達してしまふ。輸血などの手段の無い当時の医療を考える時、そんな状態で後産が長引くとすれば、産婦の生還の見込みは無くなる。

よつて、『権記』の二事例は、後産がなかなか起こらず、開始しないから完了もしない状態であつたと推定したい。

(iv) 『枕草子』の解釈と『権記』の二事例——長引くのは後産自体か——

『権記』の二事例は、『枕草子』の当該箇所を解釈に活かせるであろうか。当該箇所の訳および注を、最近五十年の注釈書から年代順に引用する。

【松尾聰・永井和子校注・訳 日本古典文学全集11『枕草子』一六四段】

「生子みたる人の、後の事久しき」の訳・子を生んだ人が、後産のなかなかないの。

「後の事久しき」の頭注・後産にひまがかかること。

【萩谷朴校注『枕草子 下』新潮日本古典集成（第二十回）⁽¹⁸⁾ 一五三段】

「後の事の、久しき」の頭注・新生児を分娩したあとの胎盤排出。いわゆる後産のことである。胎盤が無事排出されないと、産褥熱や尿毒症を起して、産婦の生命に危険を生じるから。（一九八二 同朋舎『枕草子 解環 三』も同様）

【田中重太郎『枕冊子全評釈 三』⁽²⁰⁾ 一六四段】

「生子みたる人の、後の事のひさしき」の訳・子どもを生んだ人が、後産がいつまでもつづくの（も、いつになつたら……と、いらいらする）。

「後の事」の語釈・ここは、出産のあとの処置・症状回復のことなどをいう。「後の事」には、死後の処理、葬式、法事などをいうこともある。「ほどなく生まれたまひぬ。……後の事またいと心もとなし」（源氏物語「葵」）。「胞衣のとこほる也」（「春曙抄」）

【速水博司『堺本枕草子評釈』一二七段】

「こうみたるに、のちのもののひさしき」の訳・子を産んだのに、後産がいつまでもおきない（の）。

【渡辺実校注『枕草子』新日本古典文学大系25⁽²²⁾ 一五三段】

「子うみたる後の事のひさしき」の頭注・いわゆる後産。それがなかなかすまない。

【新編全集（松尾聰・永井和子校注・訳）】

「子生みたる後の事の久しき」の訳…子を生んだあと
のことがなかなかないの。

「後の事の久しき」の頭注…子が生れた後、胎盤が
りて出産が終る。これがいわゆる後産であるが、それ
に時間がかかる、産婦の生死にかかわるので不安感
におそわれるのである。

田中全評釈と新大系の解釈が他の注釈書とやや異なる。
田中全評釈には「後産がいつまでもつづく」とある。或い
は、分娩第三期がいつまでも続くという意味で記されたも
のか。後産開始から終了までに時間が掛かりすぎる、と説
めてしまう現代語訳であるが、そうであれば(Ⅲ)節の考
察通り産婦の死の確率が限りなく高く、「物見に間に合わ
ない」「炒炭がおこらない」といった事柄と並べるには余
りにも重い状況で、そぐわない。おそらく、清少納言がこ
こに挙げる以上、「子生みたる後の事の久しき」は、たち
まち生命の危機に瀕するものではなく、むしろ、大丈夫だ
とは思ふものの、そうは言ってもはらはらさせられ、じり
じりとした待ち遠しさが喚起される事柄であったに違いな
い。つまり、事例【B】ほどの極端な長さでは無いにせよ、
後産開始までに時間が経過し、しかも、事例【A】【B】
同様、産婦が命を落とさない状況を想定していたのではな
かろうか。『徒然草』第六一段に、

御産のとき甑落とすことは、さだまれることにはあ
らず。御胞衣とどこほる時のまじなひなり。とどこほ
らせ給はねば、このことなし。

下ざまよりことおこりて、させる本説なし。大原の
里の甑を召すなり。古き宝蔵の絵に、賤しき人の子う
みたる所に、甑落としたるを書きたり。⁽²³⁾

とある、「御胞衣とどこほる」の表現は『春曙抄』の注と
一致する。双方同じく、後産の開始が遅れている状況と理
解したい。

結果的に後産の完了、つまり出産全体の完了も遅れた状
況であることになるので、新大系のように「すまない」こ
との方を重視する訳も成り立つが、事例【A】からは、予
測のつかない開始までの時間の長さを久しく感じたであろ
うことが示唆される。

(v) 後産開始を待つ事例——必ず危険なのか——

(iv) 節において、『枕草子』の最近の注釈書を概観した。
新潮集成と新編全集のみが、産婦の生死に言及していた。
清少納言の言わんとする「心もとなさ」の裏付けとして、
万一のそうした不測の事態への不安があるという非常に重
要な点を説明し得ている。

一方で、他の注釈書のように生死に言及しない態度も、

この章段の理解には益する点もあり得ることを指摘しておきたい。

後産の遅れは、現代においては、医療的介入によって避ける事柄である。より正確には、さきに引用した『日本大百科全書』「後産期」の項目に子宮収縮剤への言及があった通り、しばしば投薬等の医療的介入が積極的に行われる。日本助産学会ガイドライン委員会編「エビデンスに基づく助産ガイドライン——妊娠期・分娩期2016」⁽²⁵⁾に拠れば、リスクが低く、本人が希望しない場合でも、子の分娩後おおよそ五十分も経過すれば、基本的には医療的に介入する積極的管理に切り替えることになる⁽²⁷⁾。

しかし、後産の遅れを避ける手段のなかった『枕草子』の時代においては、実は、列挙される他の日常的事例が起こる程度には起こり得る事態であり、かつ、必ず産死につながることも限らない事柄だったのでないか。

(IV) 節に引用した『徒然草』に「御胞衣とどこほる時のまじなひ」だと説明される「甑落とすこと」については、本稿第三章に些かの考察を加えるが、ここで、「甑落とし」を詳細に検討された先行研究の一つ、斉藤研一氏『子どもの中世史』⁽²⁸⁾の紹介する史料に言及したい。「御胞衣とどこほる時」という節に、文保二(一一三一八)〜元享元(一一三二二)年に記された金沢貞顕による書状三通が引用される。

「無事に出産を終えても、後産がすむまでは安心できない、といった様子がとてもよく表れてい」る例として挙げられた史料であり、同書の書き下しをそのまま引用させて頂きつつ、本稿の着眼点から二点を追加して押さえたい。

〈史料A〉正月某日に記された一通目には、子の刻に男子が誕生したことが記され、〈史料B〉正月十一日には「男子出生以後、只今〈辰の刻〉まで殊なる事無く候、但し後の物いまに遅々候、医師ハくるしからぬよし申し候へども、心本なく候、尚祈念候はば、悦び入り候、心地ハ無為に候へども、後の物遅々、返す返す心もとなく存じ候」とあるそうだ。一通目の日付は不明であるが、二通目の日付から誕生は子の刻、つまり現代の日付変更方式で十日深夜午後十一時以降、翌午前一時より前と見做せる。十一日午前七時以降九時より前の段階で後産が遅れており、最短で六時間、最長で十時間待っていることになる。ちょうど『権記』の【A】でも、後産完了がこの位遅れたのであった。注目したい一点目は、医師の心配ないとの診断である。二点目は、医師の安心な診断があり、「心地ハ無為、すなわち産婦の体調も問題ないのであるが、貞顕がこの状況を「心もとなし」と表現していることである。なお、〈史料C〉には同日中に後産が無事に下った喜びが記されている。鎌倉時代のこの一例は、まさに『枕草子』に描かれている状

況と同様と思われる。

さらに時代は下つて、出産が病院で行われるようになる前、例えば明治時代の後産はどのようなふうか。後産にどの程度の時間が掛かった時点で医療的介入を行ったのか。明治時代の極端な一例として、「産婆、清水伊勢による「後産娩出遅延に起因する大出血」について」⁽²⁹⁾を見てみよう。「出産のたびに胎盤の娩出遅延が起こっていたものの、後産期に出血を起こしたことはなかった」という四十三歳の十回経産婦が、「分娩後少しも陣痛発作がないのみならず、児娩出直後より出血があり」、「胎盤の娩出がないと産婆清水のところへ家人が相談にきたのが児の娩出より五十一時間後であつた」という。今からほんの百二十年前、家庭での出産において、子の娩出から丸二日以上経つまで後産が遅れても、家族が産婆を呼ばず様子を見た事例があつたのである。「出産のたびに胎盤の娩出遅延が起こつていた」という表現にも注目される。

ただし、産婆が立ち会つていれば右の事例ほど待たなかつたことが推測される資料もある。明治四十四（一九一

一）年出版の『助産婦必携 受験用復習用』⁽³⁰⁾である。助産師が胎児娩出後二時間で介入したこと、裏を返せば二時間は介入せず自然に任せて様子を見たことが読み取れる。

以上、「子生みたる後の事の久しき」を、たちまち生死

に関わる深刻なものと思ひ過ぎない態度も『枕草子』の読解には必要ではないか、と考える次第である。

(iv) まとめ

本章では、『権記』の二事例等を手掛かりに、産婦が命を落とさずに済む場合の出産にも、子の分娩以降後産開始完了までの時間が極めて多様であつたことを確認し得た。遅れ加減が一樣でないから、「子生みたる後の事の久しき」は、いつも予測のつかず、一時間と目安を限ることも出来ない、「心もとなきもの」であつた。そしてまた、後産の遅れに関連して産婦が命を落とすことは少なくないので不安にこそ駆られるが、遅ればすなわち命を落とす、というものでもない事柄として、『枕草子』の物尽くしのように挙げられたと理解したい。

二. 臍の緒切りと後産の前後関係

(i) 『権記』二事例の「結着切之」「結着母氏股」について
一章において、平安時代以来明治時代に至るまで、長く待つこともあつた後産までの時間が、現代では短縮された様相を確認した。しかし、変わったのは後産を待つ時間の長さだけであろうか。

一章 (ii) 節に検討した『権記』の二事例に、【A】「結

ひ着き、之を切る」^①、【B】「母氏の股に結び着く」という表現が見える。権記全訳には【A】の「二時許不_二胞落、仍結着切_レ之。」は「二剋ほど、胞衣が落ちなかつた。そこで臍の緒を切つた。」^②、【B】の「胞衣不_二早下。然而切取結着母氏股。」は「胞衣は、すぐには下りなかつた。ところが切り取つて、母氏（行成室）の股に結び着けた。」と訳される。二章においては、出産の流れを勘案するに、【A】「結び着き、之を切る」が現代で言うところの臍帯結紮（クリッピング）および切断、【B】「母氏の股に結び着く」が臍帯結紮を指すと推定し、そのような現代語訳を試みた。

本章では、この二事例と『山槐記』を手掛かりに、臍の緒切りについて、特に後産との前後関係について考察を試みたい。現代では後産前に行う手順になっている臍の緒切りであるが、古来は後産の後に行われていた可能性を検討する。

(ii) 『山槐記』に見る臍帯結紮、切断の手順

臍帯結紮、切断の手順は、やや時代は下るが『山槐記』の、のちの安徳天皇が誕生した中宮平徳子の御産における記録に詳しい。臍の緒切りは、

【C】『山槐記』治承二（一一七八）年十一月十二日条より

奉_レ切_二御臍緒、先御産成了即差_二小属安倍資忠、右衛

門府生也、無_レ憚_二子息_三云々、遣切_二生氣方_一（東、）河竹、即持參、（口径一寸許、長五六寸許）亮重衡朝臣取_レ之參御前、作_二竹刀_一（只一削作、刀〔刃力〕方不_レ再云々、亮無_レ憚_二子息_一也、或用_二銅刀_一、今度用_レ竹也、）進_レ之、洞院局（大夫室、）以_レ練糸奉_レ結_二御臍、（長六寸二、所_レ法〔結力〕二云々、）内大臣取_レ竹刀、奉_レ切_レ之、（洞院局置_二帖紙於手上、其上置_二御臍緒_一、切_二糸内方、刀鈍頗奉_レ切煩、内府与女房之間立_二三尺御几帳_一云々、）

と行われた。つまり、

①洞院局が練糸で、臍の緒が六寸になるように結ぶ。（臍帯結紮）

②洞院局が帖紙を手の上に置き、その上に臍の緒を置き、内大臣重盛が竹刀で、臍の緒を糸の内側で切る。（臍帯切断）

という手順である。『医心方』卷第二十五「小兒断齋方第十」に「産経云、凡兒断齋法以_二銅刀_一断_レ之吉、齋当_二令_二長六七寸、長則傷_レ肌短則傷_レ藏、」とあり、臍の緒を六寸となるようにした安徳の事例も、こうした医書の基準に拠つたのであろう。

(iii) 臍帯切断と後産との前後関係——『うつほ物語』『権記』を手掛かりに——

そもそも臍帯切断は、現代では胎盤等の娩出を待たず、子の分娩の直後に行われるが、かつては後産以降に行われていたと思しい。その様子は、『源氏物語』に「物語の祖」と評される『うつほ物語』蔵開上巻に活写される。ざっと順を追うと

- 1 子（いぬ宮）が生まれる。
 - 2 後産が済む。
 - 3 女子であると明かされる。
 - 4 喜んだ父仲忠が万歳楽を最後まで舞い上げる。
 - 5 右大臣が直衣をかずける。
 - 6 仲忠がかずいて舞っている。
 - 7 尚侍が臍の緒を切るにあたり、仲忠の袴を所望する。
 - 8 尚侍が、子を清拭し、臍の緒を切り、袴にくるんで抱くと進行する。明らかに後産（2）のあと、臍の緒が切られている（8）。しかも、後産完了（2）から、万歳楽を舞い上げる（4）ほどの時間が経過した後である。
- こうした文章の存在から、古典文学の研究においては、すでに池田節子氏により、「現在は分娩後すぐに臍の緒を切る。当時は、胎盤の娩出を待って切ったのであろうか」と指摘されている。この池田氏の卓見に対して、正しさを

証拠立てる何点かの根拠の提示を試みたい。

まず、事例【A】の「二時ばかり、胞、落ちず。仍りて結び着き、之を切る。」との描写、特に接続詞「仍りて」に注目しよう。後産が無いまま四時間もが経過したので、という原則逸脱の理由が明示され、本来、臍の緒切りは後産を待って行うのが原則であったことを強く示唆する。

次に、事例【B】「母氏の股に結着す」であるが、これは珍しい記述で、類似の事例を未だ見出し得ていないため、臍の緒切りが後産以後であった「根拠」とまでは言えない素案となるが、以下に仮説を示す。(i) 節にも引いた現行の現代語訳では、「胞衣は、すぐには下りなかつた。ところが切り取って、母氏（行成室）の股に結び着けた。」と逐語訳され、何を切り何を結び着けたかまでは明示されない。胞衣が下りたのは翌日であるため、「切り取」ることが出来たのは外界にあるものではなく、臍の緒（の結び目）ないしは子であろう。「結着」、開いて読めば「結び着く」とは、「しつかりと結ぶ」という意味の語であるが、臍の緒切りを指すことが明確な事例【A】で用いられたことから推して、【B】においても結び着けたのは臍の緒であったと一旦見做しておきたい。医学論文のアブストラクトからの引用となるが、臍帯は

……その長さは通常50～60cmであるが、個体差が大き

く、臍帯がほとんどないachordiaから3mに達する長いものまでさまざまである、臍帯長の正常範囲として一定の基準はなく、25〜70cm、25〜75cm、30〜90cm、20〜100cm、30〜120cmなど種々の基準が用いられている。産科婦人科用語解説集（日本産科婦人科学会編）では、過短臍帯は25cm以下、過長臍帯は70cm以上と記されている。臍帯長は妊娠週数とともに長くなるが、妊娠35週以降、その伸びは鈍化する。妊娠20〜21週で32・4±8・6cm、妊娠30〜31週で47・6±11・3cm、妊娠40〜41週で59・6±12・6cmとなる⁽³⁶⁾。

のだという。「個体差が大きい」という指摘には注意すべきだが、【B】の事例では在胎期間の短さが「八月」と示されることから、臍帯も比較的短かった可能性は考えてよいであろう。当時新生児側に残すべきとされた六寸、つまり18cm余を確保すると、臍の緒の片端の付着している胎盤が子宮に留まっている段階では、結紮および切断は、かなり産婦に接近した位置で行われた可能性がある。その状況が「母氏の股に」という珍しい表現で示されたものか。當時としては異例でも、後産を待たない点では現代の臍帯切断に近い状況と言える。

次いで、皇室の御産の記録から、臍帯切断が後産の後であった根拠を挙げたい。まず、御産において、臍の緒を切

るべき「吉時」を勸申することが多いことは根拠となる。

臍の緒切りと乳付けは共に行う行事と認識されていたらしく、勸申において、二行事まとめた吉時が示されるのであるが、仮に、臍の緒切りが現代同様、子の分娩直後、後産開始以前に行うべき助産行為であれば、吉時を選ぶという発想は生じないはずであろう。古記録にも確認できるが、後産は子の分娩から引き続くようにすぐ始まることもある。後産以前に済ませるべきことであれば、吉時を待つことは不可能で、子の分娩後間もなく済ませる必要がある。すなわち、「勸申」の存在自体が、臍の緒切りと現代の臍帯切断との手順の差を浮き彫りにしている。

なお、誕生時刻と臍の緒切りの時間の関係の具体例を『御産部類記』および『皇室制度史料 儀制 誕生二』から挙げると、

【表】「誕生時刻と臍の緒切りの時間の関係」

年月日／出典／産婦／誕生皇子女／誕生時刻／臍の緒切りの時刻

ア 天曆四（九五〇）年五月二十四日／『御産部類記』

／村上天皇女御藤原安子／憲平親王／寅剋／午時二点
（勸申では辰二点と二案が出され、こちらが選択された）

イ 万寿三（一〇二六）年十二月九日／『左経記』

／後一条天皇皇后藤原威子／章子内親王／未二剋／未剋

ウ 承暦三（一〇七九）年七月九日／『御産部類記』

／白河天皇皇后藤原賢子／善仁親王／酉剋／酉剋

エ 康和五（一一〇三）年正月十六日／『御産部類記』所

引『為房記』

／堀河天皇女御藤原苺（薏）子／宗仁親王／子剋／不明
ながら同時か（今日依申日不召勘文、即有御乳付事：大
納言奉切御臍緒）

オ 元永二（一一一九）年五月二十八日／『御産部類記』

所引『源礼記』

／鳥羽天皇中宮藤原璋子／顕仁親王／申一剋（長秋記）

／酉時

カ 治承二（一一七八）年十一月十二日／『山槐記』

／高倉天皇中宮平徳子／言仁親王／未二点／未

のようである。イ、ウ、エ、カの四例において誕生と同時に臍の緒が切られているが、二時間の範囲に誕生と後産と臍の緒切りがすべて収まることはあり得る。一方、アでは少なくとも六時間半以上、オでも一時間半以上隔たっている。ただし、後産が極端に遅れる事例もあるため、後産完了時間の不明なこれらの用例のみからは、果たして、「臍の緒切りは後産とは無関係に吉時を選んで行われ、結果的に後産の後にも先にもなった」のか、「臍の緒切りは、原則として後産以後であった」のかは判断出来ない。

鎌倉時代の事例になるが、『花園天皇宸記』文保三（一一三一九）年四月二十一日条、広義門院藤原寧子による御産も参照できる。亥半に皇女が誕生、陰陽師が御祓、甌落とし、ほど経ずして袍衣が下りる、日時を尋ねたものの日次が悪いため勘文は進められずに御臍緒切・御乳付について子時と知らされる、という順に進行した。後産の完了後に臍の緒切りを行う時間が決まっており、当然ながら、臍の緒切りは後産の下りた後の吉時に行われている。

南北朝時代、後円融天皇後宮藤原厳子の御産が厳子の父三条公忠の『後愚昧記』永和三（一一七七）年六月二十六日条に記され、誕生後六時間経過して臍の緒を切ったとある。「袍衣既に下ると雖も、御臍の緒切り奉らず」との筆致には「後産が完了すれば本来すぐ切るべきもの」という認識が感じられる点、吉時を選ばない点で、他事例と異なる。要点のみ押さえると、幹仁親王、のちの後小松は丑寅のちょうど境目、すなわち午前三時頃誕生した。臍の緒を切るはずの後円融の母儀の三品を待ったが心気所労のため来臨されず、代わりに招請した勾当内侍にも渋られたが、再三責めて、辰剋終、すなわち午前九時前に来臨、ようやく臍の緒を切るこができたという。結果としては、本節の【表】の先例アと同程度、誕生時点との間隔が生じたに過ぎない。しかし、公忠には、臍の緒切りが遅れ続けることへの焦りが見える。

各事例の後産完了時が不明なままに単純な比較は出来ないが、三品と勾当内侍の消極的態度、および吉時への言及の無さを勘案するに、南北朝時代にはこの儀礼の意義への評価が低下しつつあったものか。

(iv) まとめと考察

以上、二章においては、『うつほ物語』の描写のように臍の緒を後産完了の後に結び切っていたと推定できる根拠を示した。古来それが慣例であったすれば、『権記』【A】【B】は原則を外れる事例となり、そうした例外の存在は、出産が千差万別で、後産開始までの時間が一定でなく、予想のつかない程長くなり得るといふ、一章に確認した実態の反映と評価できる。御産の事例も確認したが、そこからは後産との前後関係を確定できなかった。しかし、現行の、子の分娩から間もなく後産の始まる前に切る、という原則が当時無かったことは確認し得た。

三．甕落としての派生的意義——誕生・性別速報として——

(i) はじめに

一章(v)節に予告したように、本章では、後産が滞る時に早く下るよう促す、甕を落とすことについて取り上げ

たい。すでに、保立道久氏の『中世の愛と従属』³⁷⁾において呪術的意義の由来が、斎藤研一氏の『子どもの中世史』に具体的な事例の検討がなされることをはじめ、史学、文学、民俗学等の各方面から先行研究が積み重ねられている。本来的な意義については、これら先行研究を参照されたい。この甕落としては、子の誕生と性別の速報という副次的役割が加わった事例があった可能性を拙稿「誕生を慶ぶ時——『紫式部日記』御産叙述再考³⁸⁾——」において示唆し、別稿を期していた。本章では、甕落としが帯びた誕生・性別の速報性という派生的意義について検討する。

(ii) 御産の流れ——甕落としが性別の速報の役割を持つ

ち得た経緯——

本節には、拙稿から本稿に関係する部分のみを掻い摘んでまとめる。

古来、皇室の御産には、

1 子の分娩、すなわち誕生↓

2 後産完了↓

3 男子誕生と性別の公表(男子) / 出産完了の公表(女子は誕生・性別公表は無し)

という流れがあった。性別の公表(3)が誕生直後になされないのは、『産経』以来の、誕生後一定の時間は性別を

秘するという医学的配慮が守られていたことに起因する。

ただし、後産が特に遅く、しかも男子であった場合、(2)と(3)が逆転する場合もあった。ここに甌落としが加わる場合は、当然、子の分娩以降後産以前となるため、

① 子の分娩、すなわち誕生↓

② 甌落とし↓

③ 後産完了↓

④ 男子誕生と性別の公表／出産完了の公表(女子)

の順になる。甌を転がす向きは、誕生した皇子女の性別によって異なっていた。おのずから、甌落としが公表前の子の誕生や性別を人々に察知させる役割を果たすことが、あくまでも結果的にあり得た。ゆえに、『明月記』寛喜三年二月十二日条の侍のように、甌落としをもとに、主のもとへ皇子の誕生と性別との速報を伝えることが起こり得た。

拙稿は、史料の分析をもとに以上のような想定を導き出した。なお、(2)と(3)の逆転現象には、本稿一章の結論から説明がつくことを付け加えておく。すなわち、後産の開始・完了は、子の分娩以後何時間、時には丸一日後になることがあり、予測できなかつた。後産を待たずに男子誕生を報告する事例の存在も領けよう。『子どもの中世史』「甌を落とす」の節に課題として取り上げられた「性別によって甌を落とす分け」ことについての、ある時期

までの理解を更新できたのではと思考するが、同書には、時代が下って「方角についての慣習が変化」した可能性が示唆されており、この点については本稿では触れない。

(iii) 甌落としの性別速報性は本義ではない

『明月記』の侍と同様、甌落としの帯びる性別速報の性質を認識しつつも、態度としては『明月記』の侍と反対に、この副次的性質を本義のように利用できないとの理解を記した、と見做せる記述を『御産部類記』に見出した。鳥羽上皇正妃待賢門院璋子による、君仁親王が誕生する御産についての『為隆卿記(永昌記)』逸文である。

〔D〕『御産部類記』所引『為隆卿記(永昌記)』天治二(一一二五)年五月二十四日条より

子剋御気色連々、同時御平産、日隠間落_レ甌、雖_レ有_二気験・頗難_レ被_レ用事歟、皇子降誕、満座服膺、院司治部卿・播磨守家保朝臣・丹波守頭頼朝臣・大学頭資光・藏人等改_二著束帯、

「皇子降誕」が伝えられる前の甌落としについて「気験有り」と雖も、頗る用あられ難き事か」と評している。「気験」とは「兆候」を意味する³⁹⁾。「御平産」の情報はずでに得ていた記主であるから、甌落としによって察知したのは誕生ではなく、性別のはずである。「この甌落としによって、

誕生されたのが皇子であるとの) 兆しはあるとは言え、(これを以て、「すわ、皇子誕生」とは) 用いにくい事か」と訳せる。甌落としての帯びた副次的意味はあくまでも正式な公表前の「兆し」であり、甌落としての本義が性別を知らせることに無いことが、この記述からも判明しよう。

(iv) 『とはすがたり』皇女誕生の甌落とし

甌落としての帯びた副次的意味が解釈に関わってくる文学作品の一つに、後深草院二条による『とはすがたり』がある。以下、引用は小学館新編日本古典文学全集47(久保田淳校注)の本文に拠る。

龜山天皇の幼い皇子世仁が立坊してはいるが、後深草院の正妃東二条院が仮に初めて皇子を産めば政局は動き得るという状況下、東二条院は御産に臨む。懐妊中から二条の父を含む廷臣らが奉仕し、御産当日も「階下には公卿着座して、皇子御誕生を待つ気色なり。」と万全の体制で控える。「皇子御誕生を待つ」との性別の明示は、後深草院に仕えるその皇統の存続が家の浮沈に直結する人々が、この御産による皇子誕生に懸けていたことを表現しているよう。さらきらしいまでの扱いを、二条は「人間に生を享けて、女の身を得るほどにては、かくてこそあらめと、めでたくぞ見えたまひし。」と評する。これに続くのが

七仏薬師大阿闍梨召されて、伴僧三人、声すぐれたる限りにて、薬師経を読ませらる。「見者歡喜」といふわたりを読む折、御産なりぬ。まづ内外、「あなめでた」と申すほどに、内へころばししこそ、本意なくおほえさせおはしまししか……

という、(ii)節の①②にあたる描写である。

当時は、誕生後しばらく性別を秘す慣例であった。まさに、「内へころばしし」という、皇女誕生時の向きで甌落としての行われたその時こそが、人々が皇女誕生を知ったその瞬間であった。ゆえに『とはすがたり』は甌落としての向きを以て皇女誕生を描いた。これこそが、皇子誕生を待ち受けようと固唾をのんで御産の場に臨んだ人々の、瞬間味わった衝撃を、臨場感をもつて、まざまざと描き留める手段であったからである。つまり、甌落としての帯びた史実としての性別の速報性が、そのまま文学の表現に取り入れられたのである。

なお、柳町敬子氏の「『とはすがたり』出産場面の位相——誕生と離別、生と死と——」^④(以下、柳町論文と略称)は、『平家物語』御産巻の伝える中宮徳子の御産と『とはすがたり』東二条院の御産の描写の「類似点」として、「産児の性別が甌で知らされたこと」を挙げ、「ところが、管見によれば、後産を促す「甌落とし」が行われたと窺える

資料はあっても、性別を知らせるための甌落とし（又は、ころがし）についての叙述を他にみない。」と述べられた。(ii) (iii) 節に確認したように、性別を知らせる「ための」甌落としというものは存在しない。柳町論文がすでに「性別を知らせるための甌落とし……についての叙述を他にみない」と述べられている通りである。柳町論文の「産児の性別が甌で知らされた」という解釈は訂正されるべきと考える。

（v）まごめに代えて——『枕草子』「とくゆかしきもの」——

一章 (ii) 節に『枕草子』「心もとなきもの」の段を取り上げた。この前に置かれる章段は、前田家本以外の諸本において「とくゆかしきもの」の段である。「とくゆかしきもの」、つまり早く知りたいたいの例の一つに、

人の子生みたるに、男女とく聞かまほし。よき人さらなり。えせ者、下衆の際だになほゆかし。

がある。清少納言の指摘する通りであり、わけでも、性別如何で誕生する子の皇位継承権が左右され、今後の皇統の行方の鍵を握るような御産では格別であったろう。甌落としから得られる兆しが非公式であり、あと少し待てば、正式で正確な公表がある以上、本来、甌落としの向きについては (iii) 節の事例【D】のような態度で受け止めるべき

ところである。しかし、『明月記』の定家、『とはすがたり』の二条ら女房、廷臣たちは、甌落としによって得られる性別の「兆し」に飛びついた。皇統という重大事を左右する子の誕生と性別は、一分一秒でも早く掴みたい、「とくゆかしきもの」だったのである。

終わりに

本稿では、平安時代の「後産」をめぐる、後産までの時間、臍の緒切りと後産との前後関係、後産を促す甌落としの帯びた性別の速報的意味合いという三点について、些かの気付きを報告した。

後産とは、出産の記録や描写において、表に出ることの相対的に少ない過程である。日本古来の出産の様相をつかみにくい要因の一つに、「後産」の記載が比較的省かれがちなことが挙げられる。しかし、ある種のブラックボックス化している「後産」にも、史料の伝える「事実」と、文学から得られる「感触」とを併せ用いることで、光が当たっていくように思われる。一章では、後産の遅れの具体的様子に目を向けた。まず、子の分娩完了後六時間以上して後産が始まって母が無事であった事例を古記録から確認した。それをもとに、『枕草子』の描く、後産の遅れに抱く「心もとな」さが、時間の目安をいつまでと限りにくい

上に、最悪の事態につながる可能性については懸念こそあれ確定的ではない状態で惹起されるものであったことを考察した。第二章では臍の緒切りと後産の前後関係を取り上げた。『うつほ物語』ほかの古典文学作品を読むと立体的に実感される、後産完了後に臍の緒が切られるという描写があり、古記録からも、「後産の前に切る」という今日の習慣が当てはまらない事例が確認できた。第三章では甌落としが、非公式で副義的ながら、性別の速報として機能し得た流れを押さえた。なお、本稿では紙幅の関係上【A】〜【C】以外の原文を挙げ得なかつたが、『明月記』の記事なども古記録でありながら文学でこそ得られるような「感触」をも十分に描き得ていた。

今後は、史料を文学的視点から捉え、文学作品に史料批判の方法を取り入れて研究される先学に学びつつ、甌落としての異例を含む『平家物語』の勝事や、待賢門院璋子の御産において璋子自身が臍の緒切りを担当したことの意義等について、考察を進めていきたい。

謝辞 本稿は「第十二回未来を強くする子育てプロジェクト スミセイ女性研究者奨励賞（住友生命）」の助成を受けて実施した研究成果の一部である。ここに記して謝意を表する。

註

- (1) 小学館 ジャパンナレッジ版 新井正夫執筆 参照 2021/01/07。以下同書参照日同日。
- (2) 『日本国語大辞典第二版五巻』小学館 二〇〇二「後産期」の項。
- (3) 巖佐庸ほか編集 岩波書店 二〇一三。以下、『岩波生物学辞典』と略称。
- (4) 松尾聰・永井和子校注・訳 小学館 一九九七。以下、新編全集と略称。底本は三巻本系統第一類本陽明文庫蔵本。
- (5) 『長崎大学教育学部紀要 人文科学』五九 一九九九・六。
- (6) 以下、『権記』本文および校訂注は史料大成に拠り、校訂注を〔 〕で括る。
- (7) 適宜、国際日本文化研究センター「撰関期古記録データベース」の書き下し文、倉本一宏『藤原行成「権記」全現代語訳 上中下』（講談社 二〇一一）以下、権記全訳と略称）の訳を参照したが、本稿ではやや詳しく解釈を補うことを心掛けた。同書との違いで特筆すべき点については三章（iii）節に後述する。
- (8) 姚晶晶『「諸道勘文神鏡」所引「唐曆」新出逸文の紹介と検討―唐代の銅魚符制度を中心に―』（関西大学東西学術研究所紀要）五〇 二〇一七・四）は勘文を紹介し、吉平が寛弘三年時点で陰陽博士であったことを報告された。
- (9) 長保四（一〇〇二）年に産死。
- (10) この手配は【A】の事例に学んだものであろう。
- (11) 「胎盤自然娩出後に遺残胎盤を疑わず、分娩後大出血のため救急搬送された」という「胎盤遺残症例」の報告は一

- 例見出したが(成田赤十字病院地域周産期科、成田赤十字病院産婦人科、清水久美子ほか著「当科における胎盤遺残症例の転帰についての検討」〔日本周産期・新生児医学会雑誌〕五二(二) 二〇一六)が、これは平安時代であれば、後産が無事終わった後の異変と認識されたであろう。
- (12) 後産を待たず予め医療介入するに至る三通りの要因を、あくまでも仮説ながら、推測した。第一は、胎盤の剥離遅延により後産が開始するまでの時間の長さである。「分娩第3期遷延の適応にて胎盤用手剥離を施行」(大阪市立総合医療センター総合周産期母子医療センター公森摩耶ほか「一般講演抄録 当院で経験した癒着胎盤による胎盤遺残の2症例」『産婦人科の進歩』六八(二) 二〇一六)するような例にあたる。第二に、後産開始以前の多量の出血である。第三に、超音波スクリーニングによる所見である。
- (13) 安達真梨子・加藤里絵「異常分娩の麻酔管理―常位胎盤早期剥離、前置胎盤、癒着胎盤、胎盤遺残、子宮内反症―」〔日本臨床麻酔学会誌〕三八(五) 二〇一八)。
- (14) 「産科」『陣痛の変化』二三一頁、三六八頁も併せて参照。
- (15) 金井雄二・天野完・海野信也「正常妊婦における妊娠中期および後期の子宮動脈血流抵抗指数(resistance index)基準値作成のための後方視的検討」〔北里医学〕四一 二〇一〇)。注としてThaler I, Manor D, Iskovits J, et al. Changes in uterine blood flow during human pregnancy. Am J Obstet Gynecol 1990; 162: 121-5. が挙げられる。
- (16) 『日本大百科全書』「血液」の項目の「血液の作用」(本田良行執筆)に拠る。
- (17) 『日本大百科全書』「出血」(渡辺裕執筆項)に拠る。
- (18) 小学館 一九七四。以下、旧全集と略称。底本は能因本系学習院大学蔵三條西家旧蔵本。
- (19) 新潮社 一九七七。以下、新潮集成と略称。底本は陽明文庫蔵本。
- (20) 日本古典評釈・全注釈叢書 角川書店 一九七八。以下、田中全評釈と略称。
- (21) 有朋堂 一九九〇。以下、堺本評釈と略称。底本は堺本。
- (22) 岩波書店 一九九一。以下、新大系と略称。底本は陽明文庫蔵本。
- (23) 小川剛生訳注『新版徒然草 角川ソフィア文庫』角川学芸出版 二〇一五。
- (24) 小川氏の「御胞衣が停滞している」との訳(前掲書注23)も参照したい。
- (25) 「分娩後出血のリスクの低い女性が生理学的な管理を希望する場合は、女性の選択を支持すべきだが、胎盤遺残は分娩後出血のリスクであるため、見娩出から胎盤娩出までの時間は1時間が限度であると伝えるべきであるとしている」〔日本助産学会誌〕三〇巻別冊 二〇一七)。
- (26) 胎盤娩出に掛かる時間を勘案し、ガイドラインの「1時間」から一〇分を引いた。
- (27) ただし、富家真理ほか著「胎盤遺残に対する保存的治療…5症例の検討」〔産科と婦人科〕第八五巻八号 診断と治療社 二〇一八・八)に拠れば、二〇一五―二〇一八年のいずれかに大阪府済生会中津病院産婦人科において「胎盤剥離兆候なく、胎盤用手剥離をせずに自然経過観察とした

分娩5時間後より持続出血を認めため、UAEを施行した」症例（論文中の症例5）が報告されており、現代でもガイドラインを超えて自然経過観察を行うことはあるようである。UAEとは、子宮動脈塞栓術の略語である。

(28) 吉川弘文館 二〇〇三。

(29) 奥山葉子ほか著「明治34年の『産婆學雜誌』に報告された産後出血の記事からみた産婆の知識と実技」（『神戸市看護大学紀要』二二・二〇一八・三）が、『産婆學雜誌』第20号（一九〇一）から紹介した事例。「産婦は呻吟し、非常に危険な状態で」、産婆が医師の治療の必要性を説明、応急手当を行い、招かれた「医師が治療を行い、産婦は少意識明瞭となり、脈も指頭に触れるようになり」、医師が「用手剥離によって胎盤を娩出させた。その後、安眠させ」「危険状態からようやく脱し出血も止まった」という。(30) 「胎児娩出後二時間以上経過するも胎盤娩出せざればクレーア氏圧出法を試むべし、即ち拇指を子宮の前面に、他の四指を後面に貼して子宮底を挟み、陣痛発作時に於て前後兩壁を圧しつつ、同時に全子宮を後下方に圧迫すべし、若し子宮柔軟にして子宮底を攫む事能はざれば先づ其の環状摩擦を行ひ、硬くなるを俟ちて圧出を行ふものとす、此の方法を分娩直後に実行する時は害多きを以て少くも十五分間を経過せる後に於てすべし、然れども出血多量なる時は速に行ふものとす。」（宮田権之丞編 朝陽堂一一六頁。国立国会図書館オンラインへのリンク書誌ID 000000475621の64コマ）。

(31) 注（7）前掲書。

(32) 本文及び校訂注は、『皇室制度史料 儀制 誕生二』第四章誕生儀礼二三四頁の大倉集古館本「山槐記」同日条の翻刻、注記に拠り、私に返り点を施した。割注は◇、校訂注は（ ）で括る。

(33) 『源氏物語の表現と儀礼』翰林書房 二〇二〇 一一五頁。

(34) 或いは権記全訳は、双生児それぞれの胞衣が下りる（第一児↓その胞衣↓第二児↓その胞衣）という順を想定されたのかも知れない。たしかに、双生児には一個の胎盤を共有する場合と別個の場合、共通の羊膜に包まれている場合と別個の場合がある（『岩波生物学辞典』ほか参照）というから、それぞれの胞衣（胎盤ないし羊膜ないし両方）があった可能性は充分にある。ただし、「分娩は普通、第一児が生まれてから約三十分後に第二児が生まれ、その後二つの胎盤が娩出される。」（『日本大百科全書』「双生児」の項目中の「双生児の出産」新井正夫執筆）という。「普通」を基準に判断を下すべきでないことは勿論であるが、この臨床的所見は言い換えれば、第一児↓第二児↓胞衣という順が多いということであり、注目される。

(35) 今中基晴・中井祐一郎「過短臍帯・過長臍帯」『産婦人科産科』（五三・七）医学書院 一九九九・七）の「文献概要」<https://webview.jshojp/journal/detail/abs/10.11477/mlf1409903712>（参照2021/01/07）より。

(36) 誕生当日の日次が悪い時は、沐浴等の他の行事は翌日に降にまわすが、臍の緒切りと乳付けは当日にすることになつてゐるため、吉時だけ伝えられる例も複数確認できる。

(37) 平凡社 一九八六。

- (38) 京都大学文学部国語学国文学研究室編『国語国文』八九
卷二二号(通卷一〇三六号) 臨川書店 二〇二〇・一二。
- (39) 白川静『字通』(平凡社 一九九六)に拠る。
- (40) 『平家物語』の描く甞落としての異例については稿を改め
たい。
- (41) 『立教大学日本文学』一〇三 二〇〇九。

平安時代の即位式における「御後」について

佃 美香

はじめに

「御後」とはどのような空間であるのか。簡単に説明するならば、これは紫宸殿の北側の広廂を指し、玉座の背後にあたる場所からの称である¹⁾。しかし今回の「御後」とは即位式を執り行う大極殿の北廂、いわゆる天皇の座である高御座の後ろあたりを想定するのが相応しいであろう。

この、即位式における「御後」という位置に注目した末松剛氏とその研究を踏まえ、新たな視点を加えた藤森健太郎氏の研究の動向を確認した上で、「御後」について考察していきたい。

第一章 「御後」についての近年の研究動向

(1) 末松剛「即位式における摂関と母后の高御座登壇」²⁾ の研究視角

末松剛氏は、即位式における天皇の母后と摂関の座について検討を進めており、末松氏の説が現在の通説となつて

いる。

末松氏は、天皇の座である高御座の後ろにあたる「北廂東幔内」とは、本来「母后が子の皇位継承を見守る場」として認識されていたが、朱雀天皇の即位式の際に、摂政藤原忠平にその場が引き継がれた。そのため朱雀天皇の母である藤原穩子は「北廂西幔内」を座としたと解釈する。母后の「北廂西幔内」という座は、後一条天皇即位には「北廂西幔内」から「高御座」への登壇として発展し、継承されていくことになる。摂政であった藤原忠平が伺候した「北廂東幔内」という座が、摂政の場として確立するのは一条天皇即位の藤原兼家であると主張している。そして堀川・鳥羽天皇即位で、摂政である師実・忠実は白河院の仰せを根拠に「高御座中層」に伺候する。関白は天皇と共に登壇し、御笏を献じた後は下壇して公卿等と儀式を見物し、式中は「北廂東幔内」を座としたと考えている。

この末松氏が注目した「北廂東幔内」という座は『北山抄』巻第五の即位事からも確認することができる。【波線部、

下線部、返り点ともに筆者が書き加えた。割書は山括弧とする。以降同様の形式で記載する。」

当日儀式、一同朝賀、（礼服不具、不候列之王卿、或依召参入、供奉行幸、候御後）。仁和三年例、式部卿親王・太政大臣・左大臣、召右近陣胡床、候西階西掖。延長七年朝拝、式部卿親王候陣辺、見儀式。同八年、太政大臣候御後、天慶九年、右大將師輔候御後、催行雜事。近例如之。

下線部「同八年、太政大臣候御後、天慶九年、右大將師輔候御後、催行雜事。」には、延長八年（九三〇）の朱雀天皇即位に藤原忠平（太政大臣）が、天慶九年（九四六）の村上天皇即位に藤原師輔（右大將）が、「御後」に伺候し雜事を催行したことが記されている。

この場合の「御後」とは、末松氏が指摘するように「北廂東幔内」を指すと考えることができる。この『北山抄』の記述から、末松氏の考えとは別の視点から「御後」の来歴を考察したのが藤森健太郎氏である。

（2）藤森健太郎「天皇即位儀」の転生—中世に生きる「古代儀式」の研究視角

藤森氏は論文の中で十世紀以降の即位式に関するあらゆる

事象を題材として、中世へとつながる様式を見出した。その中でも「御後」について、末松氏の主張を踏まえながらも、新たな視点をもたらした。それは、上述の『北山抄』にある「当日儀式一同朝賀」に注する形で、「候御後」をキーワードとして記述がなされることに着目した視点である。

具体的には、『北山抄』の波線部「礼服不具、不候列之王卿、或依召参入、供奉行幸、候御後。」から「礼服を着ない＝朝廷に列立しない王卿は、あるいは召しよって内裏に参入し、内裏から朝堂院への行幸に供奉し、天皇の御後に候する」という、『北山抄』時点の原則で、その後ろに続く文章は、この原則が生まれるまでの先例紹介となっていると理解する。その先例には、仁和三年（八八七）宇多天皇即位式で、式部卿本康親王、太政大臣藤原基経、左大臣源融が右近陣に召されて、西階西掖に候していたこと、（この西階西掖とは朝堂院における右近衛府の儀仗の陣を指し、これは龍尾壇上に位置している。）延長七年（九二九）の朝拝では、式部卿敦慶親王が陣辺りに候して儀式を見ていたことが挙げられている。これらの例はいずれも儀式を見る（＝視察、監察）行為であり、「候御後」とは記されていないものの、記載方法から「候御後」と龍尾壇上で儀式を見る行為は二者択一の関係ではなく、両者の流れを合わせてみるのが重要であると主張する。

つまり、「御後」という場の由来に関して、末松氏が母后から撰関に継承された場と考えた一方で、藤森氏は『北山抄』の記載から、大臣や親王の龍尾壇上伺候の系譜を持つ場であると捉えたのである。

第二章 「御後」に関する小考

このように、即位式における御後とは末松氏の述べるような撰関・母后の座の意を持つと同時に、大臣や親王の伺候する場という意味も併せ持っていると考えられる。

筆者は藤森氏の主張の通り、『北山抄』の記載に注目してその系譜をたどることは、御後という場を明らかにするために重要な作業であると考ええる。そこで、『北山抄』の波線部の行幸に参加し、御後に伺候する者に注目していく。そもそも、なぜ行幸に参加した者が天皇の御後に伺候するのだろうか。御後に伺候する者と行幸に参加する公卿を特定し、その対応関係を見ていくことで、両者のつながりを探ってみたい。

(1) 御後とは何か

まず、御後とはどのような場であったのだろうか。末松氏の明らかにした御後とは「北廂東幔内」であった。撰関

はこの座に伺候して、天皇に不都合のないように「催行雑事」し、「披式授礼」ける等の幼帝の有める役割を担っていた。^⑥

末松氏はこの御後（＝北廂東幔内^⑦）に伺候することは、つまり天皇への「後見」が典型的にあらわれた姿であり、即位式における撰関の役割とは、主上御作法に不便のないよう天皇の「後見」をして、常に御後に近侍することであると考察している。

末松氏の論証により、『北山抄』の下線部に記載される御後が「北廂東幔内」を含んでいることは明らかであるが、古記録などで具体的にどの範囲を御後と想定しているのか明らかにすることは難しい。まずは、御後に伺候する者がどのような人であったのかを考察することにする。

はじめに、三条天皇の即位の記事を確認する。〔御堂関白記〕寛弘八年（一〇一一）十月十六日【丸括弧は筆者が加筆した。以降同じ形式で記載する。】

御後候上達部帯刀尋常着用、不_レ付_二魚袋、内府（藤原公季）・藤大納言（藤原道綱）・中宮権大夫（源俊賢）（御装束人）・左衛門督（藤原頼通）・右三位中将（藤原頼宗）、（衛府督候）御後、帶_二弓箭_一如_レ常、御装束中宮権大夫・左衛門督・雅通等也、藤大納言・余同候_二奉仕_一、

（後略）

筆者はこの史料から、御後には藤原公季・藤原道綱・源俊賢・藤原頼通・藤原頼宗が伺候し、装束人として源俊賢・藤原頼通・源雅通・藤原道綱・藤原道長が奉仕したと解釈した。

御後に伺候する上達部に名前が挙がっている者たちを確認していくと、道長の近親者で構成されていることが分かる。藤大納言こと藤原道綱⁸は道長の異母兄、中宮権大夫の源俊賢は道長の妻（明子）の兄、左衛門督の頼通、右三位中将の頼宗は道長の息子である。この中で、藤原公季は道長の叔父にあたる人物であるが、左大将を勤めていたことから、『北山抄』の記載のように行幸に参加し、御後に伺候していたという可能性も十分考えられる⁹。

そして、天皇の装束に奉仕した者として名が挙げられている藤原道綱・源俊賢・藤原頼通は上述した通り道長に近い人物であり、彼らに加えて道長の妻の甥であった源雅通と道長の名前が続く。つまり、この三条天皇即位の御後に伺候する公卿と御装束に奉仕する者は、道長の近親者としての性質を同じくしていると考えられる。

さらに「装束人」に関していえば、藤森氏は、摂関とその直系の子孫に限らず、摂関の母系の親戚や傍系の兄弟を含めた構成で装束を整え、新帝を大極殿へ送り出すというあり方が見えると主張している¹⁰。筆者も藤森氏の主張の通

りであると考えている。装束人について後一条天皇の即位の記事を確認すると、『小右記』長和五年（一〇一六）二月七日）

摂政以三位中将能信、召入小臣於小安殿、（天皇着御礼服之所、玉佩二垂左右、綬垂御前異臣下一也）、独交候近習公卿中、還所奇思、（後略）

とあり、摂政藤原道長が息子である三位中将能信を遣わして、実資を小安殿に呼び天皇の装束を見ている場面である。小安殿に呼ばれた藤原実資が、後一条天皇の近習の公卿の中に独りいることを奇怪に思っている様子や、道長が息子である能信に実資を呼びに行かせたことなどから、おそらく小安殿の中には後一条天皇の近習、つまり道長を筆頭とした彼の近親者たちが多く集まっていたように推測できる。三条天皇即位の際に「装束人」が道長の直系の子孫に限らず、母系の親戚や傍系の兄弟を含めた人々で構成されていたことから考えて、後一条天皇の装束人（近習公卿）も三条天皇の装束人と似たような構成であったと推測できる¹¹。

話は三条天皇即位に戻るが、御後に伺候する上達部たちが帯刀はするものの、魚袋を付けてないという点では、礼服を着ないという行幸の参加者の特徴を有しているようにも見える。しかし実際、彼らは行幸に参加していたのだら

うか。三条天皇即位の行幸参加者については不明な点が多いが、後一条天皇即位行幸の様子から考察を進めることにする。

(2) 行幸に参加した公卿について

まず、『北山抄』にも記載があったことだが、行幸に参加する者は礼服を着ていないという点は史料からも明らかとなる。後一条天皇即位〔長和五年（一〇一六）二月七日〕の『御堂閔白記』に「巳時行幸如¹²常、太后同輿、不¹³着¹⁴礼服¹⁵上卿供¹⁶奉行幸¹⁷」とあるように、行幸に供奉する公卿は礼服を着ないという慣例が存在していた。言うまでもないことだが、行幸に参加した者が誰でも天皇の御後に伺候できるのではない。後一条天皇即位の『小右記』に「供奉¹⁸行幸¹⁹之諸衛将佐已下改²⁰装束²¹着²²儀服²³各就²⁴本陣²⁵」¹²とあるように、中将や少将は行幸に供奉した後、装束を改め本陣に就くということが記されている。『北山抄』には「王卿」と記されるように、ある程度幅がある中にもやはり限られた者の伺候が想定されていたようだ。

最後に、この御後という場所に伺候した者と行幸に参加した公卿との関係を考えてみる。しかしながら、古記録から十分な理解の及ばない部分も多く、机上の空論となってしまう可能性も高いが、後一条天皇の即位記事を基に三条

天皇の即位の様子を考察していくことにする。

後一条天皇の行幸に参加した公卿については、『小右記』で実資が行幸に扈從した公卿の名を記している¹⁵。そこに記載されている藤原道綱は道長の異母兄、藤原齊信は道長のいとこ、頼通・頼宗・能信・教通は道長の息子、源俊賢・経房は道長の妻明子の兄弟等が供奉するほか、藤原行成・藤原懷平・藤原通任なども含まれているが、やはりそのほとんどが道長の近親者で構成されている。彼らに加えて実資は右大将、頼通は左大将として、摂政道長も天皇の傍に伺候して行幸に供奉していたことが判明する¹⁶。行幸の参加者が道長に近い人物で構成されているということを考慮に入れるならば、微かに三条天皇の行幸参加者の様相を想像できそうである。

二章の(一)で既に上述した通り、三条天皇で「御後」に伺候した人物は、藤原公季・藤原道綱・源俊賢・藤原頼通・藤原頼宗と記されているものの、三条天皇即位式で行幸に参加した人物の詳細はわからない。

しかし、三条天皇の御後に伺候する人と後一条天皇の行幸参加者は、道長に近い人々で構成されるという点で、三条天皇と後一条天皇即位式における行幸参加者に大きな違いはないと想定することができる。後一条天皇の行幸参加者を確認してみると、三条天皇即位で御後に伺候した人

物たちの中で、藤原公季以外はその行幸に供奉した人物として名が挙げられている。(公季は後一条天皇即位の際に内弁を勤めているため、行幸には参加していないと推測される。)このことから、三条天皇即位で御後に伺候した公卿たちは、『北山抄』に記されるように、魚袋を付けずに行幸に参加し御後に伺候したと推察することができる。

おわりに

本稿では、即位式における「御後」という場所に関する研究を取り上げ、その研究動向を踏まえた上で、小考では、即位行幸に参加し「御後」に伺候する公卿について考察しようとした。三条天皇即位を記した『御堂関白記』に残されている御後に伺候する上達部は、行幸に参加していたという可能性を示した。御後に伺候する者・装束に奉仕する者は、ともに撰関の近親者で構成される。そして彼らは、行幸に参加することで内裏から天皇の控え室である小安殿に共に行き、天皇の装束に奉仕し、御後に伺候したのではないだろうか。極めて合理的な様相を表しているように見えてくる。

『北山抄』に記載される行幸に参加した者が天皇の御後に伺候するという様子は、行幸の参加者が、このような撰関の近親者により占められていった状況に対応して記され

たものなのかもしれない。

最後となるが、対象とした時期(三条天皇後一条天皇)は極めて限定的であり、「御後」の定義についてもいまだ釈然としない部分が多い。その他の考察についても、裏付けが乏しく決定打にかける検討になってしまった。多くの問題を残す結果となったが、それらはいずれも今後の課題としたい。

註

- (1) 『日本国語大辞典』。
- (2) 末松剛「即位式における撰関と母后の高御座登壇」(『平安宮廷の儀礼文化』吉川弘文館、二〇一〇年。初出一九九九年)。
- (3) 『吏部王記』朱雀天皇即位 延長八年(九三〇)十一月二十一日条(下線部)
今上即位、其儀、所司供設^三一如朝賀礼、唯高座西幔内設^三皇后平敷御座、左右後施^三屏風、前幔内立^三几帳、東幔内設^三撰政大臣座、(又平敷)天皇出御間、大臣於^三此座披^三式授^三礼、(中略)次御^三高座、(右兵衛佐師輔奉^三抱^三之)皇后服^三鈍色昼装、御^三御座云々、事了還宮、(以下略)
- (4) 『吏部王記』延長八年(九三〇)十一月二十二日条(註3)の破線部分

『九曆逸文』天慶九年(九四六)四月二十八日

天慶九年四月廿八日、戊子、天晴、天皇即位早且參殿（忠平）、卯一点參内裏、催行雜事、須著礼服候（八省）、而依昨夜承下可候御後之仰、不更（中略）仍且春著カ御座、（中略）下官依仰候於御後、催行雜事、（後略）

『吏部王記』 同日条

是間皇帝冕服御高座、（中略）于時右大将（師輔）候御後（後略）

このように、東幔内の座で摂政大臣である藤原忠平が、天皇の出御の間、「披式授礼」しており、右大将である藤原師輔が「御後」北廂東幔内」に伺候し、「催行雜事」している。

(5) 藤森健太郎「天皇即位儀」の転生—中世に生きる古代儀礼—（『政治と宗教の古代史』三田古代史研究会、二〇〇四年）

(6) 前掲末松「即位式における撰関と母后の高御座登壇」（註2）以降末松氏の論はこの論文に基づく。

(7) 北廂にある幔とは、『大内裏図考証』第三之上を確認すると、「頼業記日、久寿二年十月廿六日、即位、高御座、北廂東西各二ヶ間、（除戸間）敷滿弘廷、立黒漆幔代各四基（中略）引廻纈纈幔、（幔内の装束が続く、後略）」のような構造をしていた。

(8) 藤大納言について、『大日本史料』は藤原公任・藤原道綱となっている。藤森氏（註5）は、公任であれば皇太后大夫と呼ぶのが適当であったとし、史料上の「藤大納言」は藤原道綱であると考察する。筆者も、『御堂関白記』寛

弘八年（一〇一一）十月五日条、長元元年（一〇一二）正月三日条や『小右記』寛弘八年十一月二十五日条等を確認の上、藤森氏の見解に同意する。（藤大納言と皇太后大夫の区別あり。）

(9) 鳥羽天皇即位（嘉承二年（一一〇七）十二月一日条）で『即位雜例条々当日』には、内大臣源雅実が左大将を勤めて御後に伺候しており、崇徳天皇の即位（保安四年（一一一三）二月十九日条）の『歴代殘闕日記』では右大臣藤原家忠が左大将、内大臣源有仁が右大将として行幸に参加し、御後に伺候した様子が見える。院政期では撰関と血縁的に近い関係という理由ではなくなっていく行幸に参加した者が御後に伺候するという撰関期の形式が継承された結果であろうか。

(10) 前掲藤森「天皇即位儀」の転生—中世に生きる古代儀礼—（註5）以降藤森氏の論はこの論文に基づく。

(11) 前掲藤森「天皇即位儀」の転生—中世に生きる古代儀礼—（註5）

(12) 『小右記』花山天皇（永観二年（九八四）十月十日）「左右大将依候列、不候行幸」とあり、時代は下るが後三条天皇即位（『御即位記』壬生本（まゆに書房の『天皇皇族実録』を確認）〔治暦四年（一〇六八）七月二十一日〕には、

西刻車駕還宮、（今日扈從、関白、左大臣、内大臣、権大納言源隆国、権中納言源経長、藤能長、源俊房、藤忠宗、同祐家、参議藤原泰憲、同宗俊、源隆綱、等也）但隆国、伺候御装束所不供奉行幸、着礼

服^二也、納言參議直參^二休幕^一

本文とは逆の理論で、「行幸に参加しないならば、礼服を着る」という原則があったことが分かる。

(13) 『儀式』(「神道体系本」) 卷第六「元正朝賀儀」では「將監率將曹以下、隊於殿以北後殿南、並居胡床、(少將)已上胡床各虎若豹皮、其供奉駕陣者、乘輿御小安殿之後、乃就本隊、(諸衛亦同)「行幸に供奉したものは小安殿南の陣に就くとあり、『西宮記』(「故実叢書本」)では「近衛陣小安殿東西」とある。(行幸に参加した者は小安殿あたりの陣に伺候していたようである。)

(14) 後一条天皇即位の際の『小右記』に記されているものはあるが、実資が述べるこの状況が、後一条天皇即位の時だけのものであったのか否かは、今後慎重に検討していきたい。

(15) 後一条天皇即位の『小右記』で実資は礼服を着す公卿(「南庭に列する」の名も記している。藤原公任、藤原実成、藤原兼隆、源道方、藤原朝経は外弁を勤めている。(源頼定は不明である。))

(16) 『小右記』後一条天皇即位〔長和五年(一〇二六)二月七日〕

【紫宸殿から小安殿まで】

已^二剋天皇出^二御寢殿、(中略) 吉平朝臣奉^二仕反閉^一、了^二右次將率^二御輿長、(中略) 次大納言道綱卿進^二立南庭東辺、次余度^二階前^一立^二階坤、次公卿次第列立、左大将頼通立^二階巽、(中略) 撰政候^二御傍、示^二有^一勅答^二之由、次少納言庶政鈴奏、又撰政告^二勅答了^一由、(中略)

天皇乘御、左大臣〔將〕警蹕〔左大将〔藤原頼通〕者余之下騰也、而先日撰政一両卿議云、雖^レ云^二下騰^一、左先可^レ發^二警蹕聲^一、又御綱事、左猶可^レ仰者、只從^二時議^一耳、〕次太后乘給、(中略) 撰政行事令^二直立^一了、左大将於^二中門外^一召^二大舍人^一二音、大舍人称唯、仰云、御綱張、大舍人称唯、(中略) 寄^二鳳輿于^一小安殿、(中略)、天皇先降^レ輿、左大将警蹕(後略)

【天皇の還御】

黄昏還御(後)房警蹕如初、左大将以^二資平問云、可^レ仰^二御綱事^一乎否、答云、不^レ仰也、途中秉燭、神祇伯輔親朝臣獻^二御麻、頭中將資平伝取指^一入帷中、(中略)了御輿進入、其儀如^レ恒、少納言鈴奏、撰政告^二勅答由、諸卿名謁、留守參議公任〔信〕同称〔中略〕、今日扈^二從行幸^一之公卿、道綱・齊信〔妹服也、而不^レ着供奉、依^二撰政氣色^一也、世以^レ不^レ許〕頼通・中納言俊賢・行成・懷平・教通・頼宗・経房、參議通任・非參議三位二人〔右中将能信、兵衛督憲定〕(後略)

小さな町の学芸員の仕事

小野 翠

はじめに

早いもので京都女子大学を卒業してから十三年が経とうとしていきます。卒業後は博士前期課程、滋賀県の市立博物館勤務を経て、二〇一二年四月より愛媛県にある人口約一七、〇〇〇人の町・喜多郡内子町に学芸員として勤務しています。

「学芸員」と言っても、その仕事内容は千差万別であると感じています。小さな町に勤務する学芸員の一例として、学芸員を目指す後輩の皆さんの参考になればと筆を執らせていただきました。執筆の機会をいただきました野口実先生、編集ご担当の佐藤亜美さんに御礼申し上げます。

町の概要と町並みの魅力

さて、私の奉職する愛媛県内子町は県都・松山市から南方約四十キロメートルの場所に位置する中山間地域の町です。江戸期には大洲藩の在郷町であり、特に江戸後期から

大正期にかけては和紙や木蠟の産地として栄えました。約五十年前に街道筋に残る古い町並みの保存運動が始まり、この町並みが一九八二年に「重要伝統的建造物群保存地区」（以降、「伝建地区」と表記）に選定されて以後は伝建地区を核とした「歴史を活かしたまちづくり」を進めている町でもあります。

「古い町並み」というと、一般的に伝統的な建造物を活用した店舗が華やかに立ち並び、多くの来訪者を迎える観光地のイメージが強いのではないかと思います。内子の町並み保存はまさに住む人が自らの生活をよりよくするにはどうすればよ



八日市護国伝統的建造物群保存地区(内子町)

いか考え、「内子らしさ」に根ざした文化を繋いでいくことを出発点としています。

訪れる人たちの「外からの視線」はその価値を再認識させてくれる貴重なものでもあり、観光や経済の振興、という視点も欠かせないものですが、それはあくまで副次的な効果であると認識しています。そのため、町家の多くが住民の生活の場として機能しており、生活の匂いと人の温かさに触れられるところが最大の魅力ではないかと考えています。

まちづくりと学芸員

実は採用されてから一貫して、私の席は博物館や教育委員会にはありません。現状、町の学芸員は私一人ですが、採用当初から配属先は「八日市・護国町並保存センター」という町並み保存とまちづくりを担う部署です。

このセンターは、伝建地区内の江戸末期に建てられた町家の中に事務所を構え、私を含む三名の役場職員が常駐しています。内子の町並み保存運動の拠点として、建造物の修理修景に関わる事務や、地域住民によるまちづくり組織である「八日市護国地区町並保存会」の活動のお手伝い等の業務を行っています。その他、地区内の大小の問題に関する相談窓口でもあり、地区内に点在する重要文化財や博

物館の管理運営も行う、という地域の方々と非常に近いところで仕事をする部署です。

そのため、当初からまちの掃除や年中行事、学習会、時にはイベントなどに関わる一方で資料の収集、調査研究、公開、教育普及といった博物館活動、併せて施設管理や雑務を行う日々が続きました。小規模な自治体の学芸員によくある話ではあるものの、やはり当初は学芸員としての本来業務（だと思っていた仕事）に専念できない状況に思い悩む日々でした。

しかし、諸先輩方の叱咤激励を受けながら地域の方々に立ち混じって汗をかくうちに、そこに住み、関わる人たちがどれだけの思いを持って家や暮らしを守り、磨き、それを誇りに思っているのかを強く実感することとなりました。そして大きな目で見れば、「文化財」といわれるものだけでなくこうした人々の思いを引き継ぎ、まちを繋いでいくこともまた博物館や学芸員の仕事なのではないかと思いつきました。

地域への愛着や誇りのもととなる、「（そのまち）らしさ」とは何かを考えたとき、その手がかりとなるのは土地固有の歴史を伝える「資料」です。

建物、写真、文書、民具、記憶…。地域にもよるでしょうが、こうした「資料」が代わりの効かない地域の財産で

あるという認識は意外に薄く、情報を得て古い建物の解体現場にうかがうと、既に民具や古文書が処分されたあとだった……ということもまだまだあります。

最も急ぐべきは、こうした資料の大切さを広く伝え、地域の中で理解者を増やすと同時に、これを調査し、「らしさ」を探すことの楽しさを多くの人と共有することなのではないか。

そうしたい思いから特に入力して取り組んでいるのが、月並みですが地元の子どもたちに向けた教育普及活動や学芸活動のパートナーとしての博物館ボランティアの養成事業です。

「学ぶ」喜びを共有し、理解者を増やす

博物館ボランティア「内子町学芸サポーター」は、二〇一三年度に開催した通年の養成講座の受講者を中心として、二〇一四年に活動を開始しました。当初のメンバーは十名程度で年齢層は三十代から七十代までとバラバラ、全員が女性でした。まずはヒアリング記録を基に博物館（木蠟資料館上芳我邸）に展示するレプリカ「明治期の職人の昼食」を制作することからはじめ、他館の取り組みに学びながら二〇一五年より月に一度、収蔵庫に積みあがる未整理の古文書類の整理・解読を行うことを軸に活動を継続していま

す。参加者だけでなく担当者である自身も、ほぼ古文書初心者状態でゆるくはじまったこの整理作業は、地元の史家や役場職員の先輩方の強力なサポートを得たこともあり、少しずつ新たなことを「学ぶ」喜びを共有しながら参加者を増やしています。

現在取り組んでいるのは、明治期の豪商の家の雑多な生活の文書（『上芳我家文書』）です。一枚ものの領収書や取引記録が主であるこの文書群は比較的読みやすく、また当時の町にどんな商店があり、何が売られており、豪商の家がどんな生活をしていたのかがよくわかる資料です。中には現在まで続いている商店に関わる資料もあり、「商業のまち」としての歴史を掘り起こすことにもつながっています。

資料を前に、参加者同士が昔のまちはこうだったと楽しそうに話を弾ませている様子は、かつて多くのことを学んだ宗教文化研究所ゼミの『吾妻鏡』講読会を思い出す光景です。

現在まで活動成果報告展（二〇一七年）を一度開催するとともに、毎年開催している特別企画展に出席する資料の解読に協力してもらうなど、少しずつ成果も出ています。

現在はコロナ禍の収束を待ち、更に活動範囲を広げようとヒアリング調査や古写真調査、子どもを巻き込んだ取り

組みなどを予定しており、今後は大学などの研究機関の協力も仰ぎながら色々な人を巻き込みつつ、共に学びながらまちへの理解を深めていきたいと考えています。

課題と展望

近年、文化財や地域資源の「活用」がしきりに叫ばれ、ともすれば基礎である「保存」が軽視されているようにも感じます。地域資源は地道な調査と研究によって表出し、思いを持って磨く人がいることで初めて輝くものであること、そしてその地道な取り組みが多く喜びを伴うものであることにもっと光を当てていくべきではないかとこの町の現状を見て強く思います。

色々とし述べてきましたが、いずれの取り組みも未だ道半ば、課題山積で己の未熟さに落ち込みながら亀の歩みで活動を進めています。

現在のところ、私の活動は伝建地区を中心とした市街地に偏っています。山間部や市町村合併を経て同じ町となった地区にはそれぞれ違った歴史があり、魅力がありますが、人員不足に加え、何より私の力不足により、ほかの地域の「らしさ」の発掘、地域の方々からの調査依頼に応じ切れないというのが現状です。

こうした小さな課題にはじまり、何より今後少子高齢化

が進み、まちづくりや博物館活動の新たな担い手となる世代が減少していく中で、いかにしてまちや文化を残すかという根源的な問いに博物館、そして学芸員はどう答えていくかを常に考え続け、危機感を持って、「足元を省みる必要性」を訴え続けていかなければならないのだと思います。

参考文献

- 木原啓吉『歴史的環境―保存と再生―』（岩波新書、一九八二年）
- 森まゆみ『反骨の公務員、町をみがく―内子町・岡田文淑の町並み・村並み保存―』（亜紀書房、二〇一四年）
- 稲本隆壽・鈴木茂『内子町のまちづくり―住民と行政によるまちづくりの実践―』（晃洋書房、二〇一五年）
- 四国ミュージアム研究会『もつと博物館が好きっ！―みんなと歩む学芸員―』（株式会社教育出版センター、二〇一六年）
- 岩城卓二・高木博志『博物館と文化財の危機』（人文書院、二〇二〇年）

『平家物語』と『義経記』の比べ読み

—「言語文化」における実施を想定して—

齋賀万智

一 はじめに

学習指導要領が改訂され（『高等学校学習指導要領（平成三十年告示）解説国語編』^①、以下、『新学習指導要領』と表記）、高等学校においては平成三十年に告示、その後段階を追って平成三十四年以降、本格実施される予定となっている。この改訂によって国語科の科目構成は大幅に変更されることとなり、特に古典については、現代語訳をゴールとする訓詁注釈的な指導の改善や従来への知識伝達型講義からの脱却など、決して小さくはない変革が現場に要請されることとなった。

では、我々はどうのように古典の授業を行なっていけばよいのだろうか。必修科目である「言語文化」の目標も踏まえて考えたい。この科目で扱う教材とその授業時数は、「古典」作品が四十〜四十五単位時間程度、「近代以降の文章」が二十単位時間程度とされる。そのねらいを見れば、「小学校及び中学校国語科と密接に関連し、その内容を発展させ、総合的な言語能力を育成する科目として、選択科目や

他の教科・科目等の学習の基盤、とりわけ我が国の言語文化の担い手としての自覚を涵養し、社会人として生涯にわたって生活するために必要な国語の資質・能力の基盤を確実に身に付けること」を目標としている。このように、「言語文化」では、「我が国の言語文化の担い手としての自覚を涵養」するという我が国の文化への態度と「生涯にわたって生活するために必要な国語の資質・能力の基盤を確実に身につける」という言語能力を育むことが求められているのである。そこで本稿では、如上の事柄を真摯に受け止めたうえで、「比べ読み」という言語活動を通し、古典における主体的な授業の一方法を提示したいと考えている。「比べ読み」は、複数テキストを生徒が読み比べるため、主体的に活動しやすく『新学習指導要領』などでも重視されている^③。また、古典の世界を一方からだけでなく、少なくとも二面以上から見つめることになるので古典への理解も深まり、言葉の使われ方や表現の違いを検討することで、言語能力や言語感覚を高めることも可能であろう。

二 教材の選定理由

本単元では、教材として『平家物語』と『義経記』を使用する。古典作品の比べ読みに、諸本が多い『平家物語』を用いる実践は、少ないながらも示唆に富むものが見られるが、今回はそれぞれの教材における「ものの見方・考え方」⁽⁴⁾の違いに気づき、その差異からより深い読みに発展させることを目標にするため、思い切つて、成立年代の異なる『義経記』を用いることにした。後に、国文学の見地からの論文を援用するが、成立年代の異なる『平家物語』と『義経記』は、同じ出来事を記していても、登場人物に關する記述や語り手の視点に大きな差が見られる。したがつて、『平家物語』の諸本を比較するよりも、より相違点に気づきやすく、解釈に反映しやすいのではないかと考えた。

『義経記』は、『平家物語』と比較して教科書への採録数は少なく、定番教材とは言い難いが、「如意の渡りにて義経を弁慶打ち奉る事」、「白拍子静」などの説話は数社の教科書に掲載されている⁽⁵⁾。では、『義経記』の学習で求められていることは何だろうか。第一学習社がHPに掲載している「第一学習社版「高等学校 改訂版 古典B」シラバス用参考資料」を見れば、『義経記』の「学習内容」欄に、『平家物語』や他の文学作品、伝説に見られる義経像に興味を持つことが挙げられている。また、「関心・意欲・態度」

欄には、「前教材『平家物語』で義経が現れた箇所を指摘できる。源義経や弁慶の登場する文学・戯曲・伝承などについて調べたり発表したりしている」との記述がある。つまり、『義経記』を『平家物語』や他の同内容を記した作品と関連付ける学習活動が求められているわけである。以上のとおり、『義経記』は教科書への採録は少ないものの、『平家物語』と関連させて学習することが想定されており、両者を比較教材として扱うのは妥当といえよう。

そして、比較対象とする章段は、源義経を追討するために頼朝によって差し向けられた刺客・土佐房昌俊（平安時代後期の僧、武士。大和興福寺西金堂の堂衆。のち土肥実平の仲介で源頼朝にしたがう。『日本人名大辞典』講談社、二〇〇一年）が、義経邸に夜討ちを仕掛けるものの、義経らの応戦に敗れ失敗に終わってしまう場面とした。この一連の事件は、義経の邸宅が六条堀川に位置していたことから「堀川夜討」と呼称され、幸若舞や浄瑠璃でも扱われている。この場面を選定した理由は、竟一本『平家物語』と『義経記』における「堀川夜討」の叙述を詳細に検討し、その差異から『義経記』成立の背景を考察された数本勝治氏の論考に触発されたからである。氏は、義経の従者たちが上洛してきた土佐房一行を怪しみ、土佐房の宿所へ偵察に向かう場面を考察し、次のようにまとめている。

寛一本『平家物語』の叙述では、視点が六条堀川邸に固定されていた。それに比較すると明らかのように、静御前の端者や土佐坊の下部を通して視点が移動しているのが見て取れるだろう。すなわち、義経の不用心に呆れた静御前が端者を土佐坊の宿所に遣わす。端者は土佐坊一行が合戦の準備をしているのを見、詳しく探ろうと震えながら入る。すると、土佐坊の下部がこれを発見して拷問し殺害する。そして、土佐坊は急ぎ義経の邸宅へ押し寄せる、という叙述となっている。(傍線は授業者による)

このように、『平家物語』と『義経記』では、明らかに語る視点が異なっているのである。また、本単元において検討した箇所だが、『平家物語』では、土佐房を義経らが迎撃する際、

判官是(土佐房の鬨の声 ※授業者による補足)を聞いて、やがてうったち給ふ。静着背長をとつて投げかけ奉る。高紐ばかりして、太刀とつて出で給へば、中門の前に馬に鞍おいてひつたてたり。是にうち乗つて、「門をあけよ」とて門あけさせ、いまやいまやと待ち給ふ処に、しばしあって、ひた甲四五十騎、門の前におし寄せて、時をどつとぞつくりける。判官鎧ふんばり立ちあがり、大音声をあげて、「夜討にも昼戦にも、

義経たやすう討つべき者は、日本国におほえぬものを」とて、只一騎をめていかけ給へば、五十騎ばかりの者共、中をあげてぞ通しける。

とあるように、義経が主導となり、土佐房一行を待ち構える形で応戦する様子が見て取れる。しかし、『義経記』では、判官もその夜は更くるまで酒盛りし給ひて、東西も知らずぞ臥し給ひける。かかる所にその夜の夜半ばかりに、土佐坊百騎の勢にて押し寄せて、同音に鬨をつくる。されども御内には人音もせず。静鬨の聲に驚き、判官殿を引き動かし奉り、「敵の寄せたり」と申しけれども、先後も知り給はず。御枕なりける唐櫃の蓋を開けて、着背長を引き出だし、御上に投げかけたりければ、がばと起き、「何事ぞ、騒がし」と宣へば、「敵の寄せて候」と申せば、「あはれ女の心程けしからぬものはなし。事事しく。思ふに土佐めこそ寄せたるらめ。人はなきか、あれ聞け」とぞ仰せられける。⁽¹⁰⁾

「記」では、義経従者たちの活躍が前景化し、「主客転倒」が起こっている。⁽¹¹⁾

ここで挙げたのは一部であるが、同じ堀川夜討事件を記している、『平家物語』と『義経記』にはかなりの差が見られる。本単元では、生徒にこのような差異に気づかせ、

そこから時代背景や語り手の意図に考えを膨らませるなど、読みを広げていきたいと考えている。

三 単元の概要

(1) 実施学年 高等学校普通科一年生

(2) 単元目標

本単元では、「言語文化」のねらいにあるとおり「我が国の言語文化の担い手としての自覚を涵養」する姿勢を育むことはもちろんだが、それ以上に、作品の比較とおし、それぞれの作品に表出する「ものの見方、考え方」^②の違いを理解し、より深い読みまで到達することを目標としたい。古典作品にも「ものの見方、考え方」が反映されていることを理解できれば、単なるプロット把握や文法理解にとどまらず、当時の時代背景や語り手（書き手）の思想と関連づけた深い読みが可能になると考えられる。また、このように語り手（書き手）の視点を意識して読むことは、現代社会においても必要不可欠な力だといえる。スマートフォンが普及した現在、高校生は日々膨大な情報と接している。その中で、数々のニュースが多様な立場の視点から書かれていることを意識し、情報を相対化していかなければ、すべて鵜呑みにすることになり、情報に踊らされてしまっだろう。こうならないためにも、本単元は重要だと考

えられる。

(3) 評価規準

『新学習指導要領』の「言語文化」において重視する項目を挙げておく。

〔知識及び技能〕

①言葉の特徴や使い方に關する事項

ウ 我が国の言語文化に特徴的な語句の量を増やし、それらの文化的背景について理解を深め、文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。

②我が国の言語文化に關する事項

イ 古典の世界に親しむために、作品や文章の歴史的・文化的背景などを理解すること。

エ 時間の経過や地域の文化的特徴などによる文字や言葉の変化について理解を深め、古典の言葉と現代の言葉とのつながりについて理解すること。

〔思考力、判断力、表現力等〕

B 読むこと

イ 作品や文章に表れているものの見方、感じ方、考え方を捉え、内容を解釈すること。

エ 作品の文章の成立した背景や他の作品などとの関係を踏まえ、内容の解釈を深めること。

(4) 教材名

・卷第十二「土佐房被斬」（校注・訳 市古貞次『新編日本古典文学全集45 平家物語』、二〇〇七年、小学館）
底本は、語り本系の高野本である。

・巻第四「土佐坊義経の討手に上ること」（校注・訳 梶原正昭『新編日本古典文学全集62 義経記』、二〇〇八年、小学館）底本は、田中本である。

本単元の目標は古典文法の知識を駆使して読解することではなく、比べ読みによって「ものの見方・考え方」の差異を理解し、より深い読みにつなげることである。したがって、古文だけを読むことにこだわらず、各教材に付いている現代語訳を中心に用いて授業を行なった。⁽¹³⁾ちなみに、現代語訳を用いて古典の授業をすることについては、『新学習指導要領』『言語文化』の「4 内容の取扱い」に次のような記載がある。

古典としての古文と漢文に関する指導の際に、古典について解説した近代以降の文章や、古典について書かれた随筆、古典の現代語訳などを活用するなどして、古典への抵抗感を軽減し、我が国の言語文化への理解を深めるよう指導を工夫すること（傍線は授業者による）

先述したように、授業者が現代語訳を使用した意図に「古典への抵抗感を軽減」することは含まれないが、こうした

記載があるとおり、古典の授業で現代語訳を用いることは問題ないといえる。

(5) 指導観

本校の生徒は、比べ読みをほとんど経験したことがなく、二つの教材を単に提示しただけでは、何を比較すればよいのかわからず、作業が止まってしまう恐れがある。よって、今回はこちらであらかじめ比較の観点三つを提示することにした。また、同じ出来事を書いた章段といえども、『義経記』の叙述はかなり詳細で分量が多いため、今回はこれらの章段すべてではなく、義経の従者が土佐房を偵察に行く場面から、土佐坊が義経邸に攻め入る場面までを比較対象とした。

比較の観点

①誰の命令で誰が偵察に行った？

②偵察に行った者はどんな様子だった？　そしてどうなった？

③土佐房が攻めてきたときの義経の様子はどうかだった？

(6) 単元の流れ

第一次（一時間） 軍記物語について、源平合戦の歴史を踏まえながら学習する。「堀川夜討」が起こった文脈、登場人物を理解する。

第二次（一時間） 授業者が用意した比較の観点三つに基

づいて、比べ読みを行う。最後に気づいたことをまとめ、読みに還元していく。

(7) 第二次の流れ (50分)

I ワークシートを配布し、本時の目標を伝える。(5分)

・『平家物語』と『義経記』に記される同じ事件を比較し、共通点や相違点を読み取ることができる

・語り手の「ものの見方・考え方」の違いに気づき、語り手の意図を考察することができる

II 比較の観点①～③を読み取らせる。(15分)

まずは、個人で取り組むように指示し、わからなければ周囲と相談してもよいことにした。授業者は机間巡視を行い、手が止まっている生徒に適宜、声かけをしたりヒントを与えたりした。

生徒のワークシート

『平家物語』(鎌倉時代に成立)	①誰の命令で誰が偵察に行った? 静の命令 赤松も二人使い出した
『義経記』(室町時代に成立)	①誰の命令で誰が偵察に行った? 静の命令へ 忍使いのぞ 土佐房の宿に近れたのぞ

『平家物語』

②偵察に行った者はどんな様子だった?そしてどうなった?

二人の使いは帰って来なくて
召使いの女に見に行かされた

禊髪二人は斬り殺さずして、
今にも土佐房が攻めようとして
準備が完了して来た

③土佐房が攻めてきた時の義経の様子はどうだった?

土佐房の様子を聞いてすぐには
出だした。
門の前で待ていと土佐房
成せて来り。判官は
私を討てる者は日本に居れば
と云って廻りて行。五才駒くらひは中を開けて並し。

『義経記』

②偵察に行った者はどんな様子だった?そしてどうなった?

土佐房が攻め来た準備をして来た
深入りして下人に見つ
かり、白状してしま。ト為
すぐに斬り殺されてしま。に

③土佐房が攻めてきた時の義経の様子は
どうだった?
その夜は近くまで酒を飲んで、
酔いつぶれて寝ていたら土佐房が
攻めて来た。醒めた判官は起こ
うとしたが、酔った状態の判官
だった。準備も何もしれて
なかった。

III 何名かを指名して発表させ、授業者が黒板にまとめる。(5分)

IV 共通点と相違点を指摘させる。(10分)
個人、もしくは隣のペアで相談させ、何名かに発表させ
た。相違点に印をつけるよう指示した。

授業者の板書

『平家物語』	『義経記』
<p>①誰の命令で誰が偵察に行っ た？</p> <p>その後、帰ってこないの ので召使の女を行かせた</p> <p>②偵察に行った者はどんな 様子だった？ そしてどう なった？</p> <p>禿髪は二人とも土佐房の門 のところで斬り伏せられて いた</p> <p>③土佐房が攻めてきた時の 義経の様子はどうかだ った？</p> <p>すく出発（戦いの準備を していた）</p> <p>大音声をあげて名乗り、 真つ先に進んで戦った</p>	<p>①誰の命令で誰が偵察に行っ た？</p> <p>静の命令で召使の女（端者） を行かせた</p> <p>②偵察に行った者はどんな 様子だった？ そしてどう なった？</p> <p>召使いは捕らえられ、厳しく 問いただされる（脅される）</p> <p>すべて白状し、刺し殺された</p> <p>③土佐房が攻めてきた時の 義経の様子はどうかだ った？</p> <p>酔いつぶれていた、戦いの 準備をしていない</p>

V 比較を通して気づいたことを自由に書かせ、発表させた。（10分）

比較の観点①～③において、違いが顕著なのは②と③である。発表してくれた生徒以外も、その辺りに着目した指摘が多かった。特に、③の観点においては「なぜ『平家物語』では義経が活躍しているのに、『義経記』では同じように書かれていないのか」について、授業者が問いかけを行い、それに対する考えも補足させた。

観点③について

・観点③のところで、『平家物語』と『義経記』の義経の行動がだいぶ違った。『平家物語』の義経の方が活躍している。

・『平家物語』では義経はしっかりと準備をして戦っていて勇敢に書かれていたが、『義経記』ではまぬけ、頼りない感じで書かれていた。

← 問い なぜ、義経の行動が同じように書かれていないのか？

・語り手の感じ方が違うから。

← 問い どのように違う？ 『平家物語』、『義経記』

の語り手の意図は？

・『平家物語』の方が物語として収まりがよかった。義経という主役が活躍して終わっているから。語り手は、義経を目立たせたかったのではないか？

・『平家物語』の方が創作した感じがある。あまりにも話が出来すぎている。土佐房が攻めてきた時もすぐに戦いの準備をしている平家物語だが、そんなにすぐに準備が出来たものかと疑問に思った。平家物語は誇張していると考えられる。語り手は、義経をかつこい英雄のように描きたいという意図があったのではないか？

・『義経記』は義経が主人公かと思っていたが、義経のことをダメダメに書いている。

・『平家物語』の語り手は義経を中心に書いているが、『義経記』は義経を良くない人のように書いている。義経を頼りなく書くために、酒に酔わしたり静に助けられたりする状況を用意したのかなと思っただ。

小括

『平家物語』と『義経記』における義経像の差異に端を発し、なぜ記され方に差があるのかを考えさせた。その結果、語り手の「ものの見方・考え方」が異なり、『平家物語』には義経を目立たせようとする傾向、逆に『義経記』では義経を後景化させるような意図があることを学習者自身で読み取ることができた。また、『平家物語』の語りをご都

合主義だとする意見もあり、語り手を批判的に見る者もいた（二重傍線部）。最後の意見では、義経が酒を飲んだり、静に起こされたりする場面は義経をだらしなく書くために用意された説得の材料だと、面白い解釈をしていた。これは語り手の「ものの見方・考え方」の違いから、導き出された解釈だといえよう。

VI 授業者によるまとめを行った。（5分）

同じ出来事を記していても、作品が違えば記述に大きな差があること、そしてその差から語り手の意図や時代背景について考え、読みの可能性を増やしていけることを強調して授業を終えた。

四、成果と課題

成果としては、大きく分けて二つ挙げられる。まず、一つ目は比べ読みという『新学習指導要領』において、生徒の思考を深める活動として重視されている言語活動を古典の授業で実施できた点である。当然、古文本を比較検討するのが理想だと承知しているが、時間の制約があり、なおかつ目標を古文の読解ではなく、語り手の「ものの見方・考え方」の違いに気づき、そこから読みを深めることに設定していた今回は、現代語訳を援用する方法で十分だったように思われる。記述の違いを自分たちで読み取り、最終

的には語り手の「ものの見方・考え方」に肉薄、語り手の意図を考察することができた。

二つ目は、たとえ同じ出来事を記していたとしても、それを語る語り手によって表現や内容に差があり、その違いを端緒として読みを深めていけることに生徒自身が気づけた点である。これまでの古文の学習は、用言や助動詞の意味を逐一確認し、プロットを追っていく作業に終始するきらいがあった。したがって、古典作品に記される説話がどのような立場の人物によって、どのような意図を持って語られているのかについてはほとんど触れることができなかった。しかし、本単元をとおして、作品の比較↓相違点を挙げる↓なぜこのように記されているのか、語り手の感じ方にどういう傾向があるか、というように、古典作品をプロット把握とは異なる面からアプローチすることができた。語り手の視点を実感した学習者たちは、今後、このような観点からも古典作品を楽しんでくれることだろう。課題も大別して二つある。一つは、第二次のⅣやⅤの活動を行ったときに生徒同士で考察し合う時間を用意できなかったことである。その理由は、時間の制約と新型コロナ流行を鑑みてのことで、仕方がない面もあるのだが、やはりペアやグループワークを経ることで、新たな発見もあったのではないかと思う。二つ目は語り手の「ものの見方・

考え方」の違いにまで話が及んだものの、なぜ『平家物語』の語り手は義経をかつこよく描きたかつたのだろうか、逆に『義経記』の語り手はなぜ主人公の義経を頼りなく記しているのだろうか、というもう一步踏み込んだ質問を考察できなかったことである。ただし、この問いを考えるためには、『平家物語』や『義経記』が成立し、語られていた当時の時代背景や権力関係を知っておく必要があるだろう。このような点を鑑みると、国語の授業の範疇だけでは難しい。よって、さらなる考察の進め方が今後の課題といえる。現在は、教科横断型授業の実施も増えているため、日本史の先生にサポートをお願いして授業を構築していくのも一つの選択肢として良いと考えられる。

五 おわりに

今回、古典作品の比べ読みを行ってみて感じたのは、意外と生徒は能動的に取り組む、ということである。本校の生徒は、学習に対して消極的な生徒が多く、古典を嫌い・苦手と主張する生徒も大勢いる。その中で、少しでも古典を少しでもおもしろいと思ってもらえたら、新しい視点を提示出来たらという思いで、今回の単元を考察・実施した。単元学習としては費やした時間が決して十分とはいえないが、語り手の「ものの見方・考え方」の違い（義経をかつ

こよく記述しているか、否かなど)を踏まえて、新たな解釈を導き出せた学習者もいたため、思い切って実践を行なってみてよかったと思う。何より、生徒が主体的に古典を読んでくれたのが授業者として大変嬉しかった。ただ、先に述べたように課題も多い。一つひとつ、学習者の実態も鑑みながらブラッシュアップしていければと思う。

【使用した現代語訳】

※①～③は比較の観点と対応しており授業者が付した。括弧も補足として授業者が付け加えた。

『平家物語』現代語訳

①判官(義経)は磯禪師という白拍子(踊りを舞う芸能者)の娘静という女を最も愛しておられた。静も判官のそばを離れることがない。静が申しあげるには、「大路(京の大通り)は武者(武士)でいっぱいだと思います。こちらから招集もしないのに、大番衆の者どもが、これほど騒ぐはずがありますか。ああこれは昼の起請法師(土佐坊昌俊)の仕業と思われます。人を出して様子を見せましよう」といって、六波羅の故入道相国(清盛)の召し使っておられた禿髪(かぶろ:髪をおかっぱに切りそろえた徒者)を三、四人使っておられたが、それを二人使いに出した。

②ところが、時間がたっても帰らない。かえって女ならば

無難だろうと思つて、召使いの女を一人見に行かせた。間もなく召使いの女が走り帰つて申すには、「禿髪と思われぬ者は二人とも、土佐房の門の所で斬り伏せられております。宿所には鞍を置いた馬をびしりと引つ立てて、大幕の内には、矢を背負い弓を張り、兵士どもがみな鎧・甲をつけて、今すぐ攻め寄せようと身支度しております。少しも物詣での様子とは見えません」と申した。

③判官はこれを聞いて、すぐに出発なさる。静は着背長を取つてさつと着せかけ申し上げる。高紐だけを結んで、太刀を取つてお出になると、中門の前に馬に鞍を置いて引つ立てた。これに乗つて、「門を開けろ」といって、門を開けさせ、敵の来るのを今か今かとお待ちになっていると、しばらくして、みな鎧・甲をつけた四、五十騎が門の前に押し寄せ、鬨こゑの声をどつとあげた。判官は鎧をふんばつて立ち上がり、大声をあげて、「夜討ちでも昼の戦でも、義経を簡単に討てる者は、日本国にいるとは思われないものを」といって、たった一騎で大声をあげてお駆けになると、五十騎ほどの者どもは中を開けて通した。

『義経記』現代語訳

①そのころ判官は、静という遊女を側近く置かれていた。よく機転のきく女で、「これほどの重大なことを聞きながら、

このようにお休みになっておられるのは容易ならぬことよ」と言つて、召使いの女を、土佐坊の宿が近かつたので、そつと様子を見に行かせた。

②召使いの女が行つて見ると、(土佐坊は)今や兜の緒を締め、馬を引き立ててまきに出発しようとしている。この分では、今夜は丑の刻(午前二時頃)の終りごろになるに違いない、と思ひながら、なおもつと重要な相談をするかもしれないと深入りし、奥のほうで様子をすつかり見届けご報告しようと考え、こわごわ震えながら入つて行つたところ、土佐坊の下人がこれを見つけ、「ここにいる女はただ者ではない」と言つたので、「そうかもしれないぬ。捕えろ」と言つて、その女をつかまえてすかしたり脅したりして厳しく問いただした。しばらくの間は、白状しなかつたが、あまりに強く責め問われたため、とうとう事実をありのままに白状してしまつた。このような者を許しては具合が悪いといふので、即座に刺し殺してしまつた。(中略)

③判官も、その夜は夜が更けるまで酒盛りをなさつて、正体なく酔いつぶれてお休みになつてゐる。そういう状態のところ、その夜の真夜中ごろ、土佐坊が百騎の軍勢で押し寄せて、一斉に鬨の声をあげた。ところが、邸の中では何の物音もしない。静は、敵の鬨の聲に驚いて、判官殿を揺り動かして申し上げ、「敵が攻め寄せて来ました」と言つ

たが、(判官は)前後不覚のありさまでいらつしやる。静が、お枕もとにあつた唐櫃の蓋を開けて、中から着背長を引つ張り出し、判官の上に投げかけると、がばつと飛び起き、「何事だ。騒がしい」とおつしやつたので、「敵が攻め寄せて参りました」と言つと、「ああ、女の心ほど殊勝なものはない。物々しく言うことよ。思うに、土佐の奴が攻め寄せて来たのである。誰かいないか。聞いて来い」と仰せになつた。

註

- (1) 『高等学校学習指導要領(平成三〇年告示)解説 国語編』、文部科学省、二〇一九年)以下、『新学習指導要領』からの引用はすべてこれを指す。
- (2) 従来の共通必修科目である「国語総合(四単位)」が「現代の国語(二単位)」と「言語文化(二単位)」に変わり、選択科目である「現代文A(二単位)」「現代文B(四単位)」「古典A(二単位)」「古典B(四単位)」「国語表現(三単位)」は、「論理国語(四単位)」「文学国語(四単位)」「古典探究(四単位)」「国語表現(三単位)」に変更となつた。
- (3) 「言語活動の充実に関する指導事例集」思考力、判断力、表現力等の育成に向けて、『高等学校編』(文部科学省、二〇一二年)
- (4) 例えば、鈴木恵「古典教材の授業、つくり―『平家物語』扇の的をめぐって―」(『新潟大学教育学部研究紀要人文・

社会科学編』九卷二号、二〇一七年）や島田俊哉・八木雄一郎「諸本比較を採り入れた『平家物語』の授業実践…高野本・延慶本の比較を通して「扇的」を読む（中学校第二学年）」（『信州大学教育学部研究論集』一四号、二〇二〇年）では、語り本系の高野本と読み本系の延慶本の比べ読みを行い、後者の実践では「どちらを後世に残したいか？」という印象的な問いをままとめて用いている。また、旧科目である「古典A」の授業だが、源健一郎「高等学校「古文」授業における文化史的観点導入の試み(3)」…『平家物語』諸本における巴の人物像を通じて」（『四天王寺大学紀要』五六、二〇一三年）では、戦前の作家である永井路子の書いた巴に関するエッセイ（主に語り本系寛一本を対象）と戦後の研究者である源自身のエッセイ（主に読み本系源平盛衰記を対象）における巴の描かれ方を比較し、当時の女性の社会的立場を考察させている。

- (5) 例えば、第一学習社『高等学校改訂版標準古典B』（古B353）や大修館書店『新編古典B改訂版』（古B342）など。
- (6) 第一学習社Hd（http://www.daiichi-g.co.jp/kokugo/textbook/book.asp?p=KB_353）
- (7) 土佐房昌俊の漢字表記は、「土佐坊正尊」とするものもあるが、テキストからの引用を除き、土佐房昌俊に統一している。
- (8) 藪本勝治『義経記』の義経主従」（『國文論叢』四四号、二〇一一年）
- (9) 『新編古典文学全集』からの引用である。詳細は、第三章（4）に記載。

- (10) 『新編古典文学全集』からの引用である。詳細は、第三章（4）に記載。
- (11) 注8に同じ。
- (12) 「どのような視点で物事を捉え、どのように思考しているのか」という物事を捉える視点や枠組みのこと。各教科の学習を通して身につけられるこの「見方・考え方」は、社会生活の中で様々な物事を理解したり思考したりする際に重要な働きをするものでもあり、各教科の教育と社会をつなぐものといえる」（大滝一登・幸田国広『変わる！高校国語の新しい理論と実践―「資質・能力」の確実な育成を目指して』、大修館書店、二〇一六年）
- (13) 今回教材として用いた『新編日本古典文学全集』は、古文本文の下に対応する形で現代語訳が記されている。この現代語訳を使用した。

鎌倉時代初期における武藤氏 — 武藤資頼を中心に —

佐藤 亜美

はじめに

武藤氏とは鎌倉幕府により鎮西へと派遣され、代々大宰少貳を世襲したことからのちに少貳氏と名乗る武士の一族である。武藤資頼は平家の家人として源平合戦へと参戦し、捕虜として三浦義澄に預けられていたが、武芸の故実の知識があつたことよつて頼朝に厚免され、御家人に登用されたという理解がされてきた。

この平家方の囚人、降人の御家人登用というのは資頼に限つたことではなく、他にも例が見えることが指摘されている⁽¹⁾。

御家人となつた資頼がのちに九州へとくだり、大宰府現地の支配を進め、鎮西全土に及ぶ力を有したという点で資頼を「鎮西奉行」と表現することが出来るかどうかについては、鎮西奉行研究においてたびたび議論となつているが、その確たる結論は出ていないのが研究史の状況である⁽²⁾。

しかしながら、資頼が鎮西へ下向する以前の動きについて、または武藤氏自体の研究は、管見の限りではその史料

の乏しさも相まつて、豊かとは言い難いように思う。資頼が鎮西下向以前に平盛時と共に平家没官領の巡検を行つていることや、資頼は建久年間に鎮西へ下向したと考えられているが⁽³⁾、下向時までの活動の背景を考えることは、資頼の幕府内での立場を知る上で重要であろう。

よつて、武藤氏の御家人としての働きを知ることは、資頼が幕府内でのような立場であつたために九州への下向を命じられ、その後現地支配を行つたのかを考える手立てとなるのではないだろうか。それは、資頼が鎮西奉行たる存在であつたか否かという議論とも、無関係ではないと考える。

以上のような問題関心から、本稿では、鎮西下向以前の武藤資頼について、史料が乏しい部分は鎮西奉行研究や御家人研究を頼りとしながら、考察を加えていくことにしたい。

第一章 鎮西奉行研究史

武藤資頼について考察を加える際、鎮西奉行の研究史は

決して無視できない。前述の通り資頼を鎮西奉行と呼ぶことが出来るのかどうかについては、研究者の中でも意見が分かれている現状である。

しかしながら、平氏政権下に鎮西を支配した在地豪族たちや、資頼が下向する以前に鎮西に下向し、『吾妻鏡』に「鎮西九国奉行人」と記された天野遠景をはじめとする人物の動きを知ることが、資頼の存在を考える上で重要な比較対象になり得ると考える。

そこですまは、現在までに積み重ねられている研究を整理することによって、研究史全体における資頼の位置を確認しておきたい。

第一節 研究史における論点

まずは鎮西奉行に関する研究史において、いままで展開されている論をまとめておく。

鎌倉幕府が派遣した鎮西奉行人天野遠景の後、それを継承したのは武藤資頼であるとする説は、佐藤進一氏によってほぼ定説と化している。しかし、この説に対して異なる意見もある。ひとつは、資頼が鎮西奉行になったことは確かだが、それと同時に中原親能も鎮西奉行に就任したとする説（複数就任説）、もうひとつは、天野遠景のちに鎮西奉行たる存在はおらず、鎮西各国の守護に権限が分化さ

れ（一代で廃絶）、蒙古襲来後に設置された「鎮西探題」が、鎮西全体に権限が及ぶ存在として鎮西奉行から引き継がれたとする説である。

また、「鎮西奉行」という名称についても、幕府が設置した「鎮西探題」や「九州探題」と類似した存在として理解されているという指摘がある⁴⁾。つまり「鎮西奉行」という呼称を、蒙古襲来後設置された「鎮西探題」や室町幕府が設けた「九州探題」のように、全鎮西に及ぶ権限を持つ、いわゆる「鎮西惣奉行」的性格を持つ存在とするか否かが論点に挙がる。また、鎮西奉行は鎮西惣奉行的性格であると仮定したとき、資頼は全鎮西に及ぶ権限を有していた証拠はあるものの、それが守護の力によるものなのか、それとも依然現地に強く影響力を持っていた大宰府機構の権限によるものなのかどうかも議論になっている。

以下鎌倉幕府成立以前、鎌倉幕府成立後、武藤資頼下向後、の三期に分けて、その鎮西支配の形態について先行研究を確認していく。

第二節 幕府成立以前の鎮西支配

鎮西奉行については瀬野精一郎氏の論が詳しい。従って、瀬野氏の研究に沿いながら鎮西奉行について、確認を行なっていく。

平氏政権下において鎮西の大宰府周辺地域の現地支配を行っていたのは、在地で勢力を持った武士たちであった。平氏政権にとって鎮西は重要な基盤であり、その支配は平安時代末期の海賊討伐に端を発する。保元の乱の後、清盛が大宰大弐になると、大宰府による対外貿易の権益を掌握することによって支配は拡大していった。在地支配を行っていた原田種直・山鹿秀遠・松浦党といった有力な在地武士たちは、鎮西における平家の軍事活動を担っていた。それは彼らが壇ノ浦の合戦のあと、頼朝によって厳しく処罰を下されていることからもうかがい知ることができる。

原田種直は、筑前国の岩戸・原田を本拠地とした大宰府の有力な府官で、治承五年（一一八一）に大宰少弐に補任されている。撰関期以来大宰府の府官をつとめた大藏氏の家督的存在であり、現地に強い支配力を有していた。また、山鹿秀遠については筑前国山鹿莊を本拠地とし、『保暦間記』に

当国ノ住人、緒方三郎維義ニ仰テ、平家ヲ九国ノ中ヲ
追出シ奉ヘシ、是私ノ下知ニアラス、一院ノ院宣也ト
申下サレタリ、維義既ニ向ト聞ヘケレハ、種々ニコシ
ラヘ仰ラレケレ共叶ハス、カナシ、落行ケルコソ悲ケ
レ、公卿殿上人、女房已下、袴ノスソヲ取テ、箱崎ノ
津ヘ落ケリ、折節、天ノ責ヲヤ蒙ケン、降雨ハ車軸ノ

コトシ、吹風ハ砂ヲ上ク、山鹿兵藤次秀遠カ館ヘ入セ
玉フ、

とある。加えて緒方惟義が大宰府に攻め入った際に、平宗盛らが安徳天皇を奉じて山鹿城に遷ったという記述が『平家物語』⁵⁾『源平盛衰記』⁶⁾にみえる。このことから分かるように、大宰府から逃れた平氏が山鹿の館のもとにかくまわれるなど、山鹿氏と平氏には関わりがあることが分かる。

石井進氏の論は、種直が在地の武士でありながら治承五年に大宰少弐に補任されていることに注目し、平氏政権の鎮西支配の特徴を見出している。この時代、平氏以外にも大宰権帥・大弐を歴任した存在はみられるものの、遙任が通例であった大宰少弐に在地の武士である種直が補任されたことに注目すべきという論である。これは平氏政権が種直のことを家人として鎮西支配体制のなかに編成し、それを府官の上司である少弐に補任することによって、平家による大宰府現地の掌握を行おうという意図を示している。

また、種直の妻が大宰大弐に任じられた平頼盛の女子とつたえられていることから、種直と平氏との強い結びつきを推測することが出来る。それに加えて『続群書類従』の『武藤系図』において「而又建久二年被宛賜太宰府守護岩門少卿種直跡、三千七百町拝領了、」とあるように、確実な史料は現存していないが、何らかの記録に基づいて種直

の所領が三千七百町存在することが伝わっており、平家が滅亡したのち資頼が種直の所領を給与さたと考えられる。

このなかに存在している筑前国怡土郡原田庄は、種直をはじめとする原田氏によって開発・経営が行われていた。

そして鎌倉時代、武藤氏（少弐氏）が支配を行なっていた際には、原田庄内には原田城が存在していたことが次の由比重富文書から確認されている。

七月卅日凶徒等、寄来原田城之時、致合戦、抽忠節候之條、殊令感悦候、且其段可注進候、恐々謹言、

二月三日

頼尚（花押）

重富次郎四郎殿

この原田氏による原田庄の経営には若干の検討の余地を残しながらも、原田氏にとつてこの地は重要な拠点であったことが考えられる。また一方で、少弐氏が原田庄内に存在する塔原寺の保護を行なっていたことに関しても、種直の寄進状に同寺の名が見えることから、少弐氏が原田氏による原田庄の経営を継承して保護を行っていたものと考えられる見方もある⁹⁾。

この地を武藤氏が獲得し支配下におくことは、単なる軍事拠点としてはたっただけでなく、没落した原田氏が失地を回復しようとする行動を抑制する、対原田氏政策としても重要な拠点となる場所である。ただし、これを検証す

るための史料は現存しておらず、はっきりとした確証があるとは言い難いことは留意しておくべきである。

また『吾妻鏡』文治元年七月十二日条に「重被下 院宣之間、平家没官領、種直種遠秀遠等所領、原田板井山鹿以下所処事、被定補地頭之程者、差置沙汰人、」とあることから、鎮西現地をしていた彼らの所領が平家没官領として扱われ、地頭が補任されるまでの間、沙汰人が置かれていくことが分かる。種直、秀遠と共にこの文中に登場する「種遠」という人物は板井種遠に比定され、この人物も種直と同じく大蔵氏であり、豊前国に強大な武士団を組織していた。

くわえて注意しておかねばならないのは、文治元年（一一八五）に原田種直が滅亡した後、直ちにその跡地を資頼が受領したとは考え難い点である¹⁰⁾。資頼が元々平家の家人であったこともあるが、そもそも鎮西への下向以前に資頼と鎮西の関わりが見られないことを加味すると、資頼は鎮西下向決定後、若しくはもつと下つて、大宰少弐任命後に種直の所領を得たとは考えられないだろうか。鎮西下向後、それまで鎮西の地に関わりのなかった東国の武士が鎮西現地において在地の武士たちに影響力を持つためには、鎮西奉行的な働きとして大宰府機構に影響力を持つことに加え、種直のようになかつて強大な力を持っていた一族の重要

地を影響下に持つことが手っ取り早いと考えられる。

こうして、鎮西の現地支配は平氏の滅亡とともに、平氏政権下にあった在地武士による支配から、東国の鎌倉政権より派遣された御家人による支配へ変遷をたどっていくのである。

第三節 鎌倉政権における鎮西支配

壇ノ浦合戦の後鎮西現地の統治をおこなったのは、頼朝の代官として平家の追討にあたった頼朝の異母弟である源範頼と、範頼に従った東国武士の和田義盛や千葉常胤らであった。彼らは平家方の勢力を破り、大宰府現地を勢力下に置いた。⁽¹²⁾ 範頼は九州に在り、頼朝の意思によって沙汰を行っている。そして、範頼は和田義盛に命じて鎮西の在地武士たちを御家人化する工作を進めている。この文治年間に行われた在地勢力の地頭職を安堵するという政策が本格的に行われているのは建久年間であり、幕府の鎮西支配体制が安定したのは建久年間であった。⁽¹³⁾ 範頼は管国での非法を訴えられ、幕府の命により帰洛することになる。

範頼と入れ替わるようにして九州へと下向してきた中原久経と近藤国平は、「鎌倉殿御使」として院庁下文を所持していた。⁽¹⁴⁾ この二名も、武士の非法狼藉を停止させることを目的としている。そして、頼朝と対立することになった

義経の味方をした勢力を掃蕩する目的も加わって、鎮西に派遣されたのが天野遠景であった。遠景は鎮西奉行人として、且つ九国守護として前述の理由と武士の濫妨を停止することを目的として鎮西に下向した。

⁽¹⁵⁾ 天野遠景は伊豆国田方郡天野郷を本貫地とする武士である。その土地柄から、遠景は頼朝の拳兵以前より頼朝や北条時政と近い関係にあったと考えられている。それに加えて、遠景の鎮西奉行任命に関係することについて指摘できる可能性として、藤原経房の大宰権帥補任が挙げられている。公卿の藤原経房は伊豆守を務めていたこともあり、遠景と既知の間柄であった可能性が高い。⁽¹⁶⁾ この関係が基底にあって、遠景は鎮西奉行人に任命されたと考えられる。ただ、藤原経房の生年は一一四三年とされているが、伊豆守に任命されたのはわずか八歳ほどの頃であり、実際に國務を行っていたとは考えにくい。そのため、既知の縁から鎮西奉行に任命されたとする説には危うさも残る。伊豆守を務めた経房が無関係と言い切れることは出来ないが、遠景の鎮西奉行任命の主な理由は、やはり頼朝や時政と近い関係にあったことが大きいと考えられる。

遠景の鎮西に有した権限については評価が分かれているが、遠景を「大宰府現地の最高責任者」と位置付ける論と「大宰府の侍所的『所』の別当たる地位を有したに過ぎない」

という論があり、これは先学においても意見が分かれている部分である。本稿では、この二つの論において前者の理解を念頭に置きつつも、後者を支持したい。それに関しては追って述べることにする。

遠景が大宰権帥である藤原経房との関係が深いと仮定するのであれば、大宰府機構に介入し力行使することは不可能ではないだろう。しかしながら『吾妻鏡』文治二年十二月十日条において「今日藤原遠景、為鎮西九国奉行人、又給所々地頭職云々」という記事に注目すると、遠景の「鎮西九国奉行人」である側面と、「所々地頭職」である側面は明確に区別すべきであるとの考え方が¹⁹⁾ある。鎮西に対して広域的に及ぶ権限が依るところと、現地御家人に対して強い支配力が及ぶ権限が依るところが異なると考えると、その峻別は妥当であると思われる、ある一方では鎮西全体への裁許権を持ち、しかしながら在地の武士へ支配力の及ばない部分があるなど、遠景の鎮西支配は一概に規定し難いところがある。遠景の鎮西御家人を統率出来ず、広域的に支配する権限を持たなかった例として、文治三年（一一八七）に貴海島追討を命じられた際に九州御家人の統率が十分にできなかったことなどが先行研究によって指摘されている。

くわえて、遠景が鎮西に得た所領について注目すると、

筑前、筑後、肥前と九州北部に偏在している。特に肥前国は平氏政権期に平氏一門の力が大きく及び、貿易拠点とされた庄園も含まれる地域であり、遠景が平氏の鎮西支配に則って在地での活動を行なったと考えることが出来るのである。前述した貴海島追討を命じられたという文治三年の一件についても、遠景は現地武士団の統率を取れなかったとされていながらも、遠景が地頭職を帯びていた九州北部の武士団は、遠景の支配を強く受けていたとみられる。²⁰⁾

また、原田種直の没官領であるが、資頼が給与されるよりも前に地頭職に補任されたのは遠景、または東国から頼に従って下向していた千葉常胤ではないかとの考察がある²¹⁾。特に遠景がこの地を得ていたと仮定すると、遠景は資頼と比較しても、平氏政権の鎮西支配のやり方を踏襲しているであろう点から見ても、自然なように思われる。

遠景が鎮西に得た所領が平氏政権期に在地に大きな影響力を持っていた府官の没官領であり、それを基底に権限を行使していたのだとすれば、遠景を追って幕府の鎮西支配を確立する目的があった資頼がこれを継承していたとしてもおかしくはない。九州北西部一部地域について、原田種直という現地に有力な権限を持っていた府官の所領を天野遠景が継承し、そして次に武藤資頼が継承していったのだと考えたい。遠景が原田庄を得たという史料は残っていない

いが、原田庄の持つ地域的特性を考えると、この土地を支配下に置くことは、鎮西を支配する上で重要だったのではないだろうか。これは現段階では想像の域を出ない論であるため、今後の課題となる部分である。

遠景による鎮西支配は、平氏がかつて行なっていた支配を踏襲し、且つ中原久経、近藤国平の権限を継承した存在だと考えられる。そのため、天野遠景は鎮西御家人を統率することのできる鎮西奉行人且つ大宰府の最高責任者とす
る説は、今後も若干の議論を要する箇所である。

第四節 武藤資頼による鎮西支配

資頼が鎮西へと下向した時期が分かる正確な史料は残されていないが、『吾妻鏡』にみられる資頼の動向から推察するに、建久年間に下向しているというのがおおむねの先行研究の理解である。²²⁾

建久年間、鎮西奉行から各国守護へと守護職の分割が行われ、下向した資頼は筑前、豊前、肥前の三前の守護職を兼帯している。それは最大時には対馬、壱岐が加えられ、資頼は三前二島の守護職を得ていたのである。佐藤氏はこれにくわえて、資頼が有していた権限として、大宰府現地の最高責任者としての権限、そして鎮西奉行として全鎮西に及ぶ訴訟手続きの権限がみられることを指摘している。²³⁾

また、資頼と遠景それぞれの
大宰府機構の支配を比較した際に、石井氏は発給文書の差異を指摘している。遠景の場合はその署判が他の府官と同列に過ぎなかったことに対し、資頼の場合は多くの府官が連署した上で袖判をくわえていることから、支配がより強固になっていることが指摘できるのである。

このことが、武藤氏を鎮西奉行という存在とする根拠である。鎮西奉行とは全鎮西に影響をもたらすことのできる権限を持つ存在（「鎮西奉行」）²⁴⁾「鎮西惣奉行」的存在と仮定するときであり、それが武藤氏の場合においては訴訟準備手続きであるというのが佐藤氏の見解で、くわえて石井氏の論がそれを補強する形で、資頼が大宰府現地の最高責任者たる地位にあったことを評価した。

しかし、この論に関してはいくつかの批判もあり、幕府による完全な鎮西支配というのは、資頼が嘉祿二年（一二二六）に大宰少弐に任命されてはじめて確立したとされる意見もある。²⁵⁾

瀬野氏の論として、大宰府の持つ権限は、「大宰府庁」と「大宰府守護所」という二元的な各々異なった源流を持つのであり、資頼がこの旧律令的かつ全鎮西に及ぶ「大宰府庁」の権限にも影響しようとするには、やはり大宰少弐を兼ねることが重要であったという理解がある。²⁶⁾ 両機構の

管国範囲からみて、旧大宰府勘状は全鎮西に及ぶものであり、守護所下文の管轄範囲は守護管内に限定されたことから考えても、資頼が全鎮西に及ぶ権限を行使するとき、その権限の基礎となったのは旧律令的機構である「大宰府庁」であった。そのため、資頼が「大宰府守護所」並びに嘉祿二年大宰少式に任命されて「大宰府庁」の両機構の権限を有し得たことは、鎮西奉行という面においては議論を重ねることになる部分であるが、それまで二元的であった大宰府機構を統一しうる存在たり得たとも表現できるのではないだろうか。遠景は正式に府官に任命されることなく大宰府の一元的掌握をなし得ないまま帰東することになっており、それが遠景と資頼の大宰府支配における明確な違いである。

川添氏はこの武藤氏の九州支配体制を「大宰少式を兼ねたことは九州支配のうえに公家・武家両制度からの保障を得たわけで、この点、守護として幕府の九州支配の一環になう大友・島津とは特に異なる特色である」とその特異性を指摘され、さらに武藤氏の面から見ても、この大宰少式を兼ねたことが他の御家人と比較して優位性を持つことから、武藤氏（少武氏）の九州支配における重きは大宰少式にあることを示された。²⁷⁾

資頼が全鎮西に及ぶ権限を持ち、大宰府現地における最

高責任者であったとしても、その大宰府における大宰府庁と大宰府守護所は異なった影響力、はたらきを持ち、その両方において首位に位置していたのが武藤氏であった。²⁸⁾この両機構の権限を持っていたために、資頼をはじめとする武藤氏の鎮西全体への権限を行使することができるようになるのであるが、それは単に幕府の鎮西支配を強調するというわけではなく、旧律令的な機能を持った大宰府庁の機構を大宰少式に任ぜられてはじめて鎮西全体に対する権限があったように、旧律令的な大宰府庁の力が鎮西には依然残っていたことを示すのではないだろうか。

また武藤氏が鎮西を持った支配力について、確かにそれまでの幕府による鎮西支配に対比すると広範囲であることに間違いはないが、その支配力が在地に深く根づいていたわけではなく、失地回復を目指す原田氏の残党の存在など、不穏分子を抱えた支配であった。広範囲の支配力は確かに在地で発揮されたものであるが、その基底の不安定さは少式一族にとって長期的な課題であり、南北朝期に突入するとそれは顕在化することになった。

第二章 史料に見える資頼の活動

第一節 武藤氏と武芸

武藤氏の出自については、秀郷流藤原氏に発すると伝え

られている。資頼の祖父である景頼と、父の頼平が武者所に祇候していたために武藤を姓としたとされる。資頼の『吾妻鏡』における初見は文治元年（一一八五）十月二十四日条で、頼朝の勝長寿院の落慶供養の随兵の中に名前が見える。⁽²⁹⁾

資頼ははじめ平家の家人であった。頼平が武蔵国を知行していた平知盛の目代であったとされるため、⁽³⁰⁾資頼も平家に与していたと考えられる。知盛は武蔵国で国内武士の統率につとめており、頼平や資頼が平家の家人として活動していたと考えられる。⁽³¹⁾資頼は一ノ谷の合戦の際は平家方として戦っており、捕らえられたのち三浦義澄に囚人として預けられている。その後囚人だった資頼が頼朝に厚免され、御家人として登用されるに至ったのは、資頼が武芸の故実を知っていたからだだった。

先行研究では主に『吾妻鏡』文治五年（一一八九）正月十九日条がその理由として挙げられている。

庚戌、若君御方結構風流、模大臣大饗宴、藤判官代邦通為有識營此事、而近衛司可相交、平胡錄差様、丸緒付様、不分明之処、三浦介預囚人武藤小次郎資頼、（平氏家人、監物太郎頼方弟）彼箭事、得故実之由發言、義澄求次、伺御気色曰、内々雖可召仰之、若君御吉事也、為囚人争役之哉云々、仰曰、早所厚免也、可令沙

汰之者、資頼開愁眉、調進之云々、

若君（頼家）が大臣大饗を模した宴を行おうとした際に、近衛の司が着用する胡縵の知識がなかったが、資頼にはその知識があり、これを調進した。しかし、資頼が囚人であったため頼家の吉事である場には相応しくなく、頼朝は資頼を厚免したというのである。これを契機として資頼は御家人として登用され、活動をすることになる。ちなみに『群書類従』所収の『武藤系図』では、資頼が一の谷合戦の際に梶原景時の召人になったことからその婿となり、故実の一件の後に後に厚免されたと記しているが、⁽³²⁾それよりも資頼は三浦義澄に囚人として預けられていた際に故実の知識を調進し、それによって厚免され、その後梶原景時の婿になったという考え方のほうが『吾妻鏡』の記述から考えても自然である。⁽³³⁾

また、『尊卑分脈』には名が見えないが、この文治五年正月十九日条にみえる「監物太郎頼方」は頼賢とも表記され、⁽³⁴⁾『平家物語』にも登場し軍功をたたえられている。『平家物語』における頼方の描かれ方と『武藤系図』の頼平、資頼に記されている内容をそのまま鵜呑みにして考察対象にすることは避けておきたいが、この三者の間に共通して見出せる、弓による武功という要素について注目してみたい。『平家物語』に「究竟の弓の上手」と表現され、⁽³⁵⁾主人

である知盛がその死を悼んだと語られた頼方をはじめとして、頼平に「為弓之上手之間」、資頼に「窮弓箭之奥儀間」とみえるように、武藤氏が弓の技術に長けていた可能性を指摘したい。『吾妻鏡』建久元年（一一九〇）十一月十一日条、寛喜三年（一二三一）九月二十三日条には資頼の弓に関係した記述が見える。特に注目したいのは、寛喜三年九月二十三日条である。

丙午、晴、將軍家出御馬場殿、有流鏑馬遠筈懸、如駿河前司武藤次郎之宿老等、依殊仰施射芸、還有其興云々、資頼が建久年間に鎮西に下向したと仮定するとこれは資頼が下向した後の出来事と考えられるが、前駿河守である三浦義村とともに資頼が將軍藤原頼経に射芸を披露している。このことから、資頼が当時弓の名手として認識されていたのではないかと推察したい。また、随兵として資頼の名が見られる『吾妻鏡』文治元年十月二十四日条の頼朝の勝長寿院供養の警護であるが、この随兵の選出について「被清選弓馬達者」とあることから、資頼が弓の技術に優れていたことは確かだろうと考えられる。

ただし、頼平、頼方、資頼の武藤一族が武芸（弓）に秀でていたと理解するには頼方の場合には軍記物語からの創作的解釈に過ぎず、頼平、資頼においても『群書類従』の『武藤系図』の記述を鵜呑みにして結論を急ぐことは危険

であり、断定をするには史料が乏しいことも承知している。しかしながら、この頼平、頼方、資頼の三人が、軍記物語や編纂物において父子ともに弓に関連して言及されていることから、彼らが武芸、特に弓に秀でた人物たちだったのではないかと推察しておきたい。

また、川添氏は資頼の厚免の理由のひとつとして、幕府による奥州征伐を挙げている。資頼が厚免された時期にはすでに奥州征伐の日程が上っており、翌年の建久元年（一一九〇）十一月七日の頼朝入洛に資頼が付き従っていることから奥州従軍による報酬であった可能性を指摘している⁽³⁶⁾が、資頼が武芸に秀でた人物であったならば、それも考えられない可能性ではないように思う。しかし、そう解釈するのであれば『吾妻鏡』の記述とは辻褃が合わなくなるため、時期の相違については疑問である。

ちなみに『武藤系図』で頼朝が武蔵国に入国した際に頼平が八幡殿の旗を持って馳せ参じた⁽³⁷⁾と記しているが、前述の頼方や資頼の一ノ谷合戦への参戦のことを考えると、この記述は誤りであると指摘しておきたい。

第二節 武藤氏の吏僚的たらき

ここまで頼平や頼方、資頼ら武藤氏の武芸の面にばかり注目して論じてきたが、目崎徳衛氏は資頼が鎮西に下向し

たと考えられる時期が、父頼平が二階堂行政の後任として政所の令に就任している時期と前後していることにも注目している。³⁸ 目崎氏はこの頼平の任命について、頼平が吏務に従った初見は建久二年（一一九一）三月八日の鶴岡若宮仮宝殿造営事始奉行であるが、政所に全くかわりのない人間がいきなり令に任命されるとは考え難く、頼平の政所での勤仕はこれよりさかのぼると推察している。また、野口氏も頼平が「大蔵丞」という官職を有していることから、武藤氏を「貴族社会に基盤を有する吏僚として幕府御家人に登用された」と評価している。³⁹

くわえて、資頼自身の活動も僅かだが残されており、『吾妻鏡』建久二年（一一九一）正月十七日条には以下のように見える。

丙寅、民部丞盛時、武藤二郎資頼等、奉仰遣使者於伊勢志摩両国、又出納和泉掾国守相副之云々、是平家没官地、未被補地頭所々相交之由、依聞食及、為巡檢之地云々、

頼朝の右筆であった平盛時とともに、資頼は伊勢志摩両国の平家没官領を巡検している。盛時は頼朝の右筆として御教書、公家宛てに送る書状を担当し、これについて目崎氏は「頼朝の憤怒や愛情をなまなましきまでに伝え、右筆がいかに頼朝の私生活に密着していたかをも示す」とされ

ている。⁴⁰ そのため、資頼が頼朝の側近くにいた人間と行動するに値する御家人であったと仮定することができる。

そのため、武藤氏（頼平、資頼）が武芸に秀でていながらもまた吏僚的側面を持ち、官吏としてのほたらきも期待できることから、幕府は鎮西に下向を命じた可能性を推察しておきたい。

第三節 幕府による平家降人・囚人の御家人化

鎌倉政権がかつて平家方であった囚人を御家人として採用する例は、頼平や資頼の例に限ったことではない。⁴¹ 武藤親子のほかにも、源季貞の子である源宗季、右馬允橋公長、武蔵国の住人都築平太経家が挙げられる。彼らも武芸に秀でていたために、その才能をもって御家人に登用された。

頼朝は在京経験のある平家方の囚人を御家人として登用することによって、都の儀礼や武芸の故実を幕府に取り入れようとしたのである。⁴² 高橋昌明氏はこの鎌倉政権による平家方の囚人や降人の御家人化について、もとは院の行事として成立した流鏑馬行事が鳥羽院政期に盛んになり、後白河院政期には新日吉社小五月会の中核行事になったのち、後鳥羽に受け継がれていった過程で院の行事としての性格が強くなった流鏑馬行事を幕府に取り入れるために、中央に勤仕した経験や知識のある平家方の囚人や降人の登用を

行ったものだと述べている。流鏑馬や笠懸といった行事が中央から地方へ波及したものと仮定したときに、地方武士がこの技術を取り入れるために都の武者や中央勤務経験のある武士を採用し、御家人化しようとしたのである。また、これに加えて、高橋氏は頼朝が秀郷流の弓馬技術を幕府へ吸収する意思があった事を示している。

『吾妻鏡』正月十九日条にみえる資頼が厚免された例などはまさに、武芸における故実を知っていたからこそ厚免されたものである。前節で述べたように武藤氏が貴族社会に基盤を有する一族であったとするならば、頼朝はその儀礼や武芸の故実を知る人材を登用することによって、その知識を吸収する狙いがあったと考えられる。しかし、注意しておきたいのは、頼朝がいくら鎌倉に中央で発達した流鏑馬等の故実を取り入れることを目指したといっても、地方にいた武士がそれらに対して全くの素人だったというわけではなく、地方では中央とは別に神事などで流鏑馬は行われていた。

資頼ら武藤氏は平家に与していたが、武芸の故実の知識にくわえて吏僚的側面もあつたために、幕府に御家人と登用されると父の頼平は政所に勤仕し、資頼は鎮西へ下向するに至つた。

おわりに

鎮西奉行の研究史をさらうとともに、鎮西支配を行つた存在と資頼との比較をおこない、且つ資頼をはじめとした武藤氏の史料中に見える活動について確認する作業を行なつてきた。

鎮西奉行としての資頼を考えると、「鎮西九国奉行人」と評価された天野遠景と比較すると、資頼が有していた全鎮西に及ぶ権限は大宰府機構に基づくものであり、遠景との連続性を指摘するには危うさが残る。

しかし、資頼がかつての原田種直の所領を継承していることが『武藤系図』などから推測できること、また遠景が資頼の前に種直の所領を与えられたのではないかと考えられることなどを加味すると、原田庄を含む種直の所領の多くを資頼が給与されていたと仮定した場合、幕府の狙いとしては、種尚、遠景、の所領を継承して資頼に給与することによって、在地にも資頼（武藤氏）を種直、遠景を継ぐ存在として示し、鎮西現地の支配をより盤石なものにしようとする目的があつたのではないだろうか。

また、武芸の面に関しては、資頼をはじめとした武藤氏は元々平家の家人であり平知盛の下で活動していたが、一ノ谷合戦で捕えられ、その後資頼は三浦義澄に囚人として預けられると、武芸の故実の知識によって厚免され御家人

きたい。

今後の課題として、今回は資頼の比較対象に挙げなかった中原親能について、改めて検討を行わなくてはいけないと感じた。平氏政権下清盛の腹心として肥後菊池氏の平定を行なった平貞能の鎮西支配と鎌倉幕府の鎮西支配に共通点があるかも今後比較してはならないと感じた。また、武藤氏の下向後の鎌倉時代における現地支配や所領形態について研究することも課題として設定しておきたい。

註

- (1) 高橋昌明「鶴岡八幡宮流鏑馬行事の成立―頼朝による騎射芸奨励の意味―」(『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版、一九九九年)。
- (2) 鎮西奉行研究については石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」、『石井進著作集 第一巻日本中世国家史の研究』(岩波書店、二〇〇四年)、川添昭二『九州中世史の研究』(吉川弘文館、一九八三年)、佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」(『歌傍書房一九四三年岩波書店再刊』、瀬野精一郎「鎌倉幕府の成立と鎮西の動向」『鎮西統治機関の研究』「鎮西御家人の研究」『鎮西御家人の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、竹内理三「鎮西奉行についての一・二の考察」(『魚澄先生古稀記念国史学論叢』魚澄先生古稀記念会、一九五九年)などを挙げておきたい。
- (3) 川添昭二「鎌倉期における少弐氏の動向」(『歴史教育』第一六卷第一二号、一九六八年)。
- (4) 瀬野氏、前掲論文。
- (5) 『平家物語』八 緒環の事。
- (6) 『源平盛衰記』三十三 大神宮勅使(附) 緒方三郎攻平家事。
- (7) 石井進「石井進著作集 第一巻日本中世国家史の研究」(岩波書店、二〇〇四年)。
- (8) 原田城の存在については、鎌倉時代に岩門との関係が希薄になった少弐氏がこの原田庄内に軍事拠点を置き、それが南北朝時代においては同氏の筑前国における重要な拠点となったと考えることが出来る。原田庄は大宰府・博多と近いこと、玄海灘、肥前国とも近いなど立地的な理由からも使い勝手の良い場所だったと考えられる。また、原田城が原田庄の中心にあったと川添氏は推測しているが、原田庄は現在の福岡県糸島市の東・神在及び二丈町満吉付近と比定されていることを考えると、この地域は山地であることから、原田城は山城だったと考えられる。
- (9) 川添昭二「鎌倉・南北朝時代における少弐氏の所領」(『九州文化史研究所紀要』第十一号、一九六六年)。
- (10) 本多美穂「鎌倉時代の太宰府と武藤氏」(九州大学国史学研究所編『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年)・清水亮「初期鎌倉幕府の九州支配における没官領地地頭の意義―九州における天野氏の地頭職獲得過程―」(『ヒストリア』第一七五号、二〇〇一年)。
- (11) 資頼が大宰少弐に任命されたのは先行研究により嘉祿二年(一二二六)の十月三日条の『民経記』『明月記』が目

安とされているが、鎮西へと下った時期に関しては建久年間である可能性が高いことが指摘されている。

(12) 『吾妻鏡』 文治元年五月五日条。

(13) 瀬野氏、前掲論文。

(14) 『吾妻鏡』 元暦二年八月十三日条。

(15) 野口実「治承・寿永内乱にともなう鎌倉勢力の鎮西進出について」、『京都女子大学研究紀要』二八号、二〇〇五年。

(16) 野口氏前掲論文、菊池紳一「鎌倉時代の天野氏について」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉時代の社会と文化 鎌倉遺文研究Ⅱ』一九九九)。

(17) 公卿補任では治承五年(養和元年)条に仁平元年から保元二年までの間、経房が伊豆守だったことが分かる。

(18) 佐藤氏、石井氏は天野遠景を大宰府の最高責任者とするが、竹内氏はこれを批判されている。又、瀬野氏も竹内説を支持されている。

(19) 清水氏、前掲論文。

(20) 清水氏、前掲論文。

(21) 清水氏、前掲論文。

(22) 先行研究では『吾妻鏡』建久六年(一一九五)三月十日条を最後に頼朝の周りから名が見えなくなることから、この頃に下向した可能性が高いことが共通して指摘されている。

(23) 佐藤氏、前掲論文。

(24) 竹内氏、前掲論文。

(25) 瀬野氏、前掲論文。

(26) 瀬野氏、前掲論文。

(27) 川添氏、前掲論文。

(28) 高銀美「大宰府守護所と外交―大宰府守護所牒を手がかりに―」(『古文書研究』第七三号、二〇一二年)。

(29) 『吾妻鏡』 文治元年十月二十四日条。

(30) 『群書類従』『武藤系図』

頼平号大藏大夫

関東政所執事、法名覚知、為関東政所執事、大膳大夫広元後ヨリ、平家之比者、平知盛为国司大(代敷)官、武藏国居住之、墓所師岡郷二有之、而源頼朝朝臣於武藏国府御勢調之時、自八幡殿給ル寄懸文ノ旗ヲ指テ馳參、佃召仕了、為弓之上手之間、參陣所的、是御的之始也、

(31) 野口実「坂東武士団の成立と発展」(弘生書林、一九八二年)。

(32) 『群書類従』所収『武藤系図』

資頼号筑後守法名覚仏

窮弓箭之奥儀間、依仰下、建久年中鎌倉右大将家源頼朝朝臣將軍内裏御參之時、懸御調度之、始ハ平知盛卿二奉公、一谷之合戦之時、梶原ト為同意、始テ御方參、為召人間、景時依被領之、壻ニ取テ、奥州合戦之時、依先祖頼氏之忠蒙御免、御鎧御馬ヲ給テ被召具了、依是錦戸太郎ヲ討テ、頸ヲ取テ見參ニ入時、依彼忠大泉庄拝領了、而又建久二年被宛賜大宰府守護岩門少卿種直跡、三千七百町拝領了、嘉祿元年二字佐八幡宮ノ依還宮、任大宰少式、始ハ武藤小次郎ト号畢、

(33) 野口氏、注13前掲論文。

(34) 『群書類従』所収『武藤系図』

頼忠、号武藤太郎

為大力、依好悪事、源頼朝御代之始、被仰付舍弟資頼被
討了、依之彼頼忠向子孫成敵間、号荒人神、而間此一門
太郎之名不付也、(頼賢号監物太郎不知子孫東鑑九)

(35) 『平家物語』中の表現は勉強出版刊行の応永書写延慶本
を参考にした。

(36) 川添氏、前掲論文。

(37) 注27参考

(38) 目崎徳衛『貴族社会と古典文化』(吉川弘文館、一九九
五年)。

(39) 野口氏、注13前掲論文。

(40) 目崎氏、前掲論文。

(41) 高橋氏、前掲論文。

(42) 高橋氏、前掲論文。

安政期の樺太クシユンナイにおける日露雑居の実態

澤井真帆

はじめに

幕末期の日本は開国や攘夷運動など、国際社会への参入に揺れ動いていた時期であり、日露の樺太領有は、この時期に発生した諸問題のうちの一つである。樺太領有問題により、日本ははじめて陸での国境線を意識することになる。

そして国境問題はこの時だけでなく、明治以降、現代においても課題となっている。よって幕末期の樺太は、国境問題においても日露関係においても外すことができない問題と言えるだろう。幕末期の樺太について、日露和親条約以来、江戸や下田、サンクトペテルブルクで度々国境画定交渉が行われていたが、国境が決まることはなかった。慶応三年（一八六七）に日露間でカラフト仮規則が締結され、樺太は両国人の雑居地となる。

秋月俊幸氏は、雑居地が規定された過程を次のように明らかにしている¹⁾。まず、安政元年に結ばれた日露和親条約の条文について、日露で解釈の違いがあった。日本語では「カラフト島に至りては、日本国と魯西亞国との間にお

て界を分たす、是迄仕来之通たるへし」と規定されている。分解しないで、是迄の通りとすると、双方進出しないというように読むことができる。対してロシア文では、「サハリン島については、これまでと同様に分界しないままで残しておく」となっており、重点は「分界せず」におかれ、国境画定のすえおきの意味合いが強かった。これによりロシア側は、日本人居住地以外であれば進出することが可能であると解釈することができた。また、日本側はアイヌを日本の支配下とし、アイヌ居住地を日本領とみなしていた。そのため、アイヌが居住している地方への進出は「仕来り」の範囲内であるにとらえていた。雑居が認められたのは、安政六年（一八五九）八月に行われたロシア全権ムラヴィヨフと幕府の露西亞応接掛による交渉時であった。ムラヴィヨフは日露和親条約の「仕来り」についてロシア側の解釈を示すが、応接掛はそれを認める。これにより日本側の解釈は無効となり、幕府はロシア人の南下を承認した。このようにして日本側は初めて樺太での日露雑居を受入れ



図1 樺太地図

小川琢治『日本地図図帖』（成象堂、1924年）、
関根達人「場所図・古地図にみる1850年代
の樺太（サハリン）島における先住民と国
家」（『北海道・東北史研究』通巻8号、
2012年）をもとに筆者作成。

た。しかし、この時点では樺太領有について、厳格な意味での法的性格は持っていないかった。慶応三年（一八六七）、小出大和守ら遣露使節団により、ロシアのペテルブルクでカラフト仮規則が調印された。この仮規則により、日露両人の全島往来が自由となり、建物や庭園がない所、産業のために使用しない土地への新たな建物や移住が自由とされた。また、島内の先住民も人格的・財産的に自由とされ、ロシア人もアイヌを雇用できるようになった。

しかし、幕府が雑居を承認する前から雑居が行われていた地域があった。樺太西岸の北緯四十八度付近に位置しているクシユンナイである（【図1】参照）。幕府が雑居を承

新設し、生活し始める。これにより、クシユンナイでは日露の拠点が対峙し、雑居が生じた。また、同地は国境の候補としてあげられていた地域でもあった。このことから、クシユンナイは他の候補地と比較しても、国境になる可能性が高かった雑居地と捉えることができる。よって、国境問題や日露関係に大きく影響を与えた雑居について、樺太での役人の動向をふまえて考えることは重要である。しかし、現地役人に焦点をおいた研究は少なく、一部の役人しか述べられていない。

そこで、本稿では現地役人の動向や雑居の実態について明らかにしていきたい。そのために、以下の二点から検討

認する以前の安政四年（一八五七）にルダノフスキーら数十名のロシア人がクシユンナイ付近の地域であるナヨロへ渡来・一時滞留する。それがきっかけで、同年の十二月ごろにはクシユンナイの仮締所で止宿が可能となり、日本側の場所詰として機能する。その約六ヶ月、今度は越年の意をもって再びマルガーソフらロシア人約三十人が渡来する。渡来してすぐ小屋を修理・

していく。第一に、現地役人による樺太支配についてである。役人がどのように配置され、どのような任務内容が課せられていたのかを分析し、樺太支配の特徴を明らかにする。第二では、第一で明らかにしたことをもとに、雑居地におけるロシア人への対応を検討する。それにより、雑居の認識の有無やその実態を解明したい。

本稿では、この二点を検討するにあつて、『大日本古文書 幕末外国関係文書』を用いて、箱館奉行による樺太支配がはじまった安政三年（一八五六）から安政六年（一八五九）二月までを対象とする。箱館奉行の政策や北蝦夷地の地域性を考える一例となれば幸いである。

第一章 北蝦夷地役人による樺太の支配

安政二年（一八五五）の二月二十三日、幕府は松前藩から二度目となる蝦夷地の上知を行う。これにより箱館奉行の管轄下となった蝦夷地には、支配役人が配置された。また、ここでいう蝦夷地とは、現在の北海道にあたる東西蝦夷地はもちろん、樺太を指す北蝦夷地を含む。『新北海道史』によると、箱館奉行の下に「組頭」、「組頭勤方」、「調役」、「調役並」、「調役下役元締」、「調役下役」、「同心組頭」、「同心」、「足軽」といった役職が置かれている（表1）参照。「組頭」や「組頭勤方」は三、四名ほどで、主に箱館奉行を補

佐することが任務であった。「調役」や「調役並」は十数名で、箱館や江戸および蝦夷地の要所に在勤した。「調役下役」や「同心」も十数名で、各地に在勤していたことが明らか⁵⁾されている。

「組頭勤役」の一人であつた向山源太夫は、同年の三月五日に北蝦夷地の引継ぎを行う。そして翌年に松前藩から北蝦夷地を受け取り、箱館奉行による支配がはじまった。東西蝦夷地と同様に、従来の場所請負人として活動していた伊達林右衛門と栖原六右衛門はそのまま樺太に配置される。クシユンコタンとシラヌシ、そしてのちのトンナイにあたるエンルモコマフには新たに勤番所が設置され、役人が詰めることになる。また、クシユンコタンには秋田藩の本営を置き、シラヌシには支営として兵を警備させていた。東西蝦夷地と北蝦夷地は同じ蝦夷地と呼ばれていても、アイヌの数やロシア人の有無、気候などに違いがある⁶⁾。そ



表1 箱館奉行支配役人
『新北海道史』第二巻 通説一をもとに筆者作成。

の土地の特色に応じた職務も出てくるだろう。そこで以上のことをふまえ、この章では北蝦夷地支配役人に焦点を当て、樺太での配置や任務内容を明らかにし、その特徴を述べていきたい。

第一節 役人の支配と任務内容

安政三年（一八五六）に箱館奉行による支配がはじまり、クシユンコタン・シラヌシ・エンルモコマフ（のちのトンナイ）の三カ所に勤番所が置かれた。同年の五月二十四日に北蝦夷地詰の「調役並」と「調役並出役」から箱館奉行に出された「北蝦夷地詰役々心得方の件」には、勤番所三カ所に詰める役人の名前とその役職が記載されている。**【表2】**を参照していただくと、どの勤番所にも、「調役並」または「調役出役」、「調役下役」、「同心」、「足軽」というように、他の蝦夷地とほぼ同様に役人が配置されていることがわかる。

翌年の安政四年（一八五七）は勤番所の数に変化はないものの、未定の者も含めると「調役下役」が二人、「同心」が一人増員されている。⁸また、場所の入れ替わりもみられる。例えば前年ではシラヌシ詰であった佐藤桃太郎はクシユンコタン詰、クシユンコタン詰であった磯村勝兵衛はシラヌシ詰として確認できる。シラヌシ詰の「調役下役」

であった山本源一郎や、「同心」であった龍崎雄次郎は、トンナイ詰の「調役並出役」として取りたてられている。これには、同年の六月にロシア人が西浦に渡来・逗留したことや、役人の病死により増員や昇格が行われたことが関係している。⁹

安政五年（一八五八）になると、ロシア人が越年を視野に入れてクシユンナイに滞在し、現地役人をはじめ箱館奉行も南下を恐れていた。当年の役人については、七月に箱館奉行がロシア人のクシユンナイ滞在について、老中へ送った書簡を参照した。この段階では各役人を差し遣わすつもりであって、確定ではない。¹⁰しかし、この書簡以前の役人による在勤の願い出や、これ以降に書かれた「露人北蝦夷地クシユンナイ滞留日記」に見られる役人の名前と役職が対応していることから、この書簡に書かれている通りに役人が詰めたと解釈する。**【表2】**を見ると役人の数だけでなく、詰場所も増加したことが特徴的である。また、以前からの場所詰であったクシユンコタン・シラヌシ・トンナイが簡略化し、クシユンナイに役人が多く詰めていることも指摘できる。この点からも、クシユンナイ詰の重要性がうかがえる。

そして新規の場所に配置された役人を見てみると、クシユンナイ詰の「調役下役」岩田三蔵は昨年シラヌシ詰で

安政3年	安政4年	安政5年
<ul style="list-style-type: none"> ○クシュンコタン詰 <ul style="list-style-type: none"> ・調役並出役：磯村勝兵衛 ・調役下役：鹿児島立三 内藤道太郎 ・同心：細田柳右衛門 小林三喜藏 ・足軽：茂庭欣七 江澤門四郎 小島文作 ○シラヌシ詰 <ul style="list-style-type: none"> ・調役並：佐藤桃太郎 ・調役下役：山本源一郎 ・同心：龍崎雄次郎 ・足軽：倉内忠左衛門 ○エンルモコマカフ詰 (のちのトンナイ) <ul style="list-style-type: none"> ・調役下役出役：府馬清兵衛 ・同心：中村善四郎 ・足軽：石島清助 菊池平七郎 	<ul style="list-style-type: none"> ○クシュンコタン詰 <ul style="list-style-type: none"> ・調役並：佐藤桃太郎 ・調役下役：鹿児島立三 (未定) 清水平三郎 ・同心：小林三喜藏 (未定) ・足軽：茂庭彦右衛門 石島清助 小島文作 ○シラヌシ詰 <ul style="list-style-type: none"> ・調役並出役：磯村勝兵衛 ・調役下役：岩田三藏 ・同心：中村善四郎 ・足軽：倉内忠右衛門 ○トンナイ詰 <ul style="list-style-type: none"> ・調役並出役：山本源一郎 龍崎雄次郎 ・同心組頭格：細田柳右衛門 ・足軽：江澤門四郎 菊池平七郎 	<ul style="list-style-type: none"> ○クシュンコタン詰 <ul style="list-style-type: none"> ・調役並：山本源一郎 ○シラヌシ詰 <ul style="list-style-type: none"> ・調役並：佐藤桃太郎 ○トンナイ詰 <ul style="list-style-type: none"> ・調役並：磯村勝兵衛 ○タライカ地方 <ul style="list-style-type: none"> ・足軽：茂庭彦右衛門 ○ウシヨロ <ul style="list-style-type: none"> ・足軽：石嶋清助 ・在住：小倉省三郎 ○クシュンナイ <ul style="list-style-type: none"> ・調役下役：岩田三藏 ・同心：中村善四郎 ・足軽：菊池平七郎 ・在住：酒井俊之丞 細田貞五郎 ○ワレ御締所 <ul style="list-style-type: none"> ・同心：川上甚三郎 ・在住：高田重次郎 ○ヲチヨホツカ <ul style="list-style-type: none"> ・足軽：1人

表2 安政3年(1855)～安政5年(1858)の役人の配置
『幕末外国関係文書』14巻78号・201号、20巻340号をもとに筆者作成。

また、詰場所が増えても、元々勤番所であったクシュンコタン、シラヌシ、トンナイには「調役」または「調役下役」が詰めていることも特徴の一つである。特に磯村勝兵衛、佐藤桃太郎、山本源一郎の三人が発給したり受け取っていたりしている書簡を『大日本古文書 幕末外国関係文書』内で多く確認できる。年々場所を交代しながら、「調役」または「調役下役」として勤番所に在勤

あったり、ウシヨロ詰の「足軽」石嶋清助はクシュンコタン詰であったりと、川上甚三郎以外は経験者から登用されている。川上甚三郎は場所請負人のもと、シラヌシ詰の支配人代として活動していた人物である。安政三年(一八五

六)には新規漁場の開設が命じられ、それと同時期に箱館奉行から「土人撫育取締方」も任じられていたことが先行研究で明らかにされている¹³⁾。北蝦夷地政策の一部を担っていた経験から、安政五年(一八五八)には奥地の土人撫育や全島見廻りを行わせるため、幕府役人として「同心」に召し抱えられた。このことから、新規の詰場所には新しい役人ではなく、経験者や北蝦夷地政策に関わったものなど、土地慣れた人が配置されていたといえる。

内容	役職	名前	場所	年次
他地域への見廻り	調役並	佐藤桃太郎	クシュンコタン→東：ホロコタン 西：ワール	安政4年12月21日
	調役並出役	磯村勝兵衛	シラスシークシュンナイ	安政4年9月
		山本源一郎	トンナイークシュンナイ	安政4年9月
	調役下役出役	清水平三郎	クシュンコタン→東：ホロコタン 西：ワール	安政4年12月21日
	同心	中村善四郎	シラスシークホロコタン	安政4年6月23日
	足軽	江澤門四郎	クシュンコタン→西浦ナツコ・ノト 東浦奥地	安政3年7月7日
		小島文作	クシュンコタン→ワール	安政4年9月下旬
			ワール→ワロコク人居住地 ワール→タイカカ地方	安政5年1月1日 安政5年3月8日
		茂庭彦右衛門	クシュンコタン→東：ホロコタン 西：ワール	安政4年12月21日
		石嶋清助	トンナイ→ナヨロ、トママイ、チトカ ンヘシ崎、トツチヤラエンルモ崎、 トンナイ→クシュンナイ、ホロコタン	安政4年3月 安政5年2月
ロシア人居住 地の見廻り	調役並	佐藤桃太郎	シラスシークシュンナイ	安政4年7月2日
	調役下役	龍崎雄次郎	トンナイ→ナヨロ クシュンナイ	安政4年6月21日 同年7月8日
	調役並出役	磯村勝兵衛	トンナイ→クシュンナイ	安政4年7月8日
	足軽	江澤門四郎	トンナイ→ナヨロ	安政4年6月21日
		石嶋清助	クシュンナイ	安政4年9月2日
			クシュンナイ→ナヨロ	安政5年6月8日
	御雇足軽	三国半三郎	クシュンナイ	安政4年9月2日
	土人撫育	調役下役	内藤道太郎	クシュンコタン
足軽		石嶋清助	西浦奥地	安政4年1月
			トンナイ→ナヨロ、トママイ、チトカ ンヘシ崎、トツチヤラエンルモ崎、 ホロコタン	安政4年12月～1月
		小島文作	東浦奥地	安政4年1月
土人別調査		足軽	石嶋清助	トンナイ→ナヨロ、トママイ、チトカ ンヘシ崎、トツチヤラエンルモ崎、
測量	同心	中村善四郎	クシュンナイ	安政5年6月13日
	足軽	江澤門四郎	クシュンコタン～シラスシ	安政3年7月7日

表3 外国人・外国船以外での対応

『幕末外国関係文書』14巻～20巻をもとに筆者作成。

していたこの三名は、樺太支配において主導者的な役割を担っていたといえるだろう。
では、「調役」や「調役下役」、「同心」や「足軽」たちはどのような任務を担っていたのだろうか。安政三年（一

支配人に付き添い、有り合わせのものを渡す。その際品物の交換をすることは禁じられており、やむを得ず交換した場合は箱館奉行に報告する。そして外国人が上陸したときは、「足軽」または「御雇足軽」一人を監視として派遣し、

八五六)の「北蝦夷地詰役々心得方の件」からは、「調役」または「調役下役」が「同心」か「足軽」のうち一人を連れて樺太を廻島し、それをシラスシ詰から年々交代で行うことがわかる。また、外国人の渡来や上陸した際の対応についても詳細に書かれている。外国船が沖合に見えたら、「足軽」が秋田藩の陣屋に知らせに行き、碇泊の様子であれば勤番所へ注進する。それを受け、「同心」または「足軽」と、その付き添いとして「御雇足軽」を碇泊船へ派遣する。乗組員へ国名や来意、船号などを尋ねて対話を行うのは「調役下役」で、箱館奉行に諸事の報告をする。薪水食料欠乏による願い出があった場合は、「同心」または「足軽」が

外国人の動向を「調役」に報告する。¹⁵ 以上のように役職ごとに分担して外国人渡来・上陸に対応していた。その際に主に外国人との接触があったのは、「調役下役」と「足軽」であったことがわかる。

外国人の対応以外の任務には、見廻りや測量、土人撫育や人別調査などがあげられる。**【表3】**は『大日本古文書幕末外国関係文書』に収録されている書簡の、安政三年（一八五六）から安政五年（一八六八）年の間に見られた任務内容と役人の名前をまとめたものである。

【表2】と**【表3】**を比較してみると、同じ「足軽」でも見廻りの経験者と未経験者がいることがわかる。¹⁶ 例えば小嶋文作は三度にわたり見廻りをしているのにも関わらず、菊池平七郎の名前は見られない。これは見廻りだけでなく、土人撫育や人別調査についても言えることであろう。また、任務内容をまたいでの名前の重複も確認できる。「足軽」の石嶋清助は見廻り、土人撫育、人別調査を行っていた。他にも「同心」の中村善四郎は見廻りと測量をしていた。

以上のことから、外国人や外国船の対応には役割分担があったものの、その他の諸活動において、「調役並」や「調役下役」以下の役人たちは、役職ごとに任務内容が固定されていたわけではなかった。個人によって異なっていたことがわかる。

ではなぜ樺太では役職よりも人物に重点が置かれていたのか。役人の任務としてあげた土人撫育や人別調査について、箱館奉行への報告を見ると、差出人は幕府役人ではなく、差配人や支配人代の名前を多く確認できる。¹⁷ よって土人撫育や人別調査など、本来は差配人らに委任していた仕事ではないかと考える。役人が直接行うようになったのは、樺太では常に人手不足で差配人らの負担が大きかったことや、ロシア人の渡来によってより多くの先住民を把握し、帰属化する必要があったことが理由としてあげられるだろう。また役人たちは、ロシア人渡来に対して率先して付近の地域へ赴いたり、越年を申し出たりしている。¹⁸ そのような姿勢を評価し、褒賞を下したいという趣旨の書簡が、「調役並」から箱館奉行へ送られていることも確認できる。このような条件がそろい、役人が役職に縛られることなく、比較的自由に動くことができたのではないだろうか。よって、樺太において、個人により任務内容が異なっていたのは、ロシアと日本人、先住民が共存していたという環境により生み出された特徴といえるだろう。

第二節 「在住」の位置づけ

北蝦夷地詰役人の任務内容に土人撫育や越年、見廻りなどが確認できたが、これらにあたっていたのは幕府役人だ

けではなかった。他に「在住」という肩書きを持った人物が確認できる。「在住」とはどのようなものなのか、『新北海道史』では、「蝦夷地ならびに箱館付近に在住し、開墾その他のことに従い、あるいは奉行所の公務を兼掌した」と説明されている。⁽¹⁹⁾しかし、これは北蝦夷地だけではなく、東西を含む蝦夷地における「在住」についての概要である。

北蝦夷地に限定した「在住」については、北蝦夷地の「在住」であった栗山太平を扱った研究があげられる。⁽²⁰⁾栗山太平とは、もともとは箱館奉行支配組頭向山栄五郎の家来であった。安政四年（一八五七）に北地在住を願い出、箱館奉行に認められて北蝦夷地在住となる。その後、北蝦夷地において「奥地」の見廻りや土人の撫育、人別帳の作成も行った。「在住」は正規の幕府役人には含まれなかったが、「彼らの活躍こそが幕府カラフト政策の原動力であった」と評価されている。⁽²¹⁾

栗山の他にも、ロシア人の渡来に備えるため「奥地」への「在住」を願い出たものや、ロシア人に対応した「在住」もいる。⁽²³⁾このことから、在住は北蝦夷地政策において欠かせない役割を担っていたと言えるだろう。しかし、「在住」のものすべてがそういうわけではなかった。それは安政五年（一八五七）六月に、「調役下役出役」の岩田三蔵から、「調役並」の佐藤桃太郎と磯村勝兵衛に宛てて出された書簡か

ら指摘できる。⁽²⁴⁾

一、クシユンナイ在住細田九右衛門父子之者、同所魯夷渡来之節、槍之鞘をはつし、銃二玉込致し、騷立候二付、石嶋清助周旋、漸く取鎮候趣、且同人儀、卿之廉合を以、同所御雇足輕等を打擲二及、殊二同所仕入品不手配二付、右等之故を以、日々大声を發し、憤罵致候二付、為貝一兵衛分、季五郎殿二も、内々申上、九右衛門心得方之儀、嚴敷申設置候趣之所、昨十九日中村石嶋分申越候次第、左之通御座候、

一、同所魯夷越年之様子二付、詰役越年家之儀、仮会所江付下ケ取補理候積、季五郎殿御指図二付、地形建方取懸候處、右地所江、九右衛門儀、馬家取建候趣を以、普請差留候二付、弁之助外卷人分伺出之趣、取計方之儀、中村石嶋分及問合二候次第、別紙（所見ナシ）式通二而御承知可被下候、扱九右衛門儀、右等之次第二付、魯夷滞在中、何等之事端可三仕出も難計、且著御人少之折柄、無益之手数相懸り、何共当惑仕候、何れ勝兵衛殿御着之上、委曲可三申上候得共、先不取敢二此段申上置候、

右可_レ得_二御意、如_レ此二御座候、以上、

六月廿日 岩田三蔵印

佐 桃太郎様

磯 勝兵衛様

尚以、季五郎殿、勝兵衛殿御着ニ相成候ハ、御相談之上、九右衛門儀、一ト先トシナイ江引取候積、御内意ニ御座候、以上、

クシユンナイ「在住」の細田九右衛門が、ロシア人渡来の際に武装して騒ぎ立ったり、「御雇足軽」に対して打撃したりといった行為があった。岩田は人数が少ない中で手数がかかり、当惑していると報告している。細田九右衛門については、磯村勝兵衛に相談のうえでひとまずトシナイへ引き取るつもりであることを、「組頭」の奥村季五郎が述べている。

同じ「在住」という肩書を持っていても、ロシア人渡来に対する行動や、役人からの対応が異なる。安政五年（一八五八）にロシア人がクシユンナイに渡来した際、細田九右衛門父子は槍や銃を手で武装した。「足軽」石嶋清助の対応により事なきを得たが、もし手を出していたら戦争にもつながりかねなかつただろう。一方で、同じくクシユンナイ「在住」の酒井俊之丞について見てみる。同年にロシア人がそのまま滞留した際、酒井はロシア人酋長や医師と雑談や言語交換を行っており、細田父子とは対照的であつ

たことがわかる。⁽²⁵⁾

役人からの評価についても、細田九右衛門はクシユンナイに居ては手間がかかるので、トシナイへ引き取るつもりであると危険視されている。これとは異なるものとして、前年の安政四年（一八五八）に「調役」や「下役」たちが箱館奉行に送った書簡があげられる。同年のクシユンナイでのロシア人滞留の対策として、クシユンナイとマアヌイに締所を建てて役人も詰めさせると同時に、在住させることが述べられている。このときクシユンナイ「在住」として名前があげられたのは栗山太平であつた。⁽²⁶⁾

以上のことから、栗山のように北蝦夷地政策を担った「在住」もいるが、「在住」全員が役人に協力的というわけではなかつた。細田九右衛門のように役人が手を焼いた「在住」がいたことも留意しておかなければいけない。「在住」とは、北蝦夷地政策においてはならない存在ではあつたが、彼らは幕府役人ではなく、あくまでも補佐的な立ち位置であつたと考える。

第二章 クシユンナイにおける雑居の認識とその実態

では役人たちは樺太での雑居において、どのようにロシア人の対応をしていたのだろうか。はじめにでも述べたように、クシユンナイで雑居が行われたのは、幕府が雑居を

承認する以前の出来事であった。ここでは、幕府が承認する前に、現地での雑居の認識の有無やその実態を明らかにすることを課題とする。

そこで以下の三つの検討を行う。第一に、史料で度々使われている「奥地」についてである。「奥地」とは、海岸線や文化の開けた所から遠く離れた内陸を指す。²⁷⁾ よってどこまでを「奥地」としてとらえられていたのかを明らかにすることで、現地支配役人が考えていた日本の勢力範囲がわかるのではないかと考える。第二に、安政四年（一八五七）のルダノフスキーの滞留について検討する。ナヨロに渡来し、同地域とクシユンナイに滞在したが、その期間は一ヶ月であった。しかし、この時期の様子にも焦点を当てること、翌年行われた雑居の様子と比較することができらるだろう。そして第三は、安政五年（一八五八）のマルガソフの渡来・滞留についてである。マルガソフは、越年の意をもってクシユンナイに渡来し、日本側の締所や会所を頻繁に訪れたり、言語を教えあつたりしていたことが史料からも確認できる。²⁸⁾ クシユンナイ現地で行われた願い出や付与・貸与に注目し、ルダノフスキーの際と比較しながら課題について考察していく。

第一節 「奥地」の定義

「奥地」という言葉は、見廻りや越年先として使われていることが史料から確認できる。そこで、見廻り先として「奥地」という言葉が使われているときの地域を【表4】²⁹⁾に、越年先として使われている地域を【表5】にまとめた。これらの表と【図1】を参照すると、最北端は西浦のナツコ・ノテトで、北緯五十二度付近に位置していることがわかる。

ここで注目したいのは北緯四十八度線である。【表4】からわかるように、北緯四十八度以北のクシユンナイ・ワレは「奥地」として記載されていたが、ナヨロやマヌイの地名を史料から確認できなかった。また、クシユンナイは常に「奥地」として記載されていたわけではない。【表5】中に使用したクシユンナイについての史料は、安政四年（一八五七）に調役並の佐藤桃太郎が箱館奉行へ送った書簡である。トンナイ詰足軽の石島清助が、ロシア人再渡来に備えてクシユンナイの締所で越年し、取り締まりをする旨を願い出たので褒賞を下すつもりであるという内容であった。²⁹⁾ このときの表書きに「北蝦夷地奥地クシユンナイ」と記載されている。

次に、同年の七月に同じく佐藤桃太郎から箱館奉行へ発給した書簡を見てみる。内容は、クシユンナイとマーヌ

年月	場所	人物
安政3年7月	西浦 ナツコ・ノテト辺り	足軽：江澤門四郎
安政4年5月	東浦 マノシレットコ・マル クリソウ	在住：栗山太平
安政4年6月	西浦 ヲッチシ	(記載なし)
安政4年7月	東浦 タライカ〜	(記載なし)
安政4年10月	東浦 ワール	在住：栗山太平
安政5年1月	東浦 ニイクル (ワールより5里)	足軽：小嶋文作
安政5年3月	東浦 タライカ村	足軽：小嶋文作
安政5年4月	西浦 ホロコタン付近	足軽：石嶋清助

表4 「奥地」見廻り先(安政3年～安政6年2月)
『幕末外国関係文書』14巻～22巻をもとに筆者作成。

年月	場所	人物
安政4年9月 (予定)	西浦 クシユンナイ	石嶋清助、クシユン ナイ雇足軽
安政5年4月	東浦 トツ	高田重次郎

表5 「奥地」越年先(安政3年～安政6年2月)
『幕末外国関係文書』14巻～22巻をもとに筆者作成。

「奥地」として名前があげられている地域は、北緯四十八度以北の地域である。しかし、北緯四十八度より北に位置しているクシユンナイとワールは、必ずしも「奥地」としてとらえられているわけではない。「奥地」越年の見廻りの

イに締所を建てて役人を詰めさせるつもりで、在住へも引寄せ付けるというものである。こちらには「奥地」という文言はなく、ただクシユンナイ、マールヌイと地名が列挙されていた。このことから、クシユンナイやワールなど約四十八度以北は「奥地」として見られていた可能性が高いといえる。また、どちらも同年の史料であることから、クシユンナイのとらえ方が変わったために記載に違いが見られるというわけではないだろう。

他にも、安政五年(一八五八)一月に、「奥地」越年先駆けて、クシユンコタン詰の役人が見廻りを行ったときの報告では、ワールやクシユンナイへ締所役を命じられたこともあり、前もってワールやクシユンナイの進路を開けば、奥地の寒気を実感することができ、人気が出るだろうと述べられている。十二月二十一日に出発し、二十六日にワールに着いた後はホロコタンやラロッコを見廻り、役人たちが別れて越年を試みた。東はトツ、西はナヨロまで赴き、またクシユンナイ付近

ための拠点として扱われていたこともあった。よって、「奥地」とはクシユンナイやワールよりも北の地域を指し、この二つの地域についてはあいまいな認識がされていたのではないだろうか。

クシユンナイは、箱館奉行による樺太支配がはじまった安政三年（一八五六）から要所として認識されていたものも関わらず、仮締所がほぼ完成の状態になったのは安政四年（一八五七）十二月であった。⁽³²⁾ 早急な建物新設を望んでいたが、安政四年（一八五七）十二月になるまでは未開発だったのが現状である。このような実態も要因となり、「奥地」かどうかあいまいな認識がされていたのではないかと考える。クシユンナイで雑居が起ったのも不思議ではないだろう。

第二節 安政四年（一八五七）ルダノフスキーの渡来・

滞留

そんなクシユンナイで最初に滞在をしたロシア人は、「ロタノスケ」（ルダノフスキー）ら十数名であった。⁽³⁴⁾ ルダノフスキーが渡来し、クシユンナイから「奥地」へ引き揚げるまで、役人たちの動向を中心に簡単に説明する。まず、安政四年（一八五七）六月十四日にロシア人がナヨロに渡来する。最初に発見したのはクシユンナイ締所小屋にいた

「御雇足軽」の平沢佐吉であった。報告を受け、五日後の十九日にトンナイ詰「調役下役」の龍崎雄次郎と、同じくトンナイ詰の「足軽」江澤門四郎がナヨロに来て、ロシア人首長の「ロタノスケ」⁽³⁵⁾（ルダノフスキー）に国名や来意を尋ね、取り調べを行う。このとき樺太を廻浦中であった箱館奉行の堀織部正は、リヤトマリにて報告を受ける。その際ロシア人の応接については、クシユンコタン詰「調役並」の佐藤桃太郎を差し向けることが述べられている。⁽³⁶⁾ 六月二十八日、佐藤桃太郎はクシユンコタン詰「調役下役」清水平三郎と「足軽」一人を連れてナヨロに到着するが、ルダノフスキーはクシユンナイを測量中だったため、実際に対話を行ったのは二日後の三十日であった。対話を終えると、佐藤たちは六日後の七月六日にナヨロを出発して、クシユンコタンに戻った。⁽³⁷⁾ また同日、ルダノフスキーもナヨロを引き払い、クシユンナイへ移る。その二日後、「調役並出役」の龍崎雄次郎は「御雇足軽」の平沢佐吉を連れ、取り締まりのためクシユンナイへ向かう。クシユンナイにおいて、ロシア人は小屋を建てたり、他地域へ見廻りをしたりしていた。龍崎たちはそれに対して制止することはなく、ロシア人たちの様子を常に窺っていた。ロシア人が他地域へ見廻りをした際は、「御雇足軽」を偵察として派遣している。七月二十四日、細田九右衛門が龍崎と交代し、

翌日龍崎はクシユンナイを出立する。二十九日にルダノフスキーが仮詰所に来て、食料不足のためひとまず「奥地」へ引き揚げることを伝え、翌日クシユンナイを出帆した。六月十四日から七月六日まではナヨロに、そこから八月一日まではクシユンナイに滞在しており、その期間はわずか二カ月ほどだった。願い出や貸与または付与の二つの観点から、ロシア人滞在中の様子についてみていく。

まず願い出について、「案内土人」と舟の借用、宿泊についての二つを取り上げる。「案内土人」と舟の借用の願い出がされたのは、安政四年（一八五七）の六月二十一日で、ルダノフスキーらがナヨロに到着してから八日後のことであった。ルダノフスキーはナヨロとクシユンナイ、マリーヌイへ居小屋を建てて在留するという王命を受けて樺太にやってきた。そのため、見分も兼ねてマリーヌイまでの「案内土人」と、漕行するための舟の借用を願い出る。この時応接した龍崎雄次郎と江澤門四郎は、最初は断つたもの、なかなか聞き入れてもらえず「何れにも、エンルモコマフ二者、当島取締の役人罷在候間、其方迄申遣し、差図を請不_レ申候而者、何分ニモ取計ひ難_レ及」と、「エンルモコマフ（トンナイ）にいる役人からの指示がなければ取り扱えないことを伝えた。⁽³⁹⁾このときルダノフスキーは聞き入れたものの、クシユンナイへ向かった時に、見届けのために派遣

された「御雇足輕」の平沢佐吉にもう一度「案内土人」と舟の借用を頼んでいる。佐吉が取り扱えないという旨を伝えると、ルダノフスキーは佐吉を突きつけ腹した様子であった。その四日後の二十五日、再度「案内土人」と舟の借用について申し出たが、返事が返ってきていないことを伝えると、ナヨロの舟を借りることを諦め、クシユンナイへ向かった。「土人取締役」の甚三郎に「案内土人」と舟の借用を求めるが、ここでも断られる。するとルダノフスキーはそれを聞き入れず、強引に舟に乗りマリーヌイへ向かった。ちなみに「当島取締の役人」からの返事は二十四日に差立てられ、「乍_レ併当方_レ案内いたし、又者舟等貸遣し候儀者、幾重にも不_レ相成_レ事ニ付右之心得ニ_而再応可_レ被_レ貸したりすることはできなかつた。⁽⁴⁰⁾

宿泊についても、「案内土人」と舟の借用を求められた安政四年（一八五七）六月二十一日に願い出された。「案内土人」と舟について願い出をした後、ルダノフスキーはクシユンナイで測量を行う。江澤門四郎と川上甚三郎はルダノフスキーの様子を気がかりに思い、ナヨロを出立してクシユンナイへ向かった。夕方になったのでクシユンナイから退去するように伝えると、腹痛を理由に同地域に止宿したいと申し出た。龍崎たちはそれを承知しなかつたが、

ルダノフスキーは聞き入れず、やむを得ないとして仮通行家に止宿することになる。ルダノフスキーのこの行動について、経度を図るために止宿する必要があったのではないかと役人たちは推測している⁽⁴³⁾。

以上の出来事をふまえると、ルダノフスキーは案内人として「土人」をあげていることから、日本の支配圏内にいる「土人」、つまりアイヌの借用を日本の役人に頼んで、⁽⁴³⁾ ことになる。ルダノフスキーは蝦夷語を心得ていたので、直接アイヌと交渉することもできたのにも関わらず日本側に願い出ているのは、アイヌは日本に帰属していることを認識していたからといえるのではないだろうか。

次に貸与・付与についてである。食料について見てみると、対談の際、しばしお茶や砂糖などを互いに送り合っており、もてなしのために使われていたことが確認できる。

ここでは品物の付与に注目する。ロシア側の仮小屋や日本の仮出張所で会話をした後に、品物が贈られている。

最初に贈られたのは、これも「案内土人」と舟の借用が願い出された安政四年（一八五七）六月二十一日であった。対談が終わり、日本役人たちが帰ろうとした間に革二枚が贈られたが、龍崎と江澤は「此儀者日本国法二仍、右様之品猥ニ受納致しかたく、我々持帰りなは、国法を犯し候罪のかれかたく候間、其俣仕舞置候様、再三相断候」と、

品物をむやみに受け取ることは「国法」に違反するとして断っている⁽⁴⁴⁾。しかし、ルダノフスキーはこれを聞き入れなかったため、箱館奉行に伺い、指図があるまでは一旦預かってもらうとしてその場を収めた。その後革二枚はひとまずはトンナイで預かることとなった⁽⁴⁵⁾。

同年の七月四日の対談後には織物が送られている。この時ルダノフスキーと対話したのは、六月二十八日から応接のためナヨロに来ていた「調役並」の佐藤桃太郎であった。対談終了後、ルダノフスキーの従者が佐藤に織物を贈ると、すぐに帰ってしまった。夕方、龍崎雄次郎と清水平三郎が、織物と以前贈られた革を返却するためルダノフスキーのもとを訪れる。ルダノフスキーは受けとれないという旨をなかなか理解してくれなかったが、なんとか示談に及び品物を差し戻すことができた⁽⁴⁶⁾。

ルダノフスキーらと日本役人は、お茶やお菓子を嗜みながら仮小屋や仮会所で対話や雑談を行っており、打ち解けている様子であった。また、付与は願い出の前ではなく、対談の終了後に贈られている。よってロシア側の贈答には特に意味合いはなく、好意や礼節から贈られているといえるだろう。しかし、日本側は「国法」で禁じられていたこともあり、受け取ることはできなかった。

以上のことから、ルダノフスキーがナヨロ・クシユンナ

イに滞留中の対談では、お互いにもてなし、打ち解けているようにも見えた。しかし、日本側は「案内土人」や舟、宿などの借物を願ひ出されたらまずは断り、また、品物の贈答も「国法」を理由に必ず返却していた。このことから、一線を引いて接していたといえるだろう。ではこのルダノフスキーの渡来・滞留での対応をふまえ、マルガーソフについて見ていく。

第三節 安政五年（一八五八）マルガーソフの渡来・滞留

安政四年（一八五七）七月五日の佐藤桃太郎との対談で、ルダノフスキーはナヨロからクシユンナイへ移ったのち、本国へ帰ることを伝えた。それとともに、「王命ニより、明春渡来可_レ致歟、明後年ニ可_二相成歟、又者余人江被_二申付_一候歟」と、来春かまたその次の年か定かではないが、再渡来することを示唆している⁽⁴⁷⁾。また、クシユンナイを退去する際、日本の仮詰所に来て退去後の居小屋を頼んだり、ロシア船がクシユンナイに渡来したときに渡す書簡を託したりと、ロシア側の一時的な帰国であるといえるだろう⁽⁴⁸⁾。しかし、ロシア人が再び渡来する恐れがあるながら、日本側がクシユンナイの仮締所で止宿が可能になったのは、安政四年（一八五七）十二月ごろだった。クシユンナイに新規建物の願ひ出がなされた安政三年から、約二年後が経つ

ている。

再びロシア人がクシユンナイに渡来したのは、仮締所がほぼ完成の状態になってから約六ヶ月後の六月八日であった。この時クシユンナイ詰「足軽」であった石嶋清助と、「御雇足軽」の吉井直蔵が様子見をし、国名や来意を尋ねたものの、言語不通によりわからず、手真似によってルダノフスキーが残した書簡を渡すよう求められた。引き続き彼らの様子を窺うと、暖房器具などの諸道具や動物も連れていたことから、越年するつもりであることがわかった。翌日、スメレンクル語や山丹語を心得ている「土人」、蝦夷通詞でもあつた清水平三郎を派遣したが言語不通であつた。しかし手真似によって、船長の名前は「マレガツフ」（マルガーソフ）で、ルダノフスキーの代わりに渡来したことが明らかにされた。渡来してすぐにルダノフスキーの小屋の修理や新設を行い、クシユンナイで定住するようになる。先行研究でも明らかにしているように、日露互いに居小屋や締所を訪問し、雑談や言語の交換教授を行うなど親しく交際していた⁽⁴⁹⁾。ここでは、マルガーソフらが渡来した安政五年（一八五八）六月八日から安政六年（一八五九）二月までの期間を扱い、願ひ出、貸与・付与に焦点を当て、クシユンナイでの様子を見ていく。

まず、願ひ出についていくつか取り上げる。ルダノフス

キーのときと同様に「土人」に関することや、船の借用についての願い出も確認できる。

「土人」について、安政五年（一八五八）九月十三日、ロシア人の酋長マルガソフと医師が、「在住」の酒井俊之丞のもとを訪ね、「役土人」の瘡毒を治療したいという旨を申し出ている。⁵⁰ ルダノフスキーのときと同様に、アイヌの日本帰属をうかがわせる内容ととらえることができるだろう。しかし、ルダノフスキーと違いマルガソフらは蝦夷語を理解できない状態であったため、条件が異なる。よってこの書簡だけではアイヌの日本帰属については判断しかねる。

また、ロシア側は安政五年（一八五八）における滞在でも船の借用を願い出ている。しかし、ルダノフスキーのときとの大きな違いはその目的である。ルダノフスキーはマヌイへの建物新設や見分のために舟の借用を求めた。樺太において実質的な主導者である「調役並」佐藤桃太郎らの返簡により、借用は禁止された。今回の借用は、食料欠乏が理由であった。安政五年（一八五八）十月五日、マルガソフは酒井俊之丞の住居に行き、ワッチシから食料を運送するため、船の借用を求めた。ワッチシは北緯五十一度と五十二度の間に位置する地域で、**【図一】**を参照するとクシユンナイから距離が離れていることがわかる。安

政三年（一八五六）以降で見ると、安政四年（一八五七）三月時点でワッチシ周辺には既にロシア人がいたことが確認できる。四十人ほどのロシア人が滞留しており、そのまま移住した様子であった。また、ルダノフスキーの従者も残留していた。⁵² 船の借用について対応した「調役並出役」の岩田三蔵は必需品であるとして貸し出しを断る。しかし、のちにロシア側の住居に移り談判した際、食料欠乏が事実であることを確認すると、「三八船貸不貸之儀、拙者一己之取計難⁵³相成⁵⁴、富内詰重役⁵⁵江之上、挨拶可⁵⁶レ及」と、船の借用についてはトンナイの重役に伺うと答えた。そして、クシユンナイからトンナイまでの往復日数分の食料貸与を約束する。十日後の十月十五日にトンナイから貸し出しを許可する返事が届いたため、その旨を伝えるにロシア側の住居を訪れる。しかし、ロシア側はワッチシから食料を漕運するための雑夫と、本国ニコラエフスクへ雑夫を派遣したため断り、結局船を貸すことはなかった。⁵⁴

他にも、安政五年（一八五八）十月ごろから、ロシア雑夫が食料を求めて頻繁に日本側の締所や会所、「土人小屋」を訪れていた。同年の十月下旬ごろ、ロシア人雑夫がナヨロヤシラヲロ辺りの「土人小屋」に入り食料を求めに来たと、「土人」から届け出があった。これについて「同心」の中村善四郎は、十月二十三日のマルガソフとの雑談中、

「土人小屋」への食料要求を断る趣意を伝えると、マルガーソフはそれを承諾した様子であった。またそのとき、申村は会所へ来て食べ物を乞うことは差し支えないとした。それから約一カ月後、ロシア側の食料不足の状況は変わらず、日本側は米の貸付をして窮乏を助けていた。十一月二十一日、「調役並出役」岩田三蔵と「同心」中村善四郎、「在住」酒井俊之丞が貸与のための米をもってマルガーソフのもとを訪れた際、「土人小屋」だけでなく会所への雑夫による食料要求も断った。

付与や貸与についても、ロシアの食料欠乏に関するものがほとんどである。先ほども述べたように、クシユンナイに渡来してから約四ヶ月後には食料が欠乏し始め、雑人たちが日本側の施設へ食べ物を要求しに来ている。【表6】

場所	回数
縮所	4
会所	5
土人小屋	2

表6 クシユンナイにおけるロシア側からの食料要求（安政5年6月8日～安政6年1月12日）
「露人北蝦夷地クシユンナイ滞留日記」（『幕末外国関係文書』16巻170、17巻39、21巻136）をもとに筆者作成。

は『幕末外国関係文書』内に収録されている。「露人北蝦夷地クシユンナイ滞留日記」をもとに、ロシア側が日本側へ食料を要求しに来た回数を表にまとめたものである⁽⁵⁵⁾。ロシア人は、縮所・会所・「土

人小屋」の三カ所合わせて十一回日本側の居住地へ来ていることがわかる。

最初に食料貸与を行ったのは、願い出のところで述べた安政五年（一八五八）十月五日であった。マルガーソフとの対談が終わった後、ロシア次官へ玄米一斗七升を渡した。応接にあたった「調役下役出役」の岩田三蔵は、「彼等当島蚕食之次第、実ニ可_レ憎_レ者勿論ニ御座候得共、目前食料欠乏相及、船借用致度旨申出、其情態是又憫然之至り、右を此方_レ強_レ而_レ相成_レ旨申張候ハ、昨秋_レロタノスケ引払之節、一応之談判をも相遂不_レ申、蝦夷舟を奪去候儀も有_レ之候得者、彼等必至_レ与_レ差支、不_レ得_レ止_レ事場合ニ至り候ハ、右等之不法可_レ及も難_レ計」と、昨年ルダノフスキーが舟を勝手に借りた例を持ち出し、「調役並」の磯村勝兵衛に船の貸し出しについて伺っている⁽⁵⁶⁾。トンナイ詰からの返簡には、船の貸与の許可だけでなく、ヨッチシ漕運の間のための食料として玄米四斗入二俵を給与する旨も書かれていた⁽⁵⁷⁾。

年が明けた安政六年（一八五九）一月十七日には、クシユンナイのロシア雑夫だけでなく、ヨッチシから来たロシア次官へも食料の貸与を行っている。マルガーソフとヨッチシの次官が縮所を訪れ、帰路のための米と犬の餌として鯡を要求した。このとき応接にあたったのは「調役下役出役」

の岩田三蔵で、玄米四斗入二俵と鯡二束を貸し遣わす⁽⁵⁸⁾。食料の付与・貸与について、一例を除くと貸与という形をとっていることがわかる。

このように、ルダノフスキー滞留のときには見られなかった、食料に関する貸与や付与が行われているのがこのときの特徴の一つだといえる。食料だけでなく、品物の付与についてもルダノフスキーの際とは異なった部分が見られる。安政六年（一八五九）一月五日、トンナイ詰の「調役並出役」山内二郎太郎がクシユンナイを見廻り中、マルガソフから紙二十葉が贈られた。山内も最初は断るが、マルガソフはそれを承諾せず、やむを得ず紙を持ち帰る。これに対して山内は、答礼品を贈ることを考えた。会所に十分な食料がなかったことや、先日山本源一郎が見廻りのときに鮭や豆などを贈っていたことから、同じものを送るのは不体裁として、有り合わせの美濃紙と煙草を贈った。ルダノフスキーのとときの大きな違いは、返却するよう努めるのではなく、答礼品を贈っていることである。山内は「昨冬中、食料置乏相成候節、彼分願出候儀も、聞濟遣候次第、旁与彼対向抗衡仕候二者、余程之威権相加不申候而者、自然御国体をも損候儀出来可申哉」と、日本側の国体や権威が低く見られることを心配していた⁽⁶⁰⁾。そのようなこともあり、答礼という手段を選んだのではないかと考え

る。この時期の付与・貸与にも交易の側面は見られず、あくまでも人助けの延長線として行っていたといえる。

以上のことからマルガソフ滞留中は、ロシア側の食料欠乏に関する対応が中心であったことが特徴である。ルダノフスキーのときは断っていた船の貸し出しも、食料不足を理由に許可している。そして、食料の貸与を理由に、食料要求のために会所や「土人小屋」へ訪れることを禁じた。しかし、これは裏を返すと、食料を要求しなければ日本側の居住地への立ち入りが可能であったといえる。実際に、ロシア側が「魯国雑夫共土人家江不立入、且食料其外不乞請候得者、日本クシユンナイ江遊歩致候而も不苦哉」と、ロシア人雑夫が「土人小屋」に立ち入らず、食料などを要求しなければクシユンナイにおいて日本側居住地への遊歩は差し支えないか尋ねている⁽⁶¹⁾。これは安政五年（一八五八）十一月二十九日に、ロシア側が新年の饗応にクシユンナイ詰役人たちを招待したときのことである。日本側は、「其旨可然趣挨拶致置く」と、断ることはなかった⁽⁶²⁾。品物の付与に関する断つてはいたが、やむを得ない場合は答礼品を差し出すなどして対応していた。ルダノフスキーのときのように、すべて断つて一線を引いていた印象は感じられない。以上のことをふまえると、日本側はクシユンナイにおいてロシアとの雑居を認めていたと考えられる。

おわりに

クシユンナイでは、ロシア人が同地域の日本側居住地へ遊歩することを認めていたことから、樺太現地の日本役人たちは雑居を認識したうえで対応していたといえるだろう。安政年間におけるクシユンナイでの雑居は、品物をむやみに受け取ったり交換したりという「国法」を犯さない程度にロシア側の食料窮乏に対応していたことが特徴的である。また、クシユンナイでは同地域だけでなく、周辺地域で起きた問題の対応にもあたっていた。ヨッチシのロシア人に食料を貸与したことのほかにも、ウシヨロで贈られた鏡をクシユンナイで返却したり、「タライカ土人」がロシア人から止宿料として贈られた織物を没収したりといった事例があげられる⁽⁶⁴⁾。しかし、船の貸し出しなどはクシユンナイ話の一存では決めることができないなど、判断を他の場所話にゆだねる場面が見られた。よってクシユンナイの雑居には、食料窮乏の対応だけでなく、樺太における日本とロシアの交渉・対応の窓口のような側面を持っていたという実態があった。

このような雑居の要因としては、クシユンナイは当初からの場所話であったクシユンコタン・シラヌシ・トンナイよりも北に位置する場所話であり、他のロシア人の居住地であったラッチシと近かったことがあげられるだろう。つ

まり、クシユンナイは日本の最北端の拠点とロシアの最南端の拠点がぶつかる地域であった。

他にも、役職により任務内容が固定されていなかったこともその要因の一つではないだろうか。これにより、樺太の役人たちは積極的にロシア人の渡来に対応することができた。個人によって任務内容が異なり、土地慣れしたものをクシユンナイなどの新規場所話役人にするのができた⁽⁶⁵⁾と考える。

以上、本稿では幕府が樺太での日露雑居を承認する以前の、安政期のクシユンナイでの雑居について述べてきた。幕府の承認以前からクシユンナイで雑居が起り、現地役人が認めるに至ったのは、クシユンナイに対する認識や樺太での役人の対応という観点からも、偶然ではなく必然だったといえるだろう。

註

- (1) 秋月俊幸『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題―』(筑摩書房、一九九四年)
- (2) 国境分界の候補としては、北緯五十度にあたるタライカヤホロコタン、ウシヨロヤトツンがあげられていた。
- (3) 秋月氏は『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題―』(筑摩書房、一九九四年)の中で、日本人とロシア人の雑居の成立過程を明らかにしているが、現地役人の

役職や任務内容の言及はされていない。東氏は「幕末カラフトにおける蝦夷通詞と幕府の蝦夷地政策」(『北海道・東北史研究』第二号、二〇一五年)で、蝦夷通詞の清水平三郎を中心に、松前藩領時代から場所請負制のもとで現地に赴いていた通詞をはじめとする番人が幕府役人として登用されることは、幕府の蝦夷地政策の基本方針であったことを明らかにしている。『幕末外国関係文書』や『御用留北蝦夷地仕出之部』、『北蝦夷地仕出之部御用留』を用い、安政三年(一八五六)から安政五年(一八五八)までの北蝦夷地詰役についての表が記載されているが、これについて説明はない。「北蝦夷地在住・栗山太平の活動」(『北海道開拓記念館研究紀要』第三四号、二〇〇六年)では、任務内容の一つであった見廻りについて、「在住」の栗山太平と幕府役人が行ったものを比較し、その特徴を明らかにしている。

(4) 蝦夷地関連の史料については、箱館奉行所属のものが在任中に写したものや、御用所が書き留めた文書などが収録されている。

(5) 『新北海道史』第二巻 通説一、七二―四頁

(6) 安政三年(一八五六)時点での北蝦夷地場所詰付近のアイヌ人口は二千六百九十四人(男子二千二百九十七人、女子三百九十七人)であった。(『大日本古文書 幕末外国関係文書』十四巻、一二九号より)東西蝦夷地については安政元年(一八五四)時点で東蝦夷地が一万八百八十三人(男五千四百九十六人、女五千三百八十七人)、西蝦夷地が五千二百五十三人(男二千六百八十七人、女二千五百六十六人)

であった。(白山友正「幕末のアイヌへの人口政策と人口」『社会経済史学』三十六巻六号、一九七一年)より)

(7) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十四巻、七八号

(8) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六巻、二〇一号

(9) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六巻、二〇一号

(10) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十巻、三四〇号

(11) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十一巻、六九号

(12) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十一巻、一三六号

(13) 東俊佑「幕末カラフトにおける蝦夷通詞と幕府の蝦夷地政策」(『北海道・東北史研究』第二号、二〇一五年)、二七頁

(14) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十九巻、五七号

(15) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十四巻、七八号

(16) 【表3】中のトママイ、トツツチャラエンルモ崎については場所を特定することができず、【図1】に記載することができなかった。

(17) 「土人改容世話いたし候もの江、御褒美被下候」という内容の書簡に支配人代や番人の名前が載っていることや

『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六巻、一〇六号、「土人給与取調書」の差出人が差配人の権之助であったこと(『大日本古文書 幕末外国関係文書』十八巻、七一号)より

(18) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六巻、一三二号

(19) 『新北海道史』第二巻 通説一、七二―四頁

(20) 東俊佑「北蝦夷地在住・栗山太平の活動」(『北海道開拓記念館研究紀要』第三四号、二〇〇六年)

- (21) 東俊佑「北蝦夷地在住・栗山太平の活動」(『北海道開拓記念館研究紀要』第三四号、二〇〇六年)、七四頁
- (22) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十九卷、三二六号
- (23) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十一卷、一三二六号
- (24) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十卷、一九七号
- (25) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十一卷、一三二六号
- (26) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、二二五号
- (27) 『日本国語大辞典』より
- (28) 「露人北蝦夷地クシユンナイ滯留日記」(『幕末外国関係文書』十六卷一七〇号、十七卷三九号、二十一卷一三六号)より
- (29) 【表4】中のマノシレットコ、マルクリソウについては場所を特定することができず、【図1】に記載することができなかつた。
- (30) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十七卷、二四六号
- (31) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十九卷、一〇六号
- (32) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十五卷、五七号
- (33) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十九卷、一〇七号
- (34) ルダノフスキーは嘉永六年(一八五三)にロシア人がクシユンコタンを占領した際に同行しており、樺太の地理形勢に通じていた。蝦夷語を心得ており、山丹語を話せる雑人もいた。(『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、二二四号より)
- (35) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、一四二号
- (36) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、一四七号
- (37) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、二二四号
- (38) 現在土人という言葉は「未開地域の原始的な生活をしてゐる住民を侮蔑していった語」であり、差別用語にあたる。「デジタル大辞泉」より)しかし、史料中にはアイヌを含む樺太の先住民を指す言葉として使われており、前者と区別するため「土人」と表記する。
- (39) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、一四二号
- (40) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、二二四号
- (41) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、一五一号
- (42) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、一四四号
- (43) 関根達人氏「場所図・古地図にみる一八五〇年代の樺太(サハリン) 島における先住民と国家」(『北海道・東北史研究』通巻八号、二〇一二年)、二六一―二九頁
- (44) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、一四二号
- (45) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、一五〇号
- (46) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、二二四号
- (47) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷、二二四号
- (48) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十七卷、六五号
- (49) 秋月俊幸「日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題―」(筑摩書房、一九九四年)、一二六―一二七頁
- (50) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十一卷、一三二六号
- (51) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十五卷、二二七号
- (52) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十九卷、一〇四号
- (53) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十一卷、二五二号
- (54) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十二卷、二七四号
- (55) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六卷一七〇号、十七卷三九号、二十一卷一三六号より。十六卷・十七卷の

日記は、誤って安政四年（一八五八）のところへ収録されている。安政五年（一八五八）六月八日から安政六年（一八五九）一月十二日までを扱っている。

- (56) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十一卷、二五二号
- (57) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十二卷、二七四号
- (58) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十二卷、八七号
- (59) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十二卷、九三号
- (60) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十二卷、九三号
- (61) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十一卷、一三六号
- (62) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十一卷、一三六号
- (63) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十一卷、一三六号
- (64) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』二十二卷、一六九号

二〇二〇年
宗教・文化研究所ゼミナール活動記録

二〇二〇年は、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により、『吾妻鏡』や『百鍊抄』の講読会も行うことが難しい状況に直面致しました。また、本来であれば六月に行われる宗教・文化研究所公開講座が中止となつてしまいました。このように、世界中を混乱の渦に陥れた新型コロナウイルスによって、当ゼミナールも翻弄された一年でございました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とそれにともない発令された「緊急事態宣言」により、四月～八月には大学への入構や対面授業が禁止され、研究室に訪れることが叶わない日々が続きました。九月から規制が緩和され、研究室に伺うことは可能になりましたが、新型コロナウイルスによって新たな生活を強いられるようになった社会と同様に、当ゼミナールも以前と同じ状況に戻ることは困難でした。公開講座に关しましては、一度二〇二〇年六月の開催から十月に延期されました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から本年度の開催は中止となり、

予定されておりました永山修一氏、柳原敏昭氏の御講演は二〇二一年度に延期されることになりました。

一月

『紫苑』編集会議

二月

『紫苑』編集会議

九月

近況報告

十月

近況報告

十一月

近況報告

十二月

『紫苑』編集会議

近況報告

執筆者紹介

- 小野 翠……………愛媛県内子町八日市・護国町並保存センター学芸員
- 齋賀 万智……………兵庫県立宝塚東高校教諭
- 北條 暁子……………本学文学研究科国文学科博士後期課程
- 佃 美香……………京都大学大学院人間・環境学研究科修士課程
- 佐藤 亜美……………本学文学部史学科四回生
- 澤井 真帆……………本学文学部史学科四回生

『紫苑』投稿規定

一、(資格)

投稿資格者は、ゼミメンバー並びにゼミ主宰者の認定するものとします。

二、(枚数)

注を含め四〇〇字詰原稿用紙に換算して七十枚以内とします。但し、分量については適宜相談に応じます。

三、(原稿)

①種類は、論文・研究ノートなど。縦書き・完全原稿とします。

②ワープロ原稿の場合は、四〇〇字の倍数、縦書きで打ち出してください。投稿の際は、原稿を保存したメディア(USBメモリ、CD-R、など)一部を添え、使用ワープロの機種名・ソフト名を明示してください。
③手書き原稿の場合は、四〇〇字詰または二〇〇字詰原稿用紙に、本文・注とも一マス一字、縦書き、楷書で、鉛筆書きは不可とします。

④注は本文末に一括して、(1)、(2)、…のように付けてください。

⑤年号を用いる場合は、なるべく西暦併用でお願いします。

⑥図表・写真(いずれも鮮明なものに限ります)の添付

は刷り上がり時の大きさを勘案して字数に換算します。これらを添付する場合は、おまかな掲載場所を指示してください。

⑦編集作業の迅速化のため、住所・氏名(ふりがな)・目次を記した別紙一枚を添えてください。

四、(採否)

編集担当者(複数)が掲載の可否を審査いたします。

五、(著作権・公開の確認)

本誌掲載の論文・研究ノート等の著作権は著者に帰属するものとします。ただし、宗教・文化研究所ゼミナールは、本誌に掲載された論文・研究ノート等を電子化または複製の形態などで公開する権利を有するものとします。執筆者はこれに同意して、投稿されるものとします。やむをえない事情により電子化または複製による公開について許諾できない場合は、採用が決定した段階で宗教・文化研究所ゼミナールにお申し出ください。

六、(備考)

①他誌への二重投稿はご遠慮ください。

②掲載後一年以内の他への転載は控えていただきます。

*ご不明な点は宗教・文化研究所ゼミナールまでお問い合わせください。

あとがき

二〇二〇年は大変な年でした。新型コロナウイルス感染予防のため、四月からの授業はオンライン化され、ゼミの開催は不可能となり、六月に予定されていた研究所の公開講座もいったんは十月に延期されたものの、結局中止を余儀なくされてしまいました。授業は後期になって一部対面授業が再開されたものの、学内におけるゼミの活動はほかのサークルなどに準じて自粛せざるを得ませんでした。したがって、ゼミの活動は時々、研究室に個人的にやって来たメンバーとラインによる情報交換にとどまってしまいました。新入生が大学に来られないような状況でしたから、新メンバーの参加もありません。その一方、すでに四月から新しい世界に船出することの決まったメンバーもおられます。今の段階（一月）で具体的に分かっているのは、澤井真帆さんが神戸大学大学院への進学を決めています。このゼミで培った実力をいかんなく発揮され、御活躍を期待したいと思います。

このような状態でしたから、『紫苑』の編集も会議が開けず、また一年間の活動の成果を原稿化する作業も不可能になりましたので、かつてこのゼミで学び、いまは博物館や学校で活躍されている方たちにも原稿を寄せて頂くことに致しました。多忙な中、執筆の労をとってくれた小野さ

ん・斉賀さん、ありがとうございます。とくに人文・社会科学系の学問・研究についての将来が見通しにくくなってきた現在の状況を考えると、先輩諸姉兄の軌跡や経験をすることは大きな糧になるものと思います。

二〇二一年もコロナ禍による制約は続きそうで、いよいよゼミの存続も危ぶまれる状況です。Zoomでの研究会の開催とか、工夫を凝らす必要もあるうかと思えます。対面での実施が可能になった場合には、関西在住の研究者にも呼びかけて月一度程度の間隔で聞く本格的な研究会と、専攻を問わず、歴史好きな学生を主体にした情報交換や交流を主眼とした集まりの重層構成のような形態も考えたりしています。いずれにしてもゼミを自分たちのものと思ってくれるメンバーが主体的に牽引してくれるのが理想です。

古参メンバーには、研究生生活を希望しながら、現実的な事情から断念を余儀なくされた方もおられます。『紫苑』の次号には、そういう方たちが、在学中に書いた論文をベースとして余暇に少しずつ改稿してきたというような原稿も掲載したいと思っています。学部生から超一流の研究者までが集える雑誌というのは、なかなかありません。（そんな『紫苑』の刊行を出来るだけ長く継続していきたいと願っています。

（野口 実）

編集後記

二〇二〇年はイレギュラーなことばかりが起き、世界中が混乱状態の一年だったと思います。当ゼミも例に漏れず、活動を制限せざるを得ない状況でした。

新型コロナウイルスの影響により大学自体がリモート講義へと移行し、前期は入構が制限されるなど、なかなか研究室に集まること自体が出来ませんでした。また、毎年行われていた宗教・文化研究所の公開講座も一時は延期することが決まったものの、最終的に中止という形で今年度の公開講座は幕を閉じてしまいました。

本号では、当ゼミの卒業生でもある小野さま、齋賀さまにご自身のお仕事に関連した原稿を寄稿していただきました。また現役メンバーの佐藤・澤井の卒業に伴い、卒業論文に関連のあるテーマで研究ノートを執筆しました。そして、ゼミメンバーである北條氏、卒業生である佃氏にもご自身の研究テーマに沿った原稿を執筆していただきました。本号は先輩方のお力によって出来上がった『紫苑』になったと思います。

毎年のことではありますが、お忙しい中原稿を執筆をして頂いだ皆様にご心より感謝申し上げます。また、編集作業を協力してくれた鹿子畑さんにも感謝いたします。

最後となりますが、このような状況の中、学びの場を開いてくださっている野口実先生に感謝申し上げます。日々深刻になっていく社会情勢の中、来年度から大学がどう運営されていくのか不明瞭ではありますが、当ゼミの在り方も変化していく時期になったのだと痛感しております。今後とも、何卒よろしくお願い申し上げます。

(佐藤亜美)

紫苑 第十八号

二〇二一年三月九日 印刷
二〇二一年三月九日 発行

編集 京都女子大学

宗教・文化研究所ゼミナール
(佐藤亜美)

発行所 京都女子大学 宗教・文化研究所

京都市東山区今熊野北日吉町三五

電話 (〇七五) 五三一七〇七四

H P <http://rokuharasakurane.jp/>